

なし。而して縣道龜岡街道は村内の西部を横斷し、又淀川平田の船渡しを南に越ゆれば國道線京街道に出て、更に又京阪電氣軌道の守口森小路の二停留所共に餘り隔らずして、交通稍便なりとす。

大字菅原

大字三番の西に續き、南は新淀川に傍ひ、西南は西中島村大字淡路に

接し、北は新庄村に境す。も此所は新家村一に又二重新家とも云ひしが單に新家とも云ふは上略に因るかと云ひし一

村なりしが明治廿一年二月改めて菅原村と稱す。蓋し村内に勸請せる産土神菅

原神社の名に宛めたらんか。地は恰も古への逆川の故址に當れり。さても延暦年

中淀川と三國川即神崎川との間を疏鑿して流を通じ、以て瀉下を改められしも、其

後洪水尙氾濫して止まざりしかば、更に柴島今西中島の北村を指すを鑿ちて水勢

を三國川に漏したるもの之を逆川と云ふ。攝津志に水勢を三國川に漏すこあれば其流は淀

以て三國川に會したるものなるべし然れども土地人の言に據れば逆川は斯の如く新川を疏鑿其

三國川より東南に流れたれば此名ありと云へど是理に於て從ひ難しとす又長柄川を浚へて此年代詳かならずと雖も蓋此水路を塞げりと傳ふ。恁くて後世に至

りて此廢川敷及舊堤塘の地を開拓し、以て新に耕耘民居の地を設けたるもの即

本村にして、其農家の居屋敷を逆川址兩岸堤防の迹即東西二方に占め、以て二重

に新家を設くるに至りしかば、扱こそ二重新家の稱あるなれ。地は元和寛永の頃、

伊豆國田方郡三島の人三島江屋太郎兵衛本大字の一柳太郎兵衛の先及栗原中義の兩人に由て

開發せられし所なりと云ふ。偕現今の産土神社境内地即新淀川堤防下用水路の

邊より起り、夫より西北へ連互せる小丘人家の地即故水道東岸堤防の一部にし

て、其西岸の舊堤防と覺しきは西中島村との村界に從ふの邊なりとす。此附近に

限りて池沼の點在せるものあり、是皆逆川の堤防決潰して其慘害を逞ふしたる

面影の痕迹にして、就中本大字の大淵西中島村大字淡路字増島の西心坊等は其

大なるものなりとす。而して舊堤趾は今尙東西人家所在地の外、其幾部を田圃の

間に殘存せり。天保年間代官築山茂左衛門の時、漫に堤防を崩壊すべからずと嚴

禁したることありしが、爾來本村にては毎年九月九日、村民半日の閑を消し、以て

産土神社境内の地に土を運び來りて之を盛り上げるの慣例あり、稱して土持と

云ふ。こは是築山代官の禁令を紀念し、堤防を保護するの意を表するものにして、

今日といへども尙之を廢せず。

寛永十三年八月、代官豊島十左衛門の檢地あり、萬治三年北大道村の内外島荒開

の内高七石四斗七升五合、及永荒の内六拾石四斗九升八合は本村領に入る。而し

て當時の村高參百九拾五石四斗參升參合にして、此内三島江屋太郎兵衛の持分百九拾七石七斗六升七合なりき。新檢地の時代或はなかは詳かならざるも、徳川季世の時其石高四百八石壹斗貳升壹合あり、開發以來徳川氏領幕末は大坂鈴木町代官所支配地に屬し、維新前まで變る處なかりき。明治廿一年十月調によれば田五拾五町四反九畝貳拾八步此内壹反四畝拾參步は西中島村大字淡路の内に飛ぶ畑參町貳反六畝貳拾六步宅地貳町九反四畝貳拾貳步其他を合せて六拾五町四畝拾四步戸數八拾七人口四百七拾八と註せられき。

参考長柄川 一名中津川、淀川第二支、自長柄村西流、經川口小島、壩今里野里等、至傳法村分、遼諸嶼、達于海

上古水道唯一川、橫流不一、仁徳天皇十一年、疏導堀江、延曆中通三國川、然猶氾濫不已、疏築島北故水道

漏洩水勢于三國川、名曰中津川、今二重堤、即此後、長柄川、塞此水路、童謡曰、攝津國能中津河、原哀瀨、岐加

福豆、土持蛾持兼豆云々、長柄川一名中津川、此其緣也、(攝津志)

一用水溜池 攝津國西成郡新家村 貳拾箇所

高貳拾壹石八斗八升四合 此反別壹町八反四畝貳步 池成永引

右之内高九石九斗四升、反別八反六畝拾壹步は前々より池成に而、初發年曆相知不申候得共、寛文十戊

年、豊島權之丞様御代官所之節、御定免に池成永引に御記有之候、高八石八斗六升九合、反別七反四畝拾

貳步、元禄三年、森水惣兵衛様御代官所之節、用水池並堤切に付、池床に被成則御定免御記有之候、高參

石七斗五合、反別貳反參畝八步、寶永六丑年、万年長十郎様堤切に付、池床に罷成永引に御立被下則御免狀に御記有之引高に相立來り申候、  
(豊里村野本米三郎所藏明和四年溜池様子書帳)

**大字三番** 或は古へ三葉に作る。大字天王寺庄の西菅原の東に接し、南は淀川に面し、北は新庄村に境す。部落は三十二年淀川改修に際し、悉く移轉し、今新堤防の北數町の處にして、田圃の内にあるもの即是なり。元三番村と稱して一村をなし、東西凡拾五町、南北拾町に互れり、而して其舊部落のありし所は、今新淀川の敷地内に屬し、本部落の地より南、菅原より東南に方りて、河中荒地の洲崎の如くなり、たる斜に長く南北に遺れるもの即是なり。古へ此邊を草苺の莊と云へりこそ。陽

詳談には大道草苺里ごありて、南大道今大道村大字村其舊地なりと作る 傳へ云ふ、聖徳太子の四天王寺伽藍建立の地を相せんごて、此邊大字天王寺に來り給ひしとき、其御馬に秣を飼ひしより、草苺の稱あり、又太子は土地の篁の竹もて、笛を作り給ひて、式三番叟の舞樂をなさしめ給ひしかば、三番と云ふ。故に草苺三番と呼びけるを、後世約めて三番とのみ謂ふに至れりご、さる程に三番の名は郡内に二あり、一は下三番村と云ひて、今中津村の一、大字に屬せり。大日本地名辭書は、萬葉集に上小竹葉野あけさいたばのとあるも、中津川の畔なる

三番野三番の謂ならんこと云へり。いかにも同辭書の所見の如く高瀬の地と云ふものが今の守口北河内郡守口町なりとせば、三番野は則本大字三番に相當すべし。事参考記攝津志には、讚揚或曰揚當作場方廢而三番村存即讚揚郷之に當ることあり。されど何れの三番なるや、其所を指さゞれども舊名篠庭野は明かに下三番の地に作る。又西中島村の崇禎寺古記録文安年間の牒にも、三番の地名見えたれど、其果して此地なりや否やを判ぜしめず、暫く後證の出るを待つの外なし。本地は文祿三年九月桑原治右衛門の檢地に係り、後徳川氏の世となりては元祿七年正月代官森本惣兵衛の新田檢地あり、其高六百八石九斗四升にして、維新前までは大坂鈴木町代官所の支配地なりき。斯くて明治廿一年十月調に據れば、反別六拾四町六畝壹歩内田郡都合參拾參歩許は大字天王寺庄の内に飛ぶ戸數八拾七人口四百參拾四を算せり。

参考 吾君川

中津川の古名なるべし萬葉集に上小竹葉野あけこいたばのとあるも中津川の畔なる三番野の謂ならん

住吉大社解狀云從三國川尻至吾君川尻難波浦阿倍三韓國調實從此川三國川運進而深淺此川仍有制不運漕從吾君川運漕云々また朕君漕アキノリノカ云ふ名あり吾君渡の謂にて播磨國の古風土記に見ゆ其朕君漕を一名高瀬漕と呼ぶ高瀬は守口河内國茨田郡の舊名に遺れば中津川の筋をば高瀬川とも呼べることありしにや今之を推すに其渡津は十三若しくは橋寺の邊なることし(大日本地名辭書)

大字天王寺庄

大字橋寺の西、三番の東に接し、四箇の小邑より成れる一村なり

き。曰く平田村平田村の南舊淀川の傍ひたり此所は大坂の津より山城國伏見に登る川舟を改めし盛世にすへ渡りし所なり按ずるに平田は南大道村の土家なりし澤田左平太の名に採りしならん聞説らく澤田氏は元興州石川の人にして石川大三郎光義の遺孫なりし澤田年問興州より此地に移住し中島壹萬參千石餘の觸頭たり左平太は其家の通稱なり降て慶長大坂の役澤田宗純家康に對し地圖を上り方略を獻策して功あり其家に恩を賜ふこと又一に俗傳あり大坂の役家康眞田幸村の爲に追窮せられて逃げ來り澤田の家に匿る幸村之を捜むれども得ず憤怒して其家の柱を傷けて去る此柱今猶大坂北堀江邊の茶人某の内にありと澤田が土地の豪農たる以外に特別の船渡受所各所にて去るし事杯は全く事實なり或は是等は恩賞の一として受けし特權なりしやも知るべからず其舟渡場は大坂江戸堀土佐堀の下より南北傳法九條六軒屋野田新家等の渡皆左平太の受所にし元祿十四年現在の舟數貳拾九艘ありきされば爰の渡も左平太のむかしよりの受所なれば呼んで平田の渡と云ひし野村野村の中央の能條村に當る竹間村竹間村の東に是なり。所傳によれば、むかし聖德太子四天王寺創建の地として此邊を相し給ひしが、末世法燈興隆のため重て地を蘆江の東玉造岸上に定めさせ給ひしを、更に又荒陵の東に遷し給へり。然れども此地今豐里村大道村を指すに三寶寺と云へる別所を置き給ひしより天王寺庄の名ある所以なりと。又古刹誓願寺と云ふは、本村にも跨りしものによ、竹間村の内に誓願寺門前の地字あり。

延寶三年六月代官豐嶋權之丞の檢地ありて、高千貳百五拾貳石七斗七升六合を得たりしが、後異動ありて千貳百五拾壹石六斗八升六合となり、而も郡内の大村にして、其管轄は第一編第六章に掲げたる外、安永元年より天明三年まで十二年

間、京都女御院の御料地に充てられき。其後徳川氏領に復歸してよりは、大坂鈴木町代官所の所管に屬し、維新前まで變らざりし。現在に於ては、淀川改修に由り、本大字は其南方に於ける大部分の地を、其河川敷に失ひ、殘る一小部の地は、淀川の南に隔てられ、頗る面積を狭めらるゝに至れり。

**大字橋寺** 大字天王寺庄の東に並び、其東北の邊は、大道村に連り、南は、淀川に面せり。元は、廣袤東西七町餘、南北參町許の地域を有し、攝津志は、此所を以て、舊名上長柄に作り、猶古へ誓願寺一名橋本寺のありし所となす之を按ずるに、本大字の地字に、堂の前誓願寺西の垣外上の垣外垣内等の名あるに、觀るも、或は然らんと雖も、一説に、橋本寺は、蓋し古への三國川の橋寺にして、今の北中島の大願寺即是ならんと云ふ。併しながら、橋本寺は、此地にありしを以て、遂に橋寺の村稱を遺すに至りしかと思惟す。而して、彼の名高き長柄橋は、此所より、河州橋波村の西に跨りしものなりと傳ふるに従へば、謂ふ所の誓願寺も、亦其古橋の本にありしに由り、又の名を橋本寺と呼びしならんと察せらる。尤も其寺趾の所在は、今之を知り得ざれども、村内の西南に於ける田圃の内を深く鑿りければ、往々瓦甎の類出てしことありと云ふ。

本村は、文祿三年片桐市正の檢地せる處にして、即其反別貳拾參町五反八畝貳拾壹步、此石高貳百八拾七石四斗八升八合、内田九町壹反五畝四步、此分米百貳拾貳石八斗參升五合、畑屋敷都合貳町四反六畝貳拾四步、此分米貳拾六石七斗六升四合にして、爾餘の反別拾壹町九反六畝貳拾參步、此高百參拾七石八斗八升九合の地は、井路其他の引高なりき。降て、元祿十六年二月代官万年長十郎の檢地あり、即淀川流作地にして、其反別四町貳反五畝貳拾五步、此高拾八石九斗四升、内參町四反七畝九步、高拾五石八斗九升六合の大部分は、後川欠の引高となりき。尋て、寶曆八年十月又新田<sup>堤外</sup>反別六畝六步、高六斗六升の檢地ありしが、徳川幕末に於ける高は、參百七石四升八合を算し、天和二年より、徳川幕府領にして、其支配は大坂鈴木町代官なりき。寶曆十年の村明細帳に據れば、當時の家數參拾四軒、内道場壹箇、所人數百六拾人、内男七拾九人、女八拾壹人、牛七、疋、郷藏壹箇、所、小作直段壹反に付、宛米壹石より壹石六斗までと見えたり。

**〔参考〕** 廢誓願寺 一名橋本寺、在橋寺村、舊名上長柄、夫木集信實和歌曰、長柄奈留橋本寺、母造留奈利不興家、遠何爾誓願寺、古は橋自此跨于河州橋波村西

〔攝津志〕

### (二) 大道村

上中島に屬し、東は淀川を隔て、遙に北河内郡庭窪村と相對し、南は豊里村に連り、西は新庄村及三島郡吹田町に接し、北は中島村と境す。而して其一部の地は中島村を越えて其北に飛べり、之を字井高野（此所郡の最東北端に位し、大字北大道の各一部皆茲にあり）と稱す。其東は三島郡味生村大字別府に接し、西北は安威川の（西大道南大道の各一部皆茲にあり）小流を挾んで同村に界す。此の如くにして大阪市を北に距ること貳里參拾五町の所にあるもの即本村にして、地形東西に長く、東位に於て廣く、西方は漸次相狹まりつゝ、新庄村と中島村との間を遮りて北に突入し、猶神崎川を越えて中島村の西端に續き、其他貳箇所に飛べる地（豊里村の内）を以て一村をなせり。もと大道村と稱し、高千六百參拾壹石九斗壹升（古檢地高の村閭なりしかど、寛永廿年村誌之を寛永十九年に作るは非なり）之を四箇村に分割し、名けて西大道南大道北大道大道新家（今中島村大字小松）と云ふ。此内大道新家の外は、其名こそ西南北の文字を冠して其別を立てしなれ、三大道の地たる互に相錯雜して各大字の境域を一定し難ければ、寧ろ單に大道村として茲に之を叙するに如かずとせり。抑も寛永の分村より以來二百四十餘年間は大なる變革を見ざりしと雖も、明治廿

二年四月町村制施行に際し、南西北の三大道村を廢し、此地區により更に一村を設立し、村名は直ちに古名を襲ふ。町村制施行以前までは、三大道村及江口村橋寺村を以て一戸長役場の管理區域に置れしが、江口橋寺の二村を以て三大道に加へて一村となすは地形上宜しからず、且村閭の状態に於ても多少相異なる所あれば、遂に西大道南大道北大道の三村を以て一村となすに至りしなり。而して當時村役場を大字北大道壹番屋敷に置けり。是より先町村制施行前即明治廿一年十月調に據れば、北大道村の反別百拾參町九畝貳拾歩、内田五拾貳町六畝五歩畑五拾參町參反貳畝拾八歩宅地五町五反九畝拾七歩池沼其他貳町壹反壹畝拾歩、南大道村の反別五拾七町七畝歩、内田參拾參町七反九畝歩畑貳拾町九反四畝拾參歩宅地壹町八反貳畝貳歩山林五反壹畝拾五歩、西大道村の反別六拾六町壹反五畝貳拾五歩、内田貳拾五町貳反五畝貳拾貳歩畑參拾六町八反拾五歩宅地參町四反五畝拾壹歩山林其他六反四畝七歩を有せしが、之を通計して三箇村を一團とすれば、田畑相半ばし、而して宅地は拾町八反七畝歩にして、總反別貳百參拾六町參反餘歩に對して其約四分六厘に當れり。

後三十年九月淀川改修工事の施さるゝや、大字北大道に於て反別拾六町七畝貳拾

四步大字南大道に於て拾參町四反五畝壹步大字西大道に於て壹町壹反五畝貳步、  
總計參拾町六反七畝貳拾七步の地を其河川敷地に買收せられ、尙且戸數六拾壹戸  
を此地域内より他に移轉せしめられき。

全村は夫れ斯の如く大部分耕地にして、農業を以て、主要の業となすもの多く住居  
し、而して其風俗習慣等三大道相共に毫も變る處なしとす。

然り而して本村は上古應神天皇の宮居し給ひし地なりとすること大字西大道中央の  
地即宮跡なりしこ

ふ諸書に見え、又安閑天皇の御宇難波大隅島の御牧も此所なりと云ひ、加ふるに大

隅島は難波八十島の一にして其名早く著はれたりしが、中世に至り文治年間の頃、

僧大日房能忍と云へる者地の大利三寶寺に住し、盛に禪法を唱へ、僧俗風に歸する

もの多く、爲に三寶寺を中心として堂塔伽藍僧坊の、此地各所に散在せしこと、嘉吉

文安の古記録西中島村大字山  
口崇禪寺所藏に現れたり、當時此邊を總稱して中島乳牛牧と云へり。

三寶寺は疾く廢寺となりしと雖も、今現に三寶寺と稱する一の字地を存するあり。

尙其他の寺院にしても名のみ存するもの頗る多く、今如上の古記録に就いて之を

擧げんに、即字三寶寺の妙觀院彌勒院千手院大日院今中島村大字小松尊念寺中の安置佛大  
日如來は元大日院の木尊なりしなるべ

し、地藏堂藥師堂遍明院吉祥院西光院正忍房辻堂當時の地名は  
元寺院地かの般若寺圓明寺妙幸

庵永禪寺水小路の善昌庵、草刈の樂音寺曇華庵、蓮牧の善願庵、橋寺の極樂寺、島の長

松寺真牧庵、大道の別所寺、徳尾の西光院光善寺、三番豐里村大の瑞光院、今の木村瑞光寺は  
字三番か

の等なり、是等はもと三寶寺を圍繞せし屬坊なりしが、三寶寺荒廢してより凡二百

餘年の後猶此廢殘せし寺院ありしに見るも、如何に三寶寺の名利にして其勢力の

盛なりしかを知り得べし、而して是等寺院の廢滅せしは、何時の頃とも定かならざ

れど、按ずるに大永享祿の頃、兵馬の蹂躪する所となりし地なれば、其時代に於て既

に兵燹に罹りて亡びしものもあるべく、然らざるものも年代の久しきに涉りて自

然と荒廢し、遂に悉く其跡を絶つに至りしものならんか、又既に掲げたる地字に三

寶寺辻堂逆牧島水小路徳尾も亦  
本村なるべし、杯あるの外、猶板加野今の字井高北江口、今の邊に當るか  
野のここか

道南道北道大澤三千澤島頭等の地名も見えたり、就中板加野平田今の新  
庄村か、今在家三千澤大

澤三寶寺新庄島頭大道小物屋の地は乳牛牧中、或る部分を總稱せる地名なりしが

如し、是に由て觀るに大道村の稱も素と三寶寺の大小道縦横に通ぜるもの、内字

三寶寺の内到大門の地字三寶寺の内到大門の地字  
存す大道之より通ぜしかに大道ありしより起りしか、或は又大道小物屋を下略して大道

と云ふに至りしか、蓋し二者其一に居らんことす。

萬治三年北大道村の内、外島荒開の内高七石四斗七升五合の地、及永荒の内六拾石四斗九升八合の地を新家村領に割き、後貞享三年淀川筋の普請あるや、三大道の領域を新に掘鑿し、河道を改めて其曲流を修めしため、舊河道と新河道との間に一部の飛地を作るに至り、之を中の島おなかみじま又狼島おおかみじまと稱したりしか、明治七年此地五町五反六畝貳拾六歩參厘を割いて河内國茨田郡守口村守口町の北河内郡に編入せり。而して舊石高の徳川幕末に於けるもの、南大道村參百五拾貳石七斗七升八合、西大道村四百九拾參石六斗九升壹合、北大道村六百九拾參石七斗五升九合にして、其管轄沿革は既に第壹編第六章及第八章に叙したるが如くなれば、今茲には之を贅せず。

**参考**

大隅島 蓋北中島東部の古名なり、今中島村大道村新庄村豊里村等にあたることし

○日本書紀云安閑天皇勅大連云宜放牛於難波大隅島與媛島松原、莫垂名於後、又續日本紀云靈龜二年、令攝津國罷大隅媛島二牧、聽百姓佃食之。○按に攝津志書紀通證等、應神帝大隅宮址は西大道村に在りと云、今之に従ふ云々。(大日本地名辭書)

### 三 中島村

大道村と共に郡の東北端の地に偏在せる一村にして、大阪を北に去る貳里貳拾町

の處にあり、東は淀川を隔て、北河内郡庭窪村大字八雲と斜に相對し、又三島郡味生村と其幾部分を接し、西は大道村大字北大道島頭の在家及耕地を以て界し、南は同村大字北大道西大道と小徑等を以て、北は同村の飛地なる字井高野及三島郡吹田町の耕地と安威川の流を以て境す。地形東西に長く、南北は西に廣く、東に狭く、而して神崎川は村の中央より北に偏し、東西に直流す。

明治廿二年四月町村制施行に際し、江口小松の二村を廢し、此區域に基き、改めて設立せられたるもの即本村なり。其村名を中島村と撰定せられしは、此邊の地域も同上中島郷と云ひし所なればなり。元來江口小松は小村にして、同制施行當時までは既に大道村の條に述しが如く、江口は大道村と、又小松は上新庄、下新庄の二村と同一戸長役場管理區域なりしかば、愈、同制施行に當りては從來の管理區域の儘、新村を立つるを以て便なりとしたれども、小松村と上新庄村との間を大道村の遮る所となり、地形上一村となすを許さざる點あり。又江口と三大道とは其村狀相俾しからざるもの多し。されば小村なれども江口小松を以て一村となし、其資力充分ならざるを以て、之を新庄村と組合村役場となしたる以來、今日まで變る事なく、其役場及小學校は新庄村大字上新庄にあり、而して村内の大部分は農を以て專業となす。

廿一年<sup>十</sup>調査に據れば、田參拾七町壹反貳畝貳拾八步、畑八拾六町壹反壹畝貳拾九步、宅地七町六反六畝拾七步、池沼貳反四畝五步、山林壹町貳反貳畝貳拾步、原野壹町貳反貳畝貳拾五步なりき。

**大字江口** 元江口村と稱して一村なりき。大字小松の東に接し、東西凡拾六町南北七町廿間あり。其東北の邊は淀川の本流より神崎川の分岐せる所を以て、昔は淀川尻の大江の口と云ひし難波入江の基點としたれば、扱こそ江口とは云ふなりとぞ。而して其名の始めて史に上りしは推古天皇の十六年六月にして、其後廿五年を経たる舒明天皇の四年にも見えたり。此所は蓋し其當時以前よりの港津にして、西海よりする船客の京師に赴くもの必らず此港に入り、夫より川舟に乘替ゆるを例とせり。されば地に遊女もありて、而も最と繁華の小市街なりし事は、新猿樂記江家次第明月記撰集抄太平記散木奇歌集等にも見えたり。其他尙江口の事は榮花物語大和物語義詮住吉詣記等にも登載して古來其名高かりき。加之足利氏の季世天文十八年六月、三好宗三江口の城に據り、其族長慶と戦ひ、大敗して首を授くるに至りしと云ふ、即此地は其古戰場なり。又元龜元年本願寺主僧光佐織田信長の上京を扼せし所も亦此所なり。豊臣氏の時文祿三年九月、片桐市正

の檢地あり、而して其反別上々田九反四畝拾步、上田拾町貳反六畝貳步、中田貳拾町七反六步、下田四町參反壹畝貳拾九步、上々畑壹反八畝拾步、中畑壹町壹反參畝貳拾七步、下畑六反貳畝五步を得たり。外に上々畑八反八畝七步、上畑九反拾步、中畑四町壹反貳畝五步、下畑八町九反拾六步と、尙他に七町貳反壹畝拾五步とは井路川成川欠の地にして、其高五百五拾六石四斗貳升四合ありき。其管轄沿革は既に其部門に記せし所にして、天和元年徳川氏領に歸せしより大坂鈴木町代官所の支配に屬せり。

寶曆十二年十二月十八日、村内の平兵衛と云へる農家より火を發し、十八軒の家を類焼せり。是より先、六年前の寶曆七年には戸數百八軒、人口四百七拾七あり。明治四年の調査に據れば、戸數九拾四軒、人口四百八拾壹なりき。明治十一年二月、神崎川附換工事ありて、村内其敷地に當りし所多し。然れども今其反別の何程なりしやを詳かにせず。廿一年<sup>十</sup>町村制施行前は其反別六拾九町七反貳畝六步にして、戸數百壹人口五百四十六なりき。

**参考** 淳仁天皇天平寶字六年夏四月丙寅遣唐使駕船一隻自安藝國到于難波江口。(續日本紀)

正久五年二月二十二日の辰の時ばかりに御船出でて下らせ給ふほどに、江口のあるそび二船ばかり參



りあひたり、藤などをぞたまはせける。物などはぬかせ給はず、經信の左大辨琵琶權中將、季宗、笙、民部卿、大輔、政長、笙、師賢の辨歌うたふ笛の音も琵琶の音も、瀬々河、浪にまがひて、いみじくをかし、こゝはいつくぞごはせ給ふ、東宮大夫ぞ傳へ問ひ給ふ、これは長柄ごなん申すごいふほどに、その橋はありやご尋ねさせ給へば、候よし申す、御船ごいめて御覽すれば、ふる丈橋の柱唯一ツ、残れる、今は我身をこいひたるは、昔もかくふりてありけると思ふも哀なり。(大和物語)

上十六女者遊女夜發之長者江口河尻之好色所慣者河上遊蕩業所傳坂下無面之風也下 (新猿樂記)  
軍もなくてそゝろに向ひ居たるつれづれに元弘三諸大將加藤の陣々に、江口神崎の傾城ごもを呼び寄せて様々の遊をさせられける。(太平記)

江口 神崎川の南の岸にありて、くはしくは難波江口なるべし、いにしへ此の處は淀の川尻にして、難波江のはじめなれば、江口ごもいふなり、都におもむく船こゝにつごひて、是より川舟にのりかへ上るなり、さる程に海船こゝに泊る港なれば、繁花の地にして、遊女もあまた有之、賑しかりしなり、中頃泉州堺の津にかはり、天正年間より大坂海内の大港ごなれり、今は農家僅にありて耕作の地ごなれり。

(淀川兩岸一覽)

江口里 在天滿之北二里許、往昔海船之津湊、而遊君等亦有之、西行法師六、安土寺七、天王寺十、過此里、時、液雨暴至、暫時寓居、欲待、舞亭主遊女無許容之情、因詠歌、遊女笑返歌之云々、近頃其舊跡有聲。

(和漢三才圖會)

大字小松

大字江口の西に接し、北に神崎川堤防を負ひ、西は大道村の島頭に隣

す。東西八町參拾間餘、南北七町餘ありて、其一部は神崎川の北に飛べり、早くより一庄をなしつ、七百廿餘年前の建久三年ご云ふに、既に小松庄の名著はれぬ、然れども後世に至りて衰退し、大道村の支郷ごなり、了りしが、寛永廿年、大道村分村して、西南北の三箇村ごなりしごとき、此地も亦分れて一村を作し、大道新家ご稱す、而して小松或は松山の別稱もありしかば、慶應四年遂に村名を小松ご改む、初め元和寛永の頃、屏風屋勘左衛門ご云へる豪農ありて、此地を開墾し、反別數拾町歩に互り、大道新家の地殆ど勘左衛門の有なりきご云ふ、然るに勘左衛門奢侈を極め、豪華に耽りしかば、後同家は遂に覆滅の非運に至れりごぞ、今村内専念寺の別宇に安置せる大日如來は、もご此勘左衛門の邸内に安置せしものにて、今に其跡を大日屋敷ご呼べり、而して此大日如來こそ、彼の昔の大道三寶寺の大日院の本尊たるや、疑ひなかるべしご云へり。

本村の土壤は都て細砂にして、之を鑿つごご丈餘に及ぶも、變る處なし、按ずるに、此邊は往古の淀川尻にあたりて、河水ご潮水ごの相會し、渦旋して、洲壤を付けし地なるが如し、されば烈風の日に遭ふや、砂煙濛々ごとして揚りて、天に沖し、全村其影を没することあり、近郷より之を望みて、火災ご誤認し、喧騒したる事も屢あり

し由なるが寶曆十三年土井大炊頭の所領となるや、銳意土質の改善に努力し、同國川邊郡尼崎城下の蘆芥即ごもくを輸集し、以て此地の肥料に充てしかば、遂に今日の如く其地味を變ずるに至れりと云へり。然るに是より先萬治三年に檢地あり。外島下田壹町壹反四畝拾四步此高拾貳石五斗九升、下畑拾町壹反五畝拾九步此高八拾壹石貳斗五升、荒所五町壹反壹畝拾步此高參拾石六斗八升、内野下田壹町七反四畝貳拾參步此高拾參石九斗八升、下畑拾町八反參畝貳拾八步此高八拾六石七斗壹升、荒所拾參町四反四步此高八拾石四斗、屋敷參町八反四畝五步此高參拾八石四斗壹升七合、都合反別四拾六町貳反四畝拾參步此高參百四拾四石貳升七合を得たりしが、後寶曆十年六月代官萩原藤七郎の流作場八反五畝貳拾七步の檢地ありて、反高取に定められしかば、高付はなかりき。次に明和元年十月代官飯塚伊兵衛の又も檢地あり、而して下々田見付田畑取混ぜ九反四畝貳拾七步此高五石八斗にして、總高參百四拾九石八斗貳升七合を得たりき。攝河泉和一村別舊領主井石高調によれば土井氏領參百五拾五石五斗八升五合代官内海多次郎支配地五石八斗參合に作る

然るに又本村は綿の栽培地として、古くより其名聞えたり。而して其壹反步の收穫は、常に遙に玄米の價格に勝り、收利極めて宜しきに引換へ、土地柄は砂地にし

て田畑の等位低く、隨て貢租も亦輕かりしかば、富裕の農家多く村柄至りて宜しかりき。されば寺院の如きも今の向稱寺専念寺瑞松寺の外、淨土宗の稱易庵谷稱庵曹洞宗の久昌院二庵一院共に明治六年廢寺等ありしに觀ても、村民の家數明治九年現僅少なる在七拾六戸に拘らず、其村の資力如何に豊富なりしかを推想するに難からざるべし。明治廿年十月調によれば、反別六拾參町九反參畝貳拾貳步にして、戸數八拾五人口四百四拾七なりき。

参考 小松 中島村大字小松は江口の西に接す、涙池の故跡あり(名所圖會)東鑑建久三年攝津國小松莊又

東寺文書正和二年七條院領小松莊攝津なご見ゆ、今小松の西に新庄村あり、即小松莊の中なるべし

三國川北邊を過ぐ對岸は三島郡吹田町なり。

よしさらは泪の池に身をなして、こゝろのまゝに月やこるらん (天木集攝津) 西行法師

(天日本地名辭書)

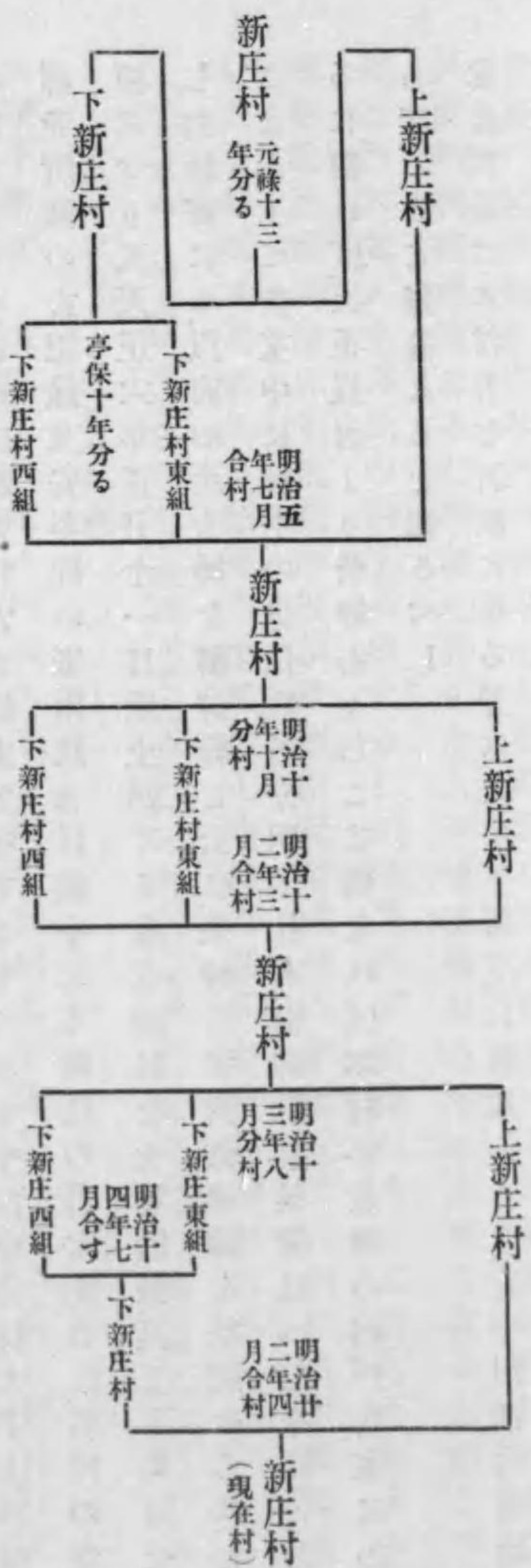
#### (四) 新庄村

上中島中に在りて其西に位し、神崎川南岸堤防の南に傍ひ、東は大道村に界し、西は西中島村大字淡路に接し、南は豊里村に隣り、北は同川堤防北側下に貫通せる水路

の北岸其他を以て三島郡吹田町と境せり。地形は東西に延び、南北は中央最も廣く、西は迫りて狭く、大阪市を北に距ること貳里參拾町の所にありとす。明治廿二年四月町村制施行に際し、上新庄、下新庄の二箇村を廢し、此地域に據りて更に一村を設置し、舊稱を襲ふて新庄村となす。而して其村役場を大字上新庄八番屋敷に設け、以て中島村と組合役場を結ぶ。其中島村と組合役場の關係を結ぶに至りし所以は、既に中島村の部に概記したるが如し。

是より先廿一年十月の調査によれば、上新庄村は田參拾七町九反參畝貳拾八步畑壹町七反九畝貳拾壹步宅地參町八反貳畝貳拾貳步山林其他五反參畝拾步戸數百四拾人口七百四拾壹、下新庄村田七拾壹町壹反參畝貳拾四步畑貳町四反七畝八步宅地六町壹反參畝拾七步池沼其他七町八反貳畝步戸數百四拾貳人口七百參拾、總反別百四拾壹町六反六畝拾步人口都て千四百七拾壹人を算し、村内率ね農家を以て充さる。而して大阪より丹波龜岡に通ずる龜岡街道は、豐里村より本村に入り、北は吹田町に通ぜり。又東海道線の同町停車場は、本村を距ること北へ拾壹町にして餘り隔たらざれども、大阪市中へは一旦逆行して同線路に依らざるべからず。されば交通上電氣軌道の發達せる今日より之を見れば、稍不便の憾なき能はず。

新庄村分合系譜



備考 第壹編第八章明治時代の内明治五年五月以後に現はれたる村名と本譜と相一致せざるは不審なれども、本譜は大阪府地誌に據り掲げたれば其出處の正しきものご知るべし。

**大字上新庄** 大字下新庄の東に接し、大道村大字北大道字島頭の西に隣り、其部落は神崎川堤防の南側に傍ふ。本地の幅員は東西七町貳拾貳間七分南北五町貳拾壹間貳分なり。初め單に新庄村と呼び、上中島郷に屬する一村なりしが、元祿十

三年分れて上下新庄の二村となる。明治五年七月之を合して又一村となしたりしが十年十月二日再び分れて三村となり、十二年三月又併せて一村とし、越て十三年八月又々分離して三村に別れたり。新庄は恰も新家新在家今村杯の如しとし、世人の多くは近世に成れる村里の如く説くものあれど、事實は全く然にあらざして、小松庄乳牛牧庄宮原北庄宮原南庄杯と唱へ、村を多くは庄と呼びし時代の新家なるべければ、相當に古き歴史を有するものなり。今西中島村大字山口崇禪寺所藏の古記録文安年間の寄附狀附目錄中にも新庄の名を記され、當時の寺領とせり。又天正六年正月十一日産土神なる春日神社を大和國奈良より勸請せし由緒書にも以前の産土神を禰神社と云ひ、祭神に宇賀御魂神を祭祀せられしことありて、其文中に「神主の世代姓名分明不仕、右禰神社其後攝社へ祭來候」とあるに觀れば、天正以前より祭神ありしこと明なれば、本村が近世の出戸新家にあらざることを無論なるを知るべし。

攝陽群談は本村名を新城に作る。并は大字下新庄に城墟ありて、昔中川瀬兵衛清秀の出城なりしと云ふに由るべし。而して同所にある今の明教寺は、即天正の頃其城跡に草創せしものなれば、城置山の號あり。又天守址の地字もあるより察す

れば、當時新に城を築かれしより之を村名に轉用して新城と書きしならんか。大日本地名辭書には「新莊村あり、小松莊の中なるべし」と見ゆ。

文祿三年桑原治右衛門の檢地あり、徳川氏の世に至りては、元祿七年代官森本惣兵衛の新田檢地ありし外、都て詳かならず。地は管轄沿革の部門に叙せし如く、下總古河の城主土井氏の領する處なりしが、其高四百拾參石八斗五升七合ありき。地租改正後明治九年現在の反別は、四拾參町貳反八畝拾壹歩の内、田九町參畝貳拾五歩畑貳反七畝九歩宅地六畝貳拾七歩は下新庄の内に飛びたり。

参考 車暖 西成郡新城村にあり所傳云、昔此處は小栗判官紀州熊野山本宮温泉に赴の車道なり因て車暖の號ありと。(攝陽群談)

**大字下新庄** 大字上新庄の西にありて、西中島村大字淡路の東に接し、豊里村大字菅原の北に隣る。大字淡路との境界は古水道の流れし址にして、蓋し其西邊は東岸堤防のありし所に方るべし。即之より東を上中島郷と唱へ、西を下中島郷と呼びたりし地の相分るゝ處なり。其部落地は神崎川堤防の南側に傍ひ、上新庄の在家の地と間を隔て、其下なる西の方に位す。元大字上新庄と其沿革を同うせしが、元祿十三年彼と分村の後下新庄村として一村をなしたるより以來廿六年

を經たる、享保十年に至りて村高七百四拾貳石八斗九升の地を二分し、貳百四拾貳石壹斗壹升壹合を東組となし、五百石七斗七升九合を西組となし、双方に庄屋年寄百姓代を置きて全く關係を分ち、爾來明治五年に至る百四拾八年間何等變る處なかりしが、此年七月上新庄及下新庄の東西二箇村を合併し、十年十月二日又元の如く上新庄下新庄東西兩組の三箇村に分ちしを、十二年三月再び合して一村となし新庄村と稱せり。然るに十三年八月に至り又々分れて三村となること前の如し。而して翌十四年七月遂に又東西兩組を併せて下新庄村となす。古檢地は文祿三年桑原治右衛門のなす處に係り、東組の分は舊記録全く散逸して今詳かならざるも、西組の分反別四拾貳町貳反八畝六步此高四百八拾六の内、田貳拾七町壹反五畝貳拾四步、此高參百四拾八石參斗八升〇内壹町貳反六畝八步高拾六石五町壹反貳畝拾貳步、此高百參拾七石九斗六升五合〇内六町五反七畝貳拾五步高五なりき。後又元祿七年代官森本惣兵衛の下畑貳反七畝貳拾六步此高貳石貳斗參升壹合及享保十二年九月代官玉虫佐兵衛の下畑參町五畝貳步俗に云ふ金田屋開此高拾貳石貳斗參合等の檢地ありしが、維新前に於ける總高は五百石七斗七升九合あり。もと徳川氏領にして大坂鈴木町代官の支配地なりき。

### 第六章 下中島

下中島は郡の北部にありて、東は上中島と古水道趾川逆なる豊里村大字菅原及新庄村大字下新庄を以て界し、南は舊中津川の流域、今新淀川の北岸に南中島に屬する中津村大字せごも多くは新淀を隔て、南中島の地に對し、西は神崎支川の派流又は耕地を以て千川を以て限らる、南中島の地に對し、西は神崎支川の派流又は耕地を以て千船村福村傳法町の南に隔り傳法町に接す、北は多く神崎川の流域を以て豊能三島兩郡の南端と境す。

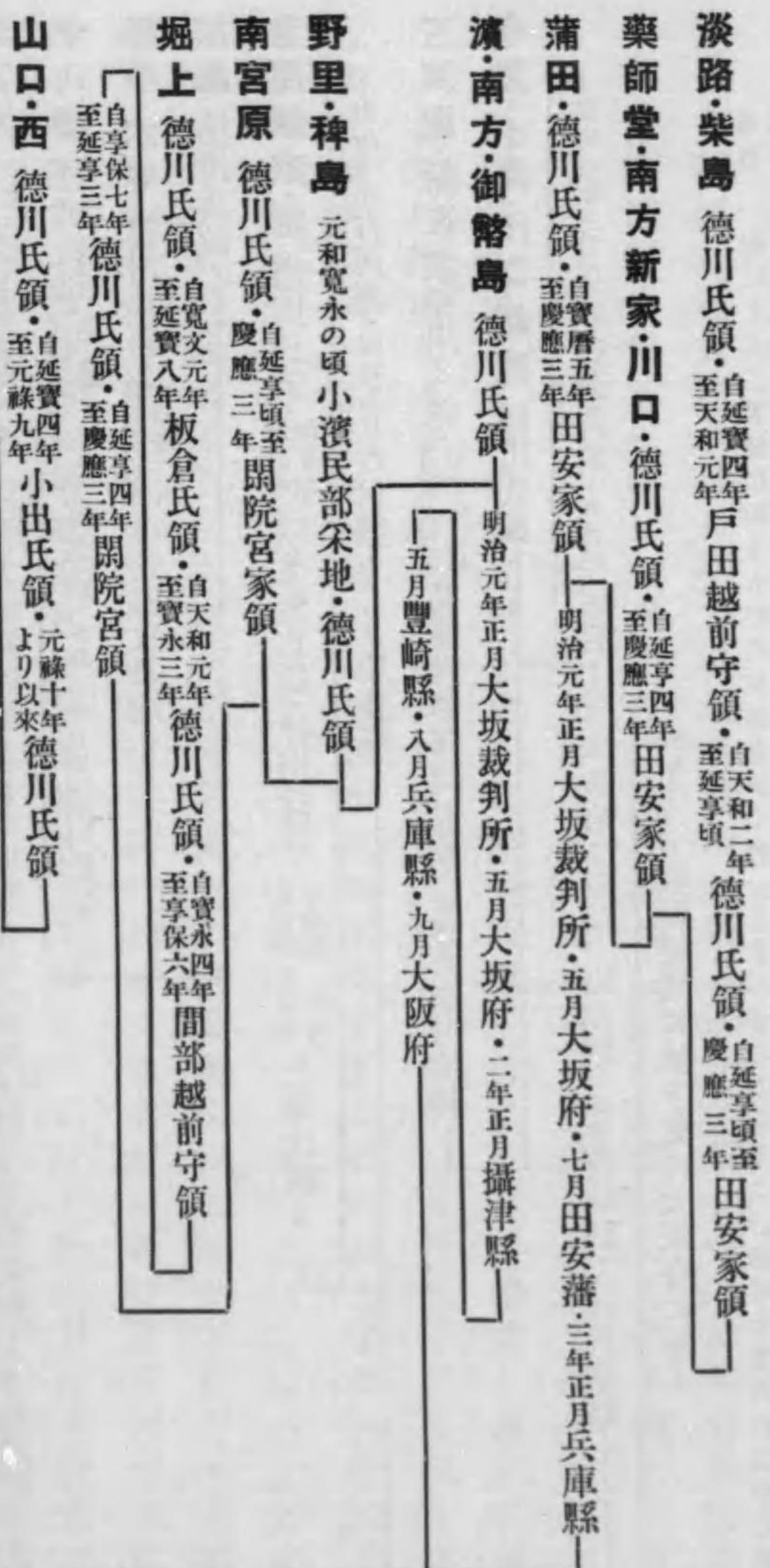
下中島とは上中島の下に位するより出でし稱にして、一に下中島郷と云ひ、又下郷とも呼びたりしが、足利氏の時代には上中島下中島を通じ、其一圓の地を單に中島と云へり。徳川氏の治世には之を北中島と公稱せり。蓋し前にも述べし如く南中島と對照しての謂ひなるべし。而して地を表明する公文書其他にも、必ずや北中島の稱を用うるを以て例としたりしなり。されば上中島と云ふも將又下中島と唱ふるも、畢竟之れ地方の私稱に過ぎずとす。去るにても下中島と稱したるは舊逆川址以西の地にして、即柴島村薬師堂村濱村増島村高畑村南方新家村南方村山口村西村川口村蒲田村北宮原村南宮原村宮原新家村十八條村川口新家村木寺村三津屋村

野中村新在家村堀村今里村小島村堀上村加島村の貳拾五箇村を云へり。而して野里村御幣島村葺島村は別に之を三箇島と唱へし地なりけれども、此稱は已に早く絶えしが如し。されば今之を別叙せんこと頗る叙述の便を缺く嫌あれば、相共に之を下中島の内に加ふること、せり。斯くて此地域の總舊高は壹萬參千八百餘石にして、其多を占むるものは徳川氏領にありて、代官内海多次郎及齋藤六藏の支配地なれども、外に土井大炊頭の所領田安家の祿地開院宮御領雨宮權左衛門小笠原七右衛門の采地各所に點在し、御領私領入込みの地なりしかば、各部落種々の關係を異にしたり。然れども悪水の排除若くは耕田の灌溉等に係る水利の如きに至りては、古くは柴島村藥師堂村北方村西村南方村川口村濱村北宮原村宮原新家村堀村木寺村川口新家村小島村の拾參箇村に係る悪水を、今里村より中津川へ排水せし關係等ありき。延寶中悪水排除の大改善行はれてよりは、其地勢上、上中島及三箇島の地とも更に水利の關係を有するに至れり。殊に現在に至りては、大道村外拾參箇村普通水利組合たる灌溉機關の設けありてよりは、尙一層其關係をして密接ならしむるものあるに至りぬ。

〔参考〕法事座家 西成郡北中島の庄内甘筒村にあり、織田信長本願寺を攻るの時、一向門徒の一族馳集て中

津川を文へ力戦す、其功名に因て、戦死の末家本願寺法事の座に於て、廿人は各定席を設くごなり。  
(攝陽詳談)

徳川氏以來の管轄沿革譜



北宮原

元和以來兩宮氏采地

明治元年正月大坂裁判所・五月大坂府・二年正月攝津縣・五月豐崎縣・八月兵庫縣

十八條 德川氏領

自寛文元年

板倉氏領・天和元以來德川氏領

野中・木寺 德川氏領

自寛文六年

小笠原氏采地

加島 德川氏領

宮原新家・堀 德川氏領

延寶の頃(堀を除く)

九鬼氏領・德川氏領

自寶曆十三年

土井氏領

〔明治元年古河藩・四年七月古河縣・十一月印旛縣〕

三津屋・新在家 德川氏領

自寶永五年

間部越前守領・享保二以來德川氏領

今里・小島・川口 新家 德川氏領

〔明治元年三月兵庫縣裁判所・五月兵庫縣・六月大坂府・二年正月攝津縣・五月豐崎縣・八月兵庫縣〕

〔四年十一月府縣廢置に依り更に大阪府に屬す〕

備考 一村にして二箇領に跨るものは其高を多く領せし方の分のみを掲ぐ○堀村土井氏の領せし初は寶曆十二年なり○増島高知の二村は淡路村として掲ぐるものご知るべし

### (一) 西中島村

下中島の東端新淀川と神崎川との間にありて、東西凡三拾七町南北廿餘町に跨り、現在の町村中其廣袤の最も大なるものに屬す。而して本村は明治廿二年四月町村制施行に際し、柴島村・藥師堂村・濱村・淡路村・南方新家村・川口村・南方村・山口村・西村の九箇村を廢し、此境域に因りて更に設立せられたるものなり。當時柴島藥師堂淡路濱南方新家の五箇村相共に一戸長役場管理區域第廿四に屬し、而して川口南方山口西の四箇村亦相共に別に一戸長役場管理區域第廿六に屬せしが、新制施行の際此兩者を合して一新村を立てたるもの、是蓋し民情地理の然らしむる所なるに由るべし。而して村名を西中島と撰定せるは、即中島村の西に方れるの故を以てに外ならず。其村役場を大字山口四拾八番屋敷に置きたり、後三十四年六月八日に至り、更に之を大字南方新家字東代貳拾四番地に移轉せしが、四十二年六月廿五日再び同大字の内拾貳番地の壹に轉換せり。

住民は農を以て專業となすもの多く、米麥蔬菜の産額隨て少しとせざれども、商賈曝業者等も亦多く住居せり。町村制施行當時にありては、全村の耕地田貳百八拾參町八反貳拾七步畑百四拾貳町貳反參畝拾九步を算せしが、三十年九月淀川改良工事のため、大字柴島に於て拾四町壹反貳畝貳拾壹步、大字藥師堂に於て拾五町貳反

八畝拾歩、大字濱に於て貳拾六町五反貳畝貳拾五歩、大字川口に於て參拾四町參畝九歩、大字南方に於て九町七反八畝拾貳步、都て九拾九町七反五畝拾七歩の地を其河川敷地として、買収せられしのみならず、四十一年六月又大阪市上水道水源敷地として、拾參萬參千九百八拾七坪を同市に買収せられし、其面積は大字柴島を第一とし、南方新家之に次ぎ、而して南方濱西山口の各部分をも裂れたり。斯の如く多くの土地を買収せられたる結果、四十三年末の現在によれば、田貳百四拾參町四反貳畝拾五歩、畑四拾七町八反七畝拾貳步前後二回の買収面積には宅地も含まれたれど減ぜり。は前掲反別と一致せざるものご知るべし。大字柴島には十三警察署柴島分署、鐘ヶ淵紡績株式會社中島支店、其他の工場等ありて、本大字は當村の首邑を以て推さる。而して猶發展の前途を有し、人家亦次第に増加し、益其狀景を改めつゝあるは、畢竟此方面が縦しや其中間に豊崎村を隔つることは云へ、大阪市を北に距ること餘りに遠からざるご、且最近に於て新淀川の橋梁を鐵橋に改め、之を長柄橋と名け、龜岡街道而して大阪市北區天神橋筋に直通し、以て交通を保全せられしごの結果たる好影響の然らしむる所なるや疑ひなし。されば將來大に地の發達を招致し、更に尙其面目を一新する所あるべしご推測す。

## 大字柴島

村の東は淀川に傍ひ、大字山口其西に接し、南は大字藥師堂に接き、北

は大字淡路及豊里村大字菅原に境し、元柴島村と稱したる一村なりき。本村は上古莖の渡りご云ひ、古歌に「葉かへせし葦もまはらに枯はて、くきの渡の淋しかりける」ごある其處なれば、因て莖島（オシマ）の名ありしに、後世莖を柴（シ）と訛りしが如し。大日本地名辭書には柴を久爾と訓む古言なるべし、北越方言に柴籬を久爾と云ふ事今なほ然りごあり。攝津志には柴島は古へ莖の渡と呼べりごなし、又淀川兩岸一覽は「俗國島」ご書けり、柴島ご書き、くに島ご訓み來ること年久し、其字義詳かならず。一説に櫛（シ）しまならんか、櫛は普く柴薪となす木なれば、いにしへ此處に多く櫛を植て薪の料ごし、遠近へ送りしゆゑ櫛島ごよびたりしを、いつしか略して柴島ごもいひたるなるべしご云へり。其他四條院の貞永年中九月廿七日洪水のごき、鈴森の八幡の神体柴の葉に乗り此所に着き給ひしかば、之を奉安せしより柴島ご名けたりなど云へる説あるも、こは畢竟俗傳たるに過ぎざるべし。此地は利島、田養島、御幣島、豊島、三島、大隅島等ご共に、難波八十島の一なること疑ひなく、而して今を距ること四百七拾餘年前、嘉吉文安頃の舊記に係る崇禪寺所藏の文書に、柴島北方ご書したるものあるに觀れば、本地の著はれたる時代も大抵推知するに難からず。



村内に城址あり、土地凡三尺許も高く、西成郡第一高等小學校舎のある處即夫れなりと云ふ。今地字にも本丸城道の名遺り、元和の頃は稻葉淡路守紀通と稱す、後丹波日城内に自及す此城に居りて、本郡江口村大道村邊を領せしかば、本村の如きも亦素より其封内に在りしならん、而して村高は四百貳拾六石壹斗六升八合にして、其管轄は田安氏の領有したる處なるは既に叙したるが如し。舊幕の頃は村内を南北に分ち、南柴島は農を專業とし、北柴島は淀川の流沫を利用して布木綿を晒すもの多く住せり、此業も古くより傳はりしものと見え、地字にまで調布てうふの名あり。而も世に柴島晒とて其名高く、今も尙晒業を營むもの尠からず。明治廿一年月の調査によれば、本大字の總反別五拾九町五反參畝貳拾九歩にして、其宅地は僅に六町九畝參歩に過ぎりき。

**大字薬師堂** 大字柴島の南に接し、其東南は元中津川に臨み、而して本村の東南隅に位せり。古へは之を豊崎庄と云へり。未だ中津川の流域を更めざるときは長柄村と一村たりしが、後川を隔つるに至りて別に一村を立てしものなりと云ふ説あれど、其微證乏しければ確かならず。攝津志によれば、地に薬師堂ありしこと明らかなられども、併しながら何等の傳説もなく、又記録もあらざれば、今詳かに之を知る由なし。されど按ずるに此邊も亦柴島の地なりしが如く、天平年間柴島に法華寺の創建あり、寺域廣闊規模宏壯にして、當代の偉觀たりし事は、載せて同寺の傳記に詳かなり。而して件の薬師堂は、即此大伽藍に配せし幾多堂宇の一なりしやも知るべからず。村名の薬師堂も亦因て起りしものにはあらざるか。今日尙其地字に、堂の前の稱あるに觀ても、此推想の甚だ誤らざるを知るべし。村高は百參拾石壹斗壹合にして、延寶七年三月九鬼和泉守の檢地に係れり。徳川氏の元文年間までは何人の食邑なりしか詳かならざれども、寛保元年よりは幕府代官の支配せる所なりき。延享四年以後の沿革は既に第一編第六章に説きたれば、今茲には之を贅せず。

**大字濱** 本村の東南に位し、大字薬師堂其東に接し、川口南方の二大字其西に隣り、南は元中津川に添ひ、北は大字南方新家に隣る。古は南方村の濱邊にてありしかば、濱村の名あるが如し。されば南方村より分れて一村を立てしものならん。延寶七年薬師堂村と同じく三月なるべし九鬼和泉守の檢地せる處にして、其村高貳百八拾五石九斗貳升なりしが、維新前の調によれば、貳百六拾五石七斗八升五合に減少せり。蓋し貞享三年淀川の治水工事ありし時、此邊に於ても亦其曲折を修理したるの結

果、自然其地域を缺くものあるに至りしならん。元和の初より徳川氏領にして、大坂鈴木町代官の支配地に屬し、維新前まで更に替らざりき。

**大字淡路** 本村の北にありて、九大字中面積最も大なるものなり。南は大字山口に接し、東は豊里村大字菅原及新庄村大字下新庄に界し、西は北中島村大字蒲田北宮原に接し、北は神崎川に瀕せり。古は之を淡路庄と云へり。而して淡路庄と稱せるは、元和年間稻葉淡路守紀通の柴島城に居りて此邊を領せしかば、其官名を採りて斯くは號けしこの傳説もあれども、大字山口の崇禪寺所藏文安年間古記録を見れば紛れもなく淡路庄と書し、以て其古き名なるを證せり。而して後年頃何なるや、之を數箇村に分ちて、淡路庄村、泉江村、増島村、高畑村となしたるは明らかにして、已に攝陽群談にも之を載せたり。然るに攝津志には、右の四村中、泉江を引江と作り、淡路庄を東寺と書き、東寺の稱は今も尚之を傳へて云へり、又之に對する西寺は今北中島村大字東宮原にありし古への禪林寺なりと云ひ、而も字として今も尚遺れり、按ずるに東西兩寺とも崇禪寺の別坊と云ふが如きものにやあらん。尚外に原村と云へる一村ありとし、而して引江東寺原は何れも増島高畑二村の出戸なりとせり。尤も後年之を高畑村石高參百七拾參石參升八増島村石高參百九拾七合の二村に分屬せしめたるは明らかなりと雖も、亦其年代を詳かにせず。因に云ふ引江は建武の頃有名なる鑛工來國次の開發せし所なりとの口傳あり、而して其遺孫に北尾氏中尾氏寄安氏行友氏採ありしも、今は僅に行友中尾のみ遺り、同地は穀

治戸のみ住みたりしも、世の變遷に伴ひて悉く農家と化せりとぞ。明治四年五月高畑増島の二村を併せて一村とし、之を淡路村と名く。今尙増島高畑引江の三字地存し、其他小字地に新太郎松西心等あり。而して新太郎松は彼の中島大水道の掘鑿起點にして、其名は新家今豊里村の太郎兵衛延寶年中水道掘鑿起者を略稱して云ひ出でたるに因るこの巷説あり。又西心は字増島の内にあり、古へ逆川堤防の附近に西心坊と云へる天台宗の古刹ありしも、洪水氾濫堤防決潰と共に其堂宇も亦流亡し終り、西心の名之が爲に残りて地字とはなりしと云へり。又此邊俗に釋迦堂官堂、左經堂大門作の名あり、是皆この西心坊の堂舎ありし所の跡なるべしと云ふ。池あり、是堤防決潰の迹にして、其池に鰐を産し、之を西心鰐と云ひ、其味ひ美なり。古檢地は文祿三年三月、船越五郎左衛門の行ふ所にして、其石高七百貳拾九石五斗九升貳合なりき。又新檢地は延寶七年三月廿七日九鬼和泉守之を行ひ、後又元祿十六年新田の檢地ありぬ。

**大字南方新家** 大字柴島の西山口の東に接し、其南は大字濱、北は大字山口に境す。もと南方村より地を分ちしに由りて此名あり。一に北新田とも云ひ、大字南方邊にては之を北方とも云ふ。別に又鳥居崎の稱もあり。蓋し中島惣社の鳥居先きに當れるを以てならん。本部落の沿革に關しては、徳川時代に於ける舊記録は素

より、其他の諸記録類に至るまで今は一も存するものなく、殆ど逸として詳かならず。然れども案ずるに、北中島村大字東宮原の部落と、其部民の住居せるに至りし年代とは略之を同うせるならんと推測す。されば後世孰れか部民の一方よりして、分村をなせしものなるやも知るべからず。延享四年田安家の食邑となりてより明治維新に至るまで更る所なく、其村舊高は百參拾石八斗九合を算したり。町村制施行當時にありては戸數八拾餘人、口四百六拾餘あり。村内にては其人口數に於て大字柴島淡路南方山口に次ぐ一大字なりしなり。

**大字川口** 大字濱の西に續き、神津村大字木川の東に接し、南は舊中津川に瀕し、北は大字南方に境す。川口村の名因て來る處詳かならず。一説に、川口は古への淀川口に當りしを以て然く稱へりと云へど、其徵證あらざれば信ぜられず。初め徳川氏領代官支配下に屬せし地なりしが、延享四年七月より明治維新に至るまで田安家の食邑なりき。新檢地は大字淡路と同じく、延寶七年三月九鬼和泉守のなす處なり。而して徳川幕末に於ける石高として攝河泉和一村別舊領主并石高調に據れば、高參百七拾七石八斗と註せられたり。之を古檢高五百六石五斗に對比せば、實に百數拾石の差あるは何ぞ。按ずるに是支郷の百六石九斗五合なる川口

新家を分村したると、貞享中治水の工事ありて川床となりし地のありしに因るならんか。明治廿一年月の調査によれば、田畑總反別參拾五町五反壹畝拾歩内宅地貳町參反貳畝五歩にして、田畑壹町餘歩は神津村大字木川の内に飛びたり。**大字南方** 大字南方新家の西に續き、南は大字濱、西は神津村大字木川に隣り、北は大字山口に界す。足利氏の頃文安年中より姑くの間今の大字山口なる崇禪寺の寺料地となりしことあり、而して同寺の古記によれば、當時は柴島南方と稱したるが如し。然れど何時の頃よりか柴島の文字を省き、單に南方と稱するに至りしなり。但し南方は北方に對するの名なりとせば、柴島村及舊北方即今の大字山口又は本大字の如きは本郷中に於ける最も古邑ならんこと。或は云ふも、此地を南瀉と書きしものありと。按ずるに此邊は中古概ね沮洳の地に屬し、或は淀川尻に當り、大字濱、大字川往々洲瀉の地ありし所より爾く書きしやも亦知るべからず。其古檢の行はれし事は詳かならずと雖も、新檢地は延寶七年三月九鬼和泉守の施行せし所にして、其高七百拾壹石參斗七升參合と註せらる。初は徳川氏の所領なりしかど、其中世の頃は何人の領地なりしか詳かならず。天保年間以來は徳川代官所の支配に屬し、維新前は大坂鈴木町代官の配下地たりき。

**大字山口** 本村の中部より西に偏し、大字柴島の西に連り、南は大字南方、西は神津村大字野中に界し、北は中島大水道を隔て、北中島村大字南宮原宮原新家に對す。もと北方村と稱して今の大字西と一村たりき。村誌云ふ、按ずるに本村と西村との田如互に錯雜して分ち難きは一村たり云々但し南方に對して北方の名出でしなるべし。其西村と分村せるの時代今知るべからずと雖も、恐らくは元和以前ならんことす。元和四年中島惣社古記崇禪寺所藏年問の古記録に據れば、柴島北方とあり。さらば南方と同じく略稱して單に北方とあり南方参照とも書きたることありしか、而して今の山口は、何時頃よりの改稱なるかは又詳かならず。中島惣社元和四年三月十日の古記には、既に山口村の村名あり。後の延寶六年中島水道の古書類、及元祿十四年刊行の攝陽群談等は、共に北方村と稱せり。是に由て按ずるに、初め北方の庄内に西山口の二在家ありしが、西先づ分れて一村を立て、山口のみは姑く新舊の兩名を唱へしも、寶永正徳の頃に至りて北方の名を廢し、遂に山口村の名のみ稱ふるに至りしならん。攝津志には、已に山口一名北方、屬邑一とせり。而して山口北方の名は地字にもありて、今の中島惣社崇禪寺の邊一帶の地すべて松林にして、又其古へは之を松山とも呼びし事あるが如し。今日其地字に山之東奥山山之町と云ふもあれば、恐らくは山口も之

より出でし名ならんかと推考す。嘉吉二年四月廿九日民部丞景安の寄進狀中島惣社に宛てしものにも、「攝津國中島惣社領松原内一町四方云々」とあり。已に松原とあるに觀れば、里俗は之を松山とも呼びしなるべく、山口の名因て起りしものと推考するの強ち無意味ならざるを知るべし。

檢地は文祿三年船越五郎左衛門の施行する所にして之を古檢とし、而して新檢のありし時代明確ならざれども、多分延寶七年九鬼和泉守の施行せる所なるべし。又寶曆八年十月代官小堀數馬の新田檢地ありて、村高四百九拾七石貳斗參升貳合と註せらる。元祿十年以來徳川氏領にして、大坂鈴木町代官所の支配下に屬せり。明治九年一調の總反別六拾九町六反餘の内、田壹町壹反參畝拾歩は、村の西方なる神津村大字小島堀の間に飛べり。

参考寄進狀 攝津國中島惣社領松原内一町四方爲崇禪寺敷地渡進上申者也御替地佛性院又三郎名於惣社御寄進御判下賜以上者向後社家違亂不可申也 恐惶謹言

嘉吉二年四月廿九日

民部丞景安 例

(西中島村大字山口久保田氏所藏古文書寫)

**大字西** 東は大字柴島に接し、西は中島大水道を隔て、神津村大字野中と對し、

南は大字南方に連り、北は北中島村大字南宮原及宮原新家と中島大水道の流域を以て界とす。其地は大字山口と交互錯綜すれども、其部落は相分れて判然區別を立てり。もと北方村と云ひ、今の大字山口と一村たりき。而して之を西村と呼ぶは、蓋し中島惣社の西に當れるを以てならん。已に元和以前に於て分村し、以て一村を立てしより以來、他村との間に曾て分合等の關係を生ぜし事ある莫し。本大字の地字に城、城面、城東、城ノ越、中繩手等の稱あり。按ずるに中島一圓の地上下中島は、享祿天文の頃、屢兵馬の往來する所となりしかば、本大字の内にも或は堡壘、城砦等の設けありしやも知るべからず。否らざれば、彼が如き地字のあるべくも思はれざればなり。又聞く所に據れば、曾て本地の東方部落の東端を指すに於て古土器の發掘せられし事ありと。土器の一個地の且鎌倉時代の頃より最も盛んに行はれし五輪塔形の小墓石高さ八尺許時として田圃の内より掘出すことありとも云へり。現大字山口より本部落へ通路の傍此小墓石あるを見る因て考ふれば、古來何等か故事來歴の存するものありしやに想はるれど、今之が徵據とすべきものあらざるを遺憾とす。

本大字も亦文祿三年三月船越五郎左衛門の檢地ありし所にして、延寶四年小出大隅守の領有する所となりしまでは、其沿革を詳かに知るを得ず。後又徳川氏領

となりてよりは、大坂鈴木町代官所の支配地に屬し、其高五百拾八石七斗參升貳合あり。町村制施行前即廿一年十月調に據れば、反別五拾八町八反七步内宅地貳町壹反四畝拾貳步戸數六拾七人口參百六拾參の一村なりき。

### (二) 北中島村

東は西中島村大字淡路に接し、西は神崎川を隔て、豊能郡小曾根村及本郡神津村大字新在家に界し、南は西中島村大字西山口に隣し、北は神崎川の流域を以て豊能郡豊津村及三島郡吹田町と、神崎川以北の田圃の地を以て境す。明治廿二年四月町村制施行に際し、當時同一戸長役場管理區域第廿九役場にありし蒲田村南宮原村北宮原村宮原新家村東宮原村十八條村の六箇村を廢し、此區域を以て一新村を設置せられしもの即本村なりとす。

然り而して村名を北中島村と撰定せるは、下中島郷に屬して其北に位せるを以てなり。當時の反別田百四拾八町貳反壹畝拾四步畑九拾九町貳反貳拾九步宅地拾四町貳反八畝壹步池沼壹反貳畝拾八步山林八反貳畝貳拾步原野貳町貳反七畝貳步にして、各大字を通じ農業を以て主要の業となすもの多し。然れども唯大字東宮原

のみは特種の部落なれば、其生活の状態他と全く其趣を異にせり。又大阪より丹波  
 龜岡に達する能勢街道は、村の西端なる大字宮原新家と神津村大字新在家との境  
 界に傍ひ、南北に縦貫し、且明治四十三年三月より箕面有馬電気軌道の開通を見る  
 に至りて其停留所を能勢街道三國橋の南なる本村内に置きしかば、大阪市申其他  
 沿線に接する交通の便を開くに至れり。村役場は大字蒲田字砂六拾五番地に設け、三國  
 停留所を東に距ること九町許とす。

**大字蒲田** 大字十八條の南に接し、大字北宮原の北に位す。原是一村にして而し  
 て舊名を佛生院村と云へり。この村名は古くより存したること、足利氏の治世文  
 安年間頃、崇禪寺の古記寄文狀の目錄中に見ゆ。一説に據れば、往昔この地に佛  
 生院橋本寺ありしと云ふ。因て佛生院の村稱ありしか。又橋本寺は有名なる古刹  
 にして、即本大字の大願寺は其跡なりと云ふものあり。然れども又豊里村大字橋  
 寺こそ其古跡なれと云ふものもあり。彼には橋寺の名を存し、是には佛生院の稱  
 を傳ふるより考ふれば、果して其何れか真なるやを判ち難し。姑く後の考定を俟  
 つの外ならず。橋本寺は晉願寺佛生院の名あり。豊里村大字橋寺の部參照。足利氏の頃土地の豪族に、  
 佛生院又三郎なるものあり。村内大願寺の南に接し、反別五反歩許の凡三尺高き如地の  
 ところ即其曾様の地なりと云ふ。又三郎の事は嘉吉二年四月廿九日崇禪寺敷地の爲、民部丞景安の名を以  
 てせる寄進狀にも見えたるが、佛生院の名此名敷より起れるにはあらざるか當らずと雖も、推る所ありとこ

けべさる程に佛生院村は、徳川氏の寶永六年に至りて之を改め蒲田村となす。而  
 して又此名の因て起れる事由今之を詳かにせずと雖も、もと此邊には蒲の生え  
 し水田ありしかば、取て以て村名としたるにはあらざるか。されど之を地の古老  
 に問ふも、さる事ありしを聞かずと云へり。然らば大願寺所在の邊を、鎌田と呼べ  
 る地字ありければ、其字音の似通へるに取て蒲田と名けしやも知るべからず。現  
 に今尙鎌田砂井有寛永の頃は湯元、高須、高洲など呼ぶ字地の名存すればなり。  
 文祿三年船越五郎左衛門の檢地ありし所にして、其高八百參拾參石參斗六升と  
 定まれり。降て徳川氏の時代新檢地の行はれしこと詳かならずと雖も、其高八百  
 五拾壹石貳斗壹升と増せり。明治廿一年十月村制施行前の調査に據れば、其反別  
 田八町六反六畝八歩畑七拾四町四反八畝貳拾歩宅地四町四反貳畝拾九歩山林  
 五反七畝拾四歩原野壹町七反壹畝拾八歩にして、六大字中の最も大なるものな  
 り。舊幕時代の頃は始め徳川氏領の處、寶曆年中より田安家の食邑に移りしこと  
 既述の如し。

**大字北宮原** 大字南宮原の北に隣り、大字蒲田の南に接す。元是一村にして古く  
 は宮原と稱し、南宮原と一村なりき。而して中島四十八郷惣社の宮の原にありし

在家なれば、斯くは呼べりと云ふ。其南北に分村せしは何れの時代なるや今詳かならずと雖も、西中島村大字山口崇禪寺所藏文安年間の古記録には、已に宮原北庄の名見えれば、早く其一庄を立てしこと明かなり。而して此時未だ北宮原とは唱へざりけれ、其分村せるは極めて古きことなるや疑ふべからず。俗に所の名をきたんじよと云ふ、即北の庄の義なり。又北宮原を下略して北宮とも云ふ。而して字地には南戸井早菊、鷹郷才ノ木高堤、茶縁原長田濱、北庄北濱、小曾根、牧田水田、四反田、大苗代宮等の稱呼あり、尙其餘に數多の小字あり。舊高六百七拾九石參升の内、百四拾五石八斗參升九合反別不詳は永荒の地、殘高五百參拾參石壹斗九升壹合に對する田畑の等位及其反別は上田四町八反八畝貳拾九步參厘中田拾八町四反壹畝貳拾九步壹厘下田拾參町八反五畝貳步九厘上畑四町貳反參畝貳拾參步下畑參町七反六畝拾九步參厘にして、即是貢租地なり。尤も古檢地新檢地の施行せられし時代今全く詳かならず。弘化四年の村明細帳によれば、當時の家數四拾九軒にして、内高持四拾四軒人口貳百七拾六ありき。元和三年の頃より旗本兩宮氏の采地となりしこと管轄沿革の部に載せたるが如し。而も私領にして斯くも長く領有せしもの、郡内に於て未だ替て他にあらざる所なり。

産土神なりし八幡宮、春日大明神、惠美須の三社は、寛永五年九月の勸請なりき。尙村内に向泉寺と云ふ眞宗佛光寺派の寺院ありしも、并は疾くに廢滅し、今は名のみ残りとぞ。

**大字南宮原** 西中島村大字山口大字西の北に位し、中島大水道を以て界とし、大字北宮原の南に接す。もと北宮原村と其沿革を同うし、北宮原村の宮原北の庄に對し、宮原南の庄と稱したり。されば俗に今も之を「みなんじよ」と云へり。即南の庄の義なり。本村も亦北宮原と同じく古檢地新檢地の行はれしことは、共に中島大水道古書類中にも見えて確かなれども、其時代は今詳かならず。されど其新檢は隣地にして元母村なりし關係もありければ、宮原新家村と同じく延寶七年九鬼和泉守の施行せし處ならんかと思惟す。村高參百四拾參石貳斗參升九合の内貳拾石九斗七升は、北宮原村と同じく元和三年の頃より兩宮氏の采地となりしかば、此分は北宮原村庄屋小岸家の支配に屬し、弘化四年北宮原村明細帳爾餘の石高參百貳拾貳石貳斗六升九合は、延享の頃より閑院宮家の領有せらるゝ處となりき。而して古く承應二年の頃、新田を分て一村となし、宮原新田村と呼ぶ。即大字宮原新家是なり。斯くて又村の東端に、宮崎村一に革多村と稱する一部落あり。古より本村支屬

の地なりしが、明治十六年四月に至りて又之を分割し、東宮原と稱して一村を立てり。廿一年月調によれば、田反別貳拾四町參反六畝拾壹歩畑反別五反六畝拾壹歩宅地反別壹町七反貳畝六歩池沼四畝拾八歩人口百六拾壹ありき。而して其地壹反參畝餘歩は、北宮原の内に飛べり。

因に云ふ宮原新家村の分村せられしことは、本村の舊庄屋役にてありし中井氏の直話なること、其宮原新家村の舊庄屋の家筋なる中尾氏が本村より出て、新村の庄屋の家を立てられしこの消息に依り、旁々以て信ずべき説なれども、中島大水道の古書に北宮原新家村と見えたるは疑ふべし。

**大字宮原新家** 大字蒲田の南に接し、西中島村大字西とは其南一帯を中島大水道の中央を限りとして界す。而して承應の頃南宮原村より分れて一村を立てしことは、既に南宮原の部に叙せしが如し。されど中島大水道古書類中、延寶六年五月調に係る新井路鋪堤床村々より書附越候扣帳とあるものには、北宮原新家村とありて、而も其潰地の新古検地反別及検地竿の間尺分米高までも掲げられたり。中島大水道の沿革には、單に之を宮原新家としたり是に由て之を觀れば、其分村は寧ろ北宮原村よりなせるものと見ゆれど、今は暫く前説に従ふの外なし。本大字を元新田村又は硯新田とも云ひしことは、攝津志に見えたり。蓋し其狀長方形にして、恰も硯の形に似たる

所あるより稱へ出でしが如し。又一に「かんべう新田」とも呼べるは、此地に元千畝を多く作れるを以てなり。

古検地の行はれたる事實はあれど、其時代詳かならず。新検地は延寶七年三月九鬼和泉守の施行せる處にして、其田畑の反別及等位分米高は、中田拾七町壹反八畝拾參歩、此分米貳百貳拾參石參斗九升四合上畑壹町七反壹畝貳拾五歩、此分米貳拾石六斗貳升、中畑四町四反七畝四歩、此分米四拾九石壹斗八升八合、屋敷壹町七畝拾貳歩、此分米拾貳石八斗八升八合。已上反別外、井路道成等に引高あり、知るべしにして、總高參百六石九升の内、荒起參斗八升四合を引きて、參百五石七斗六合なりき。

村内、地字に「新在家代西の町戌亥の町丑寅の町向の町東の町菰田辰巳の町未申の町壹町」の場等の稱あり。町制施行前、即廿一年十月調査に據れば、土地總反別貳拾七町五反參畝貳拾八歩、戸數貳拾八人口百五拾六を算したりき。舊幕時代に於ける管轄は既に其部門に記したれば、茲には之を云はず。

**大字十八條** 本村の北端に偏在し、其東西北の三面は宛曲せる神崎川の堤塘を負ひ、南は大字蒲田に接す。寛永正保頃の攝津國古圖に、本村名を十八丈と作るあり。而して本大字は三部落より成り、即東にあるを上十八條略して單に云ふと云ひ、中に



あるを辻と云ひ、西にあるを下十八條と云へり略して單に慶長十五年九月片桐市下とも云ふ。正の檢地ありて、上田八町貳反六畝貳拾壹步分米百貳拾、中田五反八畝七步分米七拾、下田七畝拾步分米八拾、下々田六町貳反貳畝貳拾四步分米參拾七石、上畑參町九反拾四步分米四拾六石、中畑貳町參反七畝步分米貳拾、下畑參反壹畝拾步分米貳石、下々畑六町六反八畝拾九步分米四拾石壹、畑屋敷七反九畝拾五步分米參拾五合、其他を併せて參百七石參斗八升五合と註せられたる。貞享元年代官平野藤次郎の新田壹町五反步此高五石六斗七升、後又享保十二年代官玉虫佐兵衛の新田流作地五町五反貳畝貳拾步此高貳拾七石六斗參升參合、明和二年の三ヶ度に參町貳反貳畝拾八步此高九石六斗七升八合あり、此高貳拾七石六斗參升參合、の分を子高入新田と稱し、共に代官内藤十右衛門の檢地八年の分を卯高入新田と云ひ、代官稻垣藤左衛門の檢地せる處、の數次に檢地高入ありて、舊高參百五十拾石參斗六升六合となりぬ。

村内神崎川に、渡し場二ヶ所ありき。而して一は榎木渡と稱し、舊川口村より山口村南宮原村北宮原村蒲田村の字井有の各部落を経て、今の豊能郡豊津村藏人蔵人、復阪に達する通路に當れるもの。一は能勢街道より神崎川南岸堤防を東し、下十八條に入り更に北して、同郡小曾根村大字小曾根に通ずる道筋に當れるものにして、共に正徳四年七及天保十五年三の村明細帳に見えたり。村民の増減は明治二

年の戸數五拾九人口貳百に比し、正徳四年の六拾參内高持四拾參軒人口參百五拾五、寶曆十年の五拾九人口貳百、天保十五年の六拾貳人口貳百等にして大差なかりしが、明治九年には八拾參と増し、廿一年十調には又六拾人口參百と減じたりき。徳川幕末にありては、大坂鈴木町代官所の支配地に屬したり。

**大字東宮原** 本村の東南隅に在りて、大字南宮原の東に接す。もと南宮原村の支屬地なりしが、明治四年全く之を南宮原村に編入したりと雖も、十六年四月十四日更に分村して一村を建て東宮原村と稱す。古へ此部落を指して宮崎村と稱したるは、蓋し中島惣社の存する所に接せるより出てし名なるべし。貞享二年三月五日同地の眞宗正徳寺へ、其本山なる本願寺より付與せし三朝七高僧の畫像軸物の裏書にも、宮崎村と書しありき。又此所は其以前禪林寺と云ひし崇禪寺の別坊とも見るべき一寺のありしより、地を稱して禪林寺と云へり。禪林寺は一名西寺とも云ひしかば、之を直ちに地に移して西寺とも呼べり。禪林寺の名今地字に遺れり、又西寺に對する東寺の事、西中島村大字淡路の部參照。本大字は此の如く其名を種々に呼び做したるの外、尙又革多村の稱呼もありき。愆くて何時の頃より地に民家あるを見るに至りしかは、詳かならざれども、今より二百數十年前の延寶二年に正徳寺の設けられし事實あれば、其

頃已に一村を成せしこと知るべしと雖も、徳川時代に於ける此部落の状態は、所謂五人組掟などの適用も又は人別調の事なども、全く行はれ居らざりしと云へば、今其沿革を詳かにすること能はず。

### (三) 神津村

本村東は西中島村及北中島村に接し、西は歌島村に隣し、南は鷺洲村大字塚本中津村大字成小路と舊中津川の中心を以て界せり、其東南邊の一部分は新淀川に面し、北は豊能郡庄内村と神崎川を隔て、相對す。

明治廿二年町村制の始めて布かれて之が實施を見るや、乃ち舊戸長役場管理區域第三拾役場内に屬したる三津屋村野中村新在家村堀村今里村小島村木川村堀上村の八箇村を廢し、此境域に従ひて更に設置せられしもの即是本村なり、而して現村稱を撰定せるは、其地が神崎川と中津川との中間に介在せる處より、兩川名の一字づゝを採りて以て名けしに由る。當時村役場を大字三津屋九拾五番屋敷に置きしが、三十二年七月廿九日更に之を大字今里五拾番地に移轉せり。

町村制施行前廿一年十月調査の事實によれば、總反別參百參拾參町參反六畝壹歩

にして之を各地目に區別すれば、田貳百九拾五町壹反六畝參歩畑拾七町四反七畝拾歩宅地拾七町六反壹畝七歩池沼七畝歩山林貳町五反八畝五歩原野四反六畝六歩なりとす。然るに後三十年九月淀川改修工事のため、大字木川に於て貳町八畝貳歩の地を其河川敷地に買收せられしかど、土地反別の饒多なること尙郡内有數のものに屬せり。

村内に中國街道と能勢街道とあり、前者は大字堀今里三津屋を貫き、歌島村大字加島に去り、後者は大字木川小島野中を過ぎ、更に大字新在家と北中島村との境界に於ける東を貫きて、豊能郡庄内村に去るもの是なり、又箕面有馬電気軌道の十三停留所は、其土地こそ中津村大字成小路に屬すれ、新淀川の北岸にありて却て本村大字堀今里小島木川に接近し、尙次の三國停留所も北中島村との村界にて北中島村所屬地にありとは雖も、大字新在家堀上を距ること敢て遠からずして交通極めて便なり。されど是等の交通設備の成りてより未だ多くの日子を経ざれば、村内の工作製造場の如きも僅に舊來よりの蘆森製綱所桑原伸銅所の重なるものあるに過ぎざれども、大阪北郊の地として特に水陸運輸の便を兼有するのみならず、尙且工業地に牧場地に將又住居地に適する幾多廣漠の土地を有し、加ふるに風光佳景に

乏しからざれば蓋し將來の發達地たるや疑ひなかるべし。

**大字三津屋** 東は大字堀に界し、西は歌島村大字加島に隣り、南は大字今里に、北は神崎川を隔て、豊能郡庄内村に相對す。本村古くは三社村と書き、而して之をみつや村と讀みき。蓋し三社の産土神ありしかば此名ありと、攝陽群談に見えたり。而して其三社の一社は長樂寺内に、一社は光專寺内に、一社は民家の側に鎮座せしとかや。其何れも皆八幡宮なりし由は攝津名所圖會にも載せたれども、既に以前に廢社せられしにや唯一社を存せしかど、是さへ去る四十二年六月と云ふに歌島村大字加島の香具波志社に合祀せられしかば、今は一社もあるなし。然るに又或人の説に曰く、昔三社淺右衛門なるものありて此村里を開發しけり。是或は事實ならんも知るべからざれど、今は其憑據なきを遺憾とす。

村内東組西組と又は田川の字あり。田川はむかし住吉社家田川權太夫の開發せし處なれば、此名存せりと傳ふれど、今其年代等を詳かにせず。古へは今里野中堀上及歌島村大字加島の各村を通じて、之を五箇庄又は加島庄など、唱へ、今の歌島村大字加島の香具波志社は、即むかし五箇庄の産土神なりしと云ふ。

檢地は明和二年七月に行はれしもの、外、新古の檢地とも詳かならず。舊高は千

五百貳石九斗九合にして郡内の大村とし、徳川氏領大坂谷町代官所の支配に屬したり。

**大字野中** 元の野中村にして、大字堀上の東に位し、西中島村大字西とは中島大水道東岸を以て界せり。古へ加島庄の一部に屬し、其地字に東屋鋪、河田、左平、田、南、田、西、田、扇、田、雁、田、堂、田、大、田、上、専、田、八、尾、田、東、番、上、田、西、番、上、田、澤、田、西、屋、鋪、等、の、名あり。古檢地新檢地共に詳かならざれども、舊高幕末現在によれば、參百拾九石四斗五升壹合にして、此内貳百六拾壹石五斗は既に第一編第六章に掲げたるが如く、旗本小笠原氏の采地に屬し、殘高五拾七石九斗五升壹合は徳川氏之を領し、現に幕末は大坂谷町代官所の支配地なりき。

明治九年一月調によれば、總反別拾八町壹反壹畝貳拾九步、戸數五拾六、人口貳百貳拾七を算し、之より更に十三箇年を経たる廿一年には、戸數四拾貳に減じ、人口貳百五拾五に増し、著しき變化はなかりき。

**大字新在家** 南は大字野中、北は神崎川に瀕し、北中島大字宮原新家は其東に隣りて、村の東北隅に偏在せる一大字なり。初は野中村又は堀上村其孰れかの出戸にして、新なる在家なりしかば此名ありしならん。此所も又古檢地新檢地の時代

を詳かにせざれども、今田畑の等位を擧ぐれば、上田拾四町五反壹畝五步半分米百、拾七石六斗中田壹町貳反四畝拾六步分米拾六石壹、拾七石七合餘下田貳町壹反參畝貳拾參步分米貳拾、參石五斗壹下々田貳反拾五步分米壹石、參石五斗壹上畑七反九畝拾九步半分米拾石參斗、參石五斗壹中畑七反貳拾參步、分米七石七下畑五反貳畝拾八步半分米四石貳、貳拾參步下々畑八反七畝貳拾參步分米、五石貳斗六屋敷八反四畝貳拾參步半分米拾壹石、貳拾參步外に下々田壹反壹畝拾八步分米八斗、五石貳斗六あり。其村高貳百九拾七石七斗六升參合にして、徳川氏自領中自天明八年、至寛政元年戸田周防守自寛政二年、至同九年松平和泉守の預所となり。寛政六年より一旦代官支配に屬せしも文、自天保十四年至永井飛彈守の再び預所となり。天保十三年より代官支配に復し、維新前まで大坂谷町代官所に屬したりき。戸数は嘉永五年の參拾貳戸人口百參に對し、明治九年の四拾四戸、廿一年の參拾四戸にして、著しき變化の迹を見ず。

**大字堀** 大字小島と大字今里との間に於て一大字をなせり。其總反別纒に拾六町許にして、八大字中其廣袤の最小なるものに屬し、舊中津川畔にありて俗に云ふ元西國街道に當り、十三渡の北岸なりき。

康安元年の昔、太平記に、中津川の橋爪にて、白江源次六騎蹈み止りて討死しける。是ぞ案内者なれば、足立の善惡をも辨へて、一軍もせんずると、佐々木がかねてよ

り憑みける國人の中、白一揆五百餘騎一戦も戦はず、物具太刀刀を取り捨て、河  
中へ皆飛び潰る。始はさしも義勢しつる吉田肥前、真先に橋を渡りて逃げ、るが、  
續く敵を渡さじとやしたりけん橋板一間引落してければ、跡に渡る御方の兵三  
百餘騎は、皆水に溺れてぞ流れける。佐々木判官兄弟は、橋の邊まで落ち延びたり  
けるが、縣次郎が橋の落ちて候ふぞ、とても叶はぬ所なり、返して討死せさせ給へ、  
御供申さんといひけるに耻しめられて、兄弟二騎引き返して矢庭に討れてけり。  
こ見えたる、而も其古戰場は恰も川の南岸は成小路村邊、北岸は本村に當るに似  
たり。後永祿の頃細川右馬頭藤賢、爰に城を築き楯籠りし處なること諸國廢城考  
に見えたり。城墟今詳かならずと雖も、現今本大字と今里と相接する所の堤防に  
傍うて、自然の丘阜を形くる一郭あり、是なん或は其址なるやも知るべからず。且  
想ふに、堀の稱も此城の成りし際、濠を鑿ちしより起りしにはあらざるか。字に堀  
内あり、中島大水道の古記録に據れば、此邊の北に上拾參箇村拾參箇村名第三編水利の  
の惡水排除に用ゐられし其古水道址ありしこと明かにして、後又之を同水道の  
一部に利用せしことも亦確かなり。是等の事實を參取して按ずるに、其古水道は  
城濠址と見るも亦甚だ誤りなかるべし。

本村古檢地高は參拾四石六斗五升にして、新檢は延寶の青山氏之をなす處、後享保十二年の玉虫佐兵衛文化十三年の茅根奎左衛門の見取場等の付高檢地あり、總高百五拾七石七斗五升九合にして、土井氏の領せしこと既説の如し。

**参考**

御一家の細川典厩殿藤賢中島の堀と云處に御在城候相城をして被取卷候得ば難相叶して大坂院家より嘸にて、永祿九年八月十四日退城なり、大坂三好日向守送被申候也○元龜元年東國衆は中島の内堀と申所の前中津川に船橋を遣られたり、七十一年以前に高山尾張守河内高屋城より出て攝州入の時に天王寺へ陣取り、渡邊川長柄に橋をかけられたり、然に其所詮なく歸陣候へる由申傳候不吉之由候也。(細川両家記)

**大字今里** 大字堀の西に隣り、其西北は大字三津屋に接し、南一帯の地は舊中津川に傍ひぬ、村名なりし今里の文字に泥めば、新なる出戸新家の如く聞ゆれども、古へ五箇庄即加島庄の一部にして、決して新しき村里にあらず、往時は一たび今歌島村大字加島の富光寺領たりし所どもありしにや、其地字に御明田ごみょうでんと名くる所あり、富光寺縁起に見えたる燈明田は、恐らくは此御明田のことなるべしと推想せらるればなり、古檢地の行はれしことは詳かならずと雖も、新檢地は延寶五年にして村高貳百五拾四石貳斗八升五合あり、徳川氏之を領し、谷町代官の支配

地なりき。

明治九年一月の調によれば、總反別貳拾參町貳反參畝餘歩、戸數四拾五人口百五拾六を有せしが、町村制施行前の廿一年十月には、戸數參拾に減じ、人口百五拾八にして、差したる變化なし。

**大字小島** 大字木川の西、大字堀の東に接し、南は木川の飛地を隔て、舊中津川に對し、北は大字野中と界す、元中津川の南岸に傍へる小島新田村は、蓋し本村の地より分村せしものなるべし、攝陽群談にも小島村と書き、其下に新田ありと載せたるは、云ふ迄もなく小島新田村に外ならず、尤も寛文の頃までは猶一村なりしかども、其後何頃にか分村せるが如し、而して小島新田の地は、元中津川の川床及小島村の地にして、其西南なる小島古堤新田は、舊川の南岸にして、西部の廢堤地なれば、乃ち古堤の名あり、然り而して、舊流域たるや、村の南邊は南へ屈曲して半圓形を描きたれば、横流の災患常に多く、此地は毎も其水難を免かれざりしかば、正保慶安の頃難波の人島忠次之が難を除き、以て治水の實を擧げんとて、畫策する所あり、遂に以て其横流を矯修したるに由り、隨て廢川に歸したる若干の地を生じ、而して之を開發せしもの、即是小島新田なりとす。

檢地は延寶五年青山大膳亮及寶曆八年七月代官内藤十右衛門の施行せる所に  
して、其高參百壹石八升あり。最初より徳川氏領にして大坂谷町代官所の支配所  
なりき。

**大字木川** 東は西中島村大字川口に隣し、西は大字小島に接し、南は舊中津川に  
面したり。初め木寺村川口新家村の二村なりしもの、明治十六年五月に至り合し  
て一村となし、而して該二村の名の一字づゝを採り、以て木川村と名く。

木寺村は、元川口新家村の東にありて一村をなし、文祿三年船越五郎左衛門の檢  
地あり。降て徳川氏の治世に至りては、新檢地の施行ありしこと更に詳かならざ  
れども、明和三年九月に至りて、代官飯塚伊兵衛の流作場檢地のことあり。村高の  
内貳百參拾八石五斗は、已に管轄沿革の部門に叙したるが如く、旗本小笠原氏の  
采地なりしも、流作場の參石貳斗貳升八合は大坂鈴木町代官所の支配に屬した  
り。

川口新家村は、川口村即今西中島村大字川口の出戸にして、新家なりしかば此名  
ありしならん。而して其川口村より分離して獨立せしは、蓋し元祿の後にして元  
文寛保の前なるべし。檢地のこと又詳かならざれども、舊高は百六石九斗五合あ

り。即徳川氏領地に屬し、大坂谷町代官所の支配地なりき。

反別の内田畑宅地八反貳畝餘歩は、大字堀の内に、同五町五反壹畝餘歩は、中津村  
大字成小路本村大字堀小島等の境界の間に飛べり。廿一年十月調の反別は、田參  
拾町六畝參歩畑參町貳反八畝拾參歩宅地壹町八反貳畝拾六歩其他を合せて參  
拾五町參反五畝拾參歩ありき。

**大字堀上** 大字三津屋と大字新在家野中との間にある一部落にして、古へは三  
津屋今里野中歌島村大字加島と共に、五箇庄又は加島庄など云ひし處なり。而し  
て其堀上の稱は、村内在家の地の四方に溝澁を掘り、其土を盛り揚げて、居屋敷を  
構成せしより出てし名なりとぞ。明和元年十二月本村に大火あり、之を今に傳へ  
て三次右衛門焼けと云ふ。井は農三次右衛門の居宅より火を失し、園村忽にして  
焦土と化し去り、只纔に郷藏壹箇所残れるのみなりしを以てなり。

古檢地は文祿三年宮本藤左衛門の行ふ處にして、其高貳百五拾六石六斗壹升あ  
り。尋て徳川幕府の頃に、新檢地の行はれしことあらんも詳かならず。されど幕末  
に於ける石高は貳百六拾石八斗四升七合にして、其所領主度々變りたれども、延  
享の頃より引續き閑院宮家所領なりしこと既述の如しとす。

地租改正後明治九年一月調の事實に據れば、其總反別貳拾四町參反壹畝拾九步、戸數四拾參人口百五拾五にして、當時の今里村新在家村とは伯仲の間にある。

#### (四) 歌島村

本村中にて舊下中島と稱したるは大字加島のみにして、大字御幣島と大字野里とは古くより稗島村と共に三箇島と呼べる地なりしこと、已に本章の首部に叙したるが如し。去れども此三箇島の稱は、徳川中世後に於て全く廢りしにや、舊記録の上には多く見えざる處とす。其本村の境域は、東は神津村と連接し、鷺洲村大字塚本とは舊中津川中心を以て界し、南は稗島千船の両村に隣り、西は神崎川を以て兵庫縣川邊郡小田村に、北は同郡園田村及府下豊能郡庄内村に相對す。

明治廿二年四月町村制施行に際し、舊第參拾貳役場の同一管理區域に屬したる野里御幣島加島の三箇村を廢し、其境域を以て更に設立せられたるもの即本村なり。新村名の歌島村と撰定せられしは、加島の舊稱と同音なるに覺められしこと云へど、一説によれば、かしまの古稱を轉化して、うたしまと訓じ、雅名を存したりとも云へり。さればにや今は之を歌島村と呼ぶにこそ、村役場は始め大字加島百九拾貳番地

に置かれたれども、三十二年九月一日大字御幣島字中橋百番地の一へ移轉せり、即是現在の役場なりとす。

町村制施行前の廿一年十月調に據れば、大字加島に於て田反別七拾九町六反參畝貳拾九步畑反別五拾五町九反步宅地反別七町參反四畝四步其他山林原野の反別を併せ都て百四拾五町貳反壹畝九步大字御幣島に於て田反別貳拾七町九反貳拾壹步畑反別拾參町九反九畝壹步宅地反別壹町九反四畝六步原野反別六畝步都て四拾參町八反九畝貳拾八步、大字野里に於て田反別七拾四町六反七畝步畑反別貳拾參町七反九畝拾五步宅地反別四町五反參畝拾五步原野反別參反五畝七步都て百參町參反五畝七步總計反別貳百九拾貳町四反六畝拾四步を算せり。

大字加島及御幣島は率ね農家にして、商工に従ふもの極めて少數なれど、大字野里に至ては其状態全く一變す。即小津細糸紡績所の設置あり、職工又は勞働者或は青物魚類の行商者等の住居を占むるもの尠からず。且本大字は阪神電氣鐵道の稗島停留所を距ること甚だ隔らず、加之ならず尙縣道梅田街道には西成大橋の新に架設せらるゝあり、而して更に新道路までも開設せらるゝ等に由り、大阪市との交通極めて便なるに至れり。

近時大阪市の人口激増の結果、漸く郊外生活を索むるの新傾向を生じ、交通の便ある接近村は素より、少しく隔りたる地に向ても、續々居を移すものあるより、本大字に於ては舊中津川廢川敷を卜し、之を埋立て、以て一の新開地を拓き、彼が如く郊外生活を索むるの人々を吸収せんとする阪北土地會社の經營に係る、其計畫の幾分は今已に行はれつゝあるが如くなれば、早晚其實踐を見るの曉に於ては、本村の發展進運蓋し意想外に出るものあらん。

**大字加島** 大字御幣島の北に位し、其西北は神崎川の圍繞する所となる。而して其廣表は三大字中の大なるものに屬し、東町、西町、竹町、辻町、今町等の散在せる部落より成れり。明治九年一月調によれば、戸數百九拾人口千百七拾を算したり。舊幕時代の村高は總高千貳百四拾五石貳斗七升六合にして、内本高千貳百參拾八石六斗五升七合は、徳川氏自領の處、文化五年より天保十三年まで、永井飛彈守の預所となり、翌十四年より大坂谷町代官所の支配地なりき。尤も付高の新田六石六斗壹升九合は別に徳川領に變りなけれど、大坂鈴木町代官所の支管せし所なりき。

本村は古く難波八十島の一なる假島として、住吉松葉大記に載せたる其地に相

當すべし。尙古名には蟹島又加治ヶ島の稱あり、其むかし加島鍛冶千軒と稱し、加島村は悉く鍛冶戸のみにして、近く天明の頃迄も一兩軒の鍛冶戸ありしと云へば、加治ヶ島の名之より出てしならんか。外にも神島と書きたるものあり、并は同地に香具波志の社ありしより出てし稱なりとぞ。又神崎川の西向ひなる川邊郡小田村の内に在る神崎と云ふは、此社の前にある神崎なりければ、遂に何時しか神崎の稱あるに至りしと云ふ。蓋し神崎川の名も隨て之より起りしこと疑ふべからず。其他文明年中には賀島と書きたりし古書もあり、斯く幾様にも書替へしもの他なし。當村香具波志の社内に昔より連歌殿ありて、連歌いと盛んに行はれしことありければ、時に歌人の己がじ、思ひに任せて、彼是書きたるもの、偶世間に傳はりしに由るべしとの説あり。弘長年中北條時頼諸國行脚のとき此地に來りて連歌殿に臨み、次で富光寺社の四町餘の所にありに宿しつ、庭前の梅花の春風に散り行くを見て、寺名を結びたる一句あり、ふくはうし花をばよけよ春の風、斯く遣して去られしと云ふ事さへありけり。且この地は連歌田を賜はりしと云ふ傳へもあれば、歌島とも書きたる事ありしなり。而して今の歌島村の名正に是より起りしが如し。又中世の頃加島庄或は五箇庄と云ひしことは既に神津村の部にも叙



したるが如しとす。

加島より神崎に通ずる一橋を神崎橋一に又と云ふ。建永二年春二月、法然上人配所に赴く。路次、一夜富光寺に宿りし折ふし、一遊女來りて、荐りに上人の法話を請うて止まず。法然之を懲み三歸戒を授け、只念佛往生の旨を談ぜしに、遊女は其日此橋上より水中に躍り入りて、終に絆切れぬ頓て其屍の水上に浮びて、逆に流れしかば、後この橋の名を揺上ゆりあがりの橋と呼び、做すに至りしとぞ。されど太平記には矢張り神崎橋と見え、康安の昔、佐々木秀詮兄弟が、和田楠等を滅さんとして戦へる古戰場に當れり。和田楠是を聞き、よき時分なりと思ひければ、五百餘騎を率して渡邊の橋を打わたり、天神の森に陣を取る。佐渡判官入道道譽が嫡孫近江判官秀詮、舍弟次郎左衛門かねて在國したりければ、千餘騎にて馳せ向ひ、神崎の橋を阻て、防ぎ戦はんと議しけるを、守護代吉田肥前房嚴覺、何條さる事や候ふべき、近年赤松大夫判官、當國の守護にてありながら、動もすれば和田楠等に境内を犯し奪れんとする事未練の至なりとて、申し賜らせ給ひける守護職にて候ふに、敵の國を退治するまでこそなからめ、當國に打ち越えたる敵を、一人も生けて返したらんは、赤松に笑はるゝのみにあらず、京都の聞えも然るべからず。嚴覺命を輕

ずる程ならば、一族他門の兵共、誰か見放つ者候ふべき。恩賞ほしくば、續けや人々と、廣言吐きて、嚴覺眞前に神崎の橋を打ち渡れば、後陣の勢一千餘騎も、續きて河を越えたりける。爰にて敵の分際を問ふに、楠は未だ河を越えず、和田が勢ばかり僅に五百騎に足らず見えて候ふと、牛飼童部共の語りければ、吉田肥前房からかんと笑ひて、哀あさましや、敵の種をば此にて盡さすべし。同じくは楠をも河を越えさせて打ち殺せとて、最閑に馬を飼ひて、のさくとしてぞ居たりける。和田楠是を見澄して、河より西へ下部を四五人造して、南方の敵は西より寄せられ候ふぞ、神崎の橋爪を支へさせ給へとぞ呼らせける。佐々木判官是を聞き、敵さては差し違ひて跡より寄せけり。取りて返して戦へとて、両方深田なる道一つを一面に打ち並びて、本の橋爪へと馬を西頭になして、歩ませ行く處に、楠が足輕の野伏三百人、両方の深田へ立ち渡りて、鎌を支へ散々に射る。両方は深田にて馬の足も立たず、跡より返して廣みにて戦へと、先陣の勢に制せられて、後陣より返さんとする處に、和田楠橋本福塚五百餘騎、抜き連れて追懸けたりとあるもの、即是なり。之に由て考ふるに、今の神津村大字堀より本大字神崎川官線鐵道橋の北手、昔の神崎橋址の地と稱する間の地點が、即其古戦地にてありしなるべし。而して又當

時の交通路なりしことも亦推知せられ、現今の中國街道線と略一致したるが如し。唯其西邊が後世北手へ振替りたるのみならん。天明の頃神崎橋の古梁柱の一片を得て之を硯臺に作り、其裏面に上田秋成の和歌一首を書せり、みなそこに年を古江のはし柱あらはれて又世々を和たらむと詠まれしもの是にして、本大字藤鹿之助今尙之を所藏す。

此地むかし人家稠密にして極めて繁華股販の地なりしこと、既に遊女記にも見えたり。到攝津國有神崎蟹島等地。比門連戸人家無絶倡女成群、棹扁舟看檢船以薦枕席。中略蓋天下第一之樂地云々とあるもの是にして、而も淀川神崎川に相當すの川尻なる水驛に當り、船舶輻輳の地にてありしならんも、物換り星移りて漸く荒廢せしにぞ遂に昔日の倂だも留めずして、空しく寂寞粗野たる一農村と化し了んぬ。

次に又世に加島錢と稱するあり。此地にて吹立てたるものなれば此名あり。而して加島錢は寛永通寶と鐵繪錢とにして、通寶には銅錢と鉄錢との二種ありこの説あれども、此地に今遺れる藤鹿之助所藏文書舊記の示すものによれば、寛永通寶の外繪錢銅錢の鑄られたる形跡の認むべきもの一も遺れるなし。抑も爰に錢座を置きしは元文三年にして、其吹立て願人は大坂の備前屋喜右衛門江戸の萬屋宇兵衛具

足屋六之丞の三名なりしが、後寛保元年に至り幕府の停止する處となりぬ。今も地の字に錢座と稱する所あるは即其址なりとす。

〔参考〕攝津國五十八煙右鍛冶戸毎年當國計帳進官官先下主計寮全計損益然後下寮即從十月一日至二月

三十日爲番役使云々(延喜式)

**大字野里** 大字御幣島の東、神島村の北にあり。舊中津川は村の東に傍ひて西流せしが、新淀川の成りてより今は廢川となれり。反別の内貳拾四町七反餘歩は神島村の内に、八反九畝餘歩は福村大字福の内に、四反七畝餘歩は千船村大字大和田の内に飛べり。舊幕府の頃は村高千九拾參石八斗五升八合ありて、而も郡中の大村にして徳川氏領に屬し、大坂鈴木町代官所の支配地なりき。尤も寛政二年十二月より天保十三年まで、高槻永井氏の預所となりしこともありき。

むかし三野郷は此地なりと云ひ、野里の稱は三野郷の遺稱にして、媛島牧即安閑帝の御宇神島の御野あるを以て蓋し其號立つと云ふ。和名抄諸國郡郷考には三野郷は北長柄の西南にある三野庄とし、攝津志には、三野已廢、勝間今宮中在家三村有三野號と作りて、皆其所を異にす。尤も攝津志が舊住吉郡に屬したる中在家及勝間の二村と百濟郡の舊蹤なる今宮村とを以て、本郡の三野郷となしたるは

誤に似たれども然し又前説の如く此野里の地に媛島の御野の稱あるを假り來りて三野郷なりとするは、偶野の字の遺稱に究めたる臆説に過ぎずして信じ難しとす。

又榑庄と云ひしも此所なりといへど、西中島村大字山口崇禪寺古記録には明かに野里庄と見えたり。然るに村内北村氏の舊記によれば、此地の開發は南朝の未徳年中にして、當時此邊を中津川庄と云ひ、野里村と名くさあり。而して今の産土神住吉神社も亦此頃に勸請ありしことをも記しぬ。以て已に早く人住の地たりしこと推知し得べし。

享祿四年六月四日細川常植の勢と細川晴元方と此地に戦ひ、常植の勢大に敗れ、野里川に入りて溺れ死するもの五千餘人、其他討取られて亡る者二千餘人、攝津の大物崩れと云ふは實に此戦ひなり。初め常植方三月十日に四國勢なる晴元方を境に攻めんとて、先陣は本郡勝間に陣す。然るに却て四國勢の襲撃する處となり、八十餘人討死す。利あらずして天王寺、今宮、木津難波に退き陣し、常植は浦江今字浦江に陣す。斯くて六月二日常植の急使によつて、赤松村政大軍を率ゐる援軍のために着す。常植大に悦ぶ。然るに是より先、村政は亡父の仇敵たる浦上掃部助村

宗を此機に乗じ討たんと欲し、密に晴元に人質を渡して晴元方に與みし、已に反心謀計あり。三日赤松勢先陣せんとて進んで晴元の軍に投じ、是より先村政は其一部の勢を分ちて豫め其退路を鎖扼す翌四日早朝四國勢の大將三好元長大軍を擧げて常植を攻む。常植方歸路を遮られ進退を失ひ、浦上掃部助先づ討死す。一族の島村彈正も奮戦力盡きて川に入て死す。其他野里川に追窮せられ死するもの夥しく、川は押埋られて岡の如くなりしと一本に見えたる古戰場三百八十餘年前なりければにや、後世此野里川に武者顔したる甲羅蟹數多生ずるに至り、誰云ふとなく之を島村彈正が亡靈の倂なりと言雖し、遂に之を島村蟹と名けしとの俗傳あれど、今は川さへ大かた埋められて昔を偲ぶ由もなし。

**大字御幣島** 世俗略して御幣又は御手村とも書けり。大字加島の南に位し、其西は神崎川に面す。村の總反別の内八畝餘歩は福村大字福の内に、壹反七畝餘歩は稗島村の内に、壹町七反餘歩は千船村大字佃の内に、四畝餘歩は同大和田の内に飛べり。舊幕政の頃は其石高四百參石四斗九升六合を有し、大坂鈴木町代官所の支配地に屬したり。而して其檢地古檢詳かならずは延寶五年青山大膳亮の施行する所にして、後享保十二年代官玉虫佐兵衛明和二年代官内藤十右衛門相次て之を行へ

り此兩度の檢地は新田なりき。

村は往昔田箕島の地なりと云ふ説あれど、恐らくは是御幣島の舊地なるべし。神功皇后三韓より御歸陣のとき、此にて御幣を調ぜしめ給ひ國家の安泰を禱り給へるに由りて此名ありと傳ふ。又一説には、八十島祭の行はれし故地なりとも云へり。尤も八十島祭は都て難波河尻の島々に於て之を行ひしが如く、河尻とは淀河の下流にして河中に島多くあり、田箕島御幣島等の如き皆是なり。往古は此河尻の島々みな住吉社領なりしかば、八十島の祭は諸神を祀るものなりと雖も、就中住吉大神を宗とすとは、同社の社傳なるが、此八十島祭の事は已に本編の總説にも叙したるが如く、嘉祥三年九月に始めて之を執行し、爾來屢々行はれしこと明らかにして、即天皇御一代毎に一度の御盛典ありしなり。而して其地はこの御幣島なりしと云ふこと疑ふべからざる處なり。御幣島の古地なる證歌世に數多あり、今其一二を左に記さむ。

歌本宮歌集

みてくら島といふ所を過ぐとてよめる

夕かけて御幣島を過ぎ行けは、その川かみに手向けてそさす

源俊賴

和歌

降る雪のゆふして掛くる村薄、みてくら島に手向けてそ行く

而して此地は尙大和田、佃島、加治島、齋殿、野里渡邊等と共に住吉社領たりし事は、明らかに住吉松葉大記に見えたれば、旁以て舊地たるを失はず。

### (五) 稗島村

本村は元御幣島村、野里村と共に三箇島と唱へたる一村にして、古くより之を稗島村と書き來りたれど、明治十九年一月三十一日之を稗の字に改めらる。而して「ひえしま」を約めて「へじま」と呼び、舊中津川と神崎支川の舊派流川大野との間にありて、歌島村の南に接す。淀川改修工事の竣成を告げてよりは、地勢忽ち一變して、新淀川は本村の中央を縦斷するに至りしかば、之がために地を兩分せられ、以て同川の南北に跨がるに至れり。

また古の媛島は即この稗島の地に當ると云ふ、攝陽群談は媛島を川邊郡に覓めたれど、其方角詳かならずとせり。難波蘆分船は豊後國と當國とにありとして、何の邊に方るか其位置を示さず。或は媛島は今大阪市西區三軒家元の三軒家村の地にして、一名丸島とも云ひたりと説くもあり。既に斯の如く諸説出て、其眞偽俄に定め難けれども、此邊には難波八十島の内に見えたる假島、御幣島、田箕島などあれば、之より考

ふるも媛島は蓋し此地に相當すべし。さても媛島稗島の音甚だ相近似するにぞ、参考のため今之を土地の方言に徴證すれば、水をみる」と云ひ「大和田を、おほわら」と訛れるあり。是に由て之を觀れば、ひめをひえ」と訛り、遂には蕨島と書くに至れり。とするもの蓋し誤りなきに似たり。又如上の諸説中、其地を三軒家に乗りたるは、恐らくは難波古圖によれるものなるべし。若し夫れ然らんか、同圖に對しては世間已に幾多の疑ひあれば、之を引用するの價値を有せずとす。大日本地名辭書は、本郡十二郷の一なりし三野郷は即此地にして、媛島の牧なりしかば御野あるを以て其郷立つと斷ずれど、只是而已を以て俄に然りとも爲し難かるべし。由來十二郷の所在に就ては、既に總説に叙せる處あれば、爰には更に之を言はず。

延寶五年閏十二月本高の新檢地行はれし後、享保十二年九月寶曆十年六月明和二年十月の數回に新田付高の檢地ありて、其高千四百六拾石六斗九升と註せられし大村にして、徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配地なりき。

明治維新以來と雖も、他村との間に合村分離又は聯合等の沿革なく、始終一村を以て立ちたり。されば明治廿二年四月町村制施行に際しても、矢張り舊來の儘を以て新に一村を設置したるものにして、當時村役場を同村四百參拾九番屋敷に置きた

り。然るに是より先廿一年十月調によれば、全反別百四拾八町八畝八歩にして、内田九拾貳町九反四畝五步、畑四拾四町七反五畝六步、宅地拾町參反八畝貳拾七步、戸數九百貳拾八人口參千六百六拾八とを算せしもの、後淀川改修工事の行はるゝや、其河川敷地として反別八拾六町四反九畝貳歩の地を買收せられ、且同地域内にありし人家參拾戸を他へ移轉せしめられしかば、是に由て頗に十分の六の地を減少するに至れり。

近く三十八年四月阪神電氣鐵道の開通するに至るや、本村は恰も其沿線に當り、且新淀川北岸堤防上に其停留場を置かるゝに至りしかば、之が爲め交通上の影響本村に及ぶ處のもの寔に鮮少ならず。例へば其戸口の如き、之を三十八年末現住戸數人口に觀るに、戸數九百四拾九人口四千六百拾四にして、之を明治九年一月現在調の事實に徴し、戸數八百六拾參人口參千五百九拾壹に比せば、三十年間に於ける異動としては敢て大差なきに似たれども、更に之を今四十三年末調に觀れば、戸數千百拾貳人口五千六百拾を數ふるに至れるもの、是全く交通發達の結果ならずや。且本村には既に人造肥料製造工場、晒粉製造工場、擬革コース製造工場、窒素肥料製造工場、甲馳製造工場、毛斯綸友禪染工場等の設置あるをや。又村内は東之町南之町

中之町北之町等に分れ、而も梅田街道に當りて人家繁く、沿道小商家を以て充され、青物魚類の行商を營むもの多く住居し、極めて複雑の地となりぬ。蓋し此趨勢にして沮止するなくんば、將來の發達推想に餘りあらんか。

〔參考〕天皇<sub>神代</sub>將豐樂而幸行日女島之時、於其島鴈生卵。(古事記) 此他日本書紀續日本紀に見えたる記事載せて大道村の部にあれば略す。

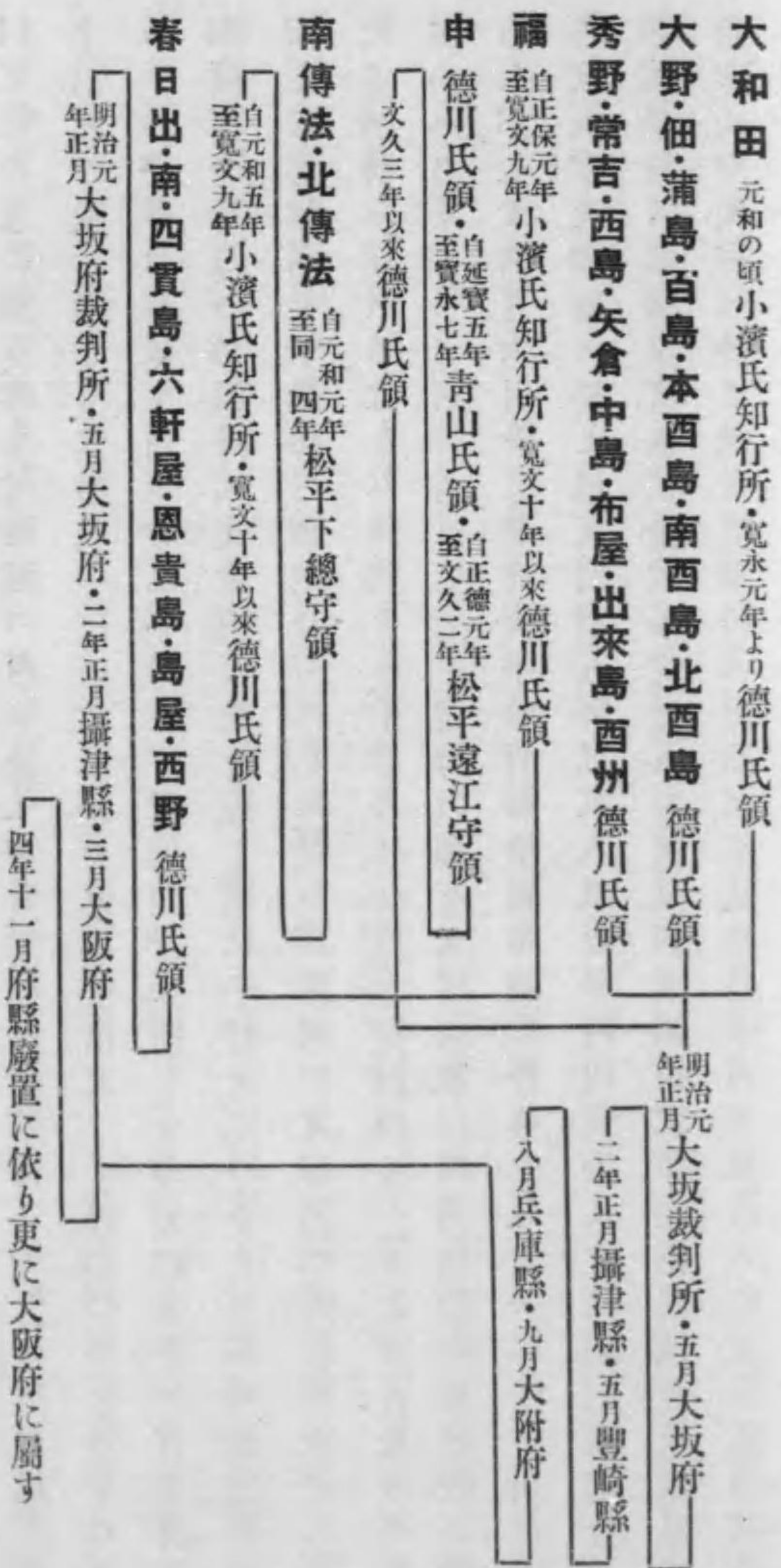
## 第七章 安治川北

此區域は郡の西に位し、其東は神崎川の舊派流なりし大野川其他田圃の間を以て、下中島の部に收めたる歌島村稗島村に界し、南は安治川を隔て、木津川組なりし安治川以南の地或は又大阪市街地に接し、西は大坂灣に面し、北は兵庫縣川邊郡尼崎町及小田村と神崎川の流域を限りとして相境す。而して茲に收むる處の舊村及新田は、即大和田村佃村大野村南傳法村北傳法村申村福村四貫島村の八箇村と、百島新田蒲島新田南西島新田春日出新田南新田六軒屋新田秀野新田恩貴島新田島屋新田本西島新田常吉新田西野新田北西島新田西島新田矢倉新田中島新田布屋新田出來島新田西洲新田の拾九箇新田とを併合したるに在りと雖も、現今に於て

は是壹箇町參箇村に過ぎず。而して斯の如く元新田古田を打混じ、以て之を安治川北の名稱の下に一括したるもの、抑も故なきにあらざるなり。儻ら其土地の状況を察視するに、各多少之を異にするものなきにあらざれども、然しながら由來其地の何れも相接近せる所より、隨て種々なる關係交相生じたる事實あるや、尠からず。之を譬へば、明和七年の夏大旱魃の時の如き、大和田村百島新田出來島新田西島新田等共同して神崎川中に汐留工事を施し、以て相共に其利益を圖れることあり。或は四貫島村が大新田組なる島屋新田春日出新田などと共に、五箇島組の内に入りしが如きは、明かに是舊關係を示せる所ならずや。又明治維新後に於ても、其地勢上の關係によりて、五年五月始めて區番組の制を立てられし時、將又十七年六月戸長役場管理區域の定められし時等に於て、新田古田を以て一行政區畫を定められしことあるは、既に第壹編第八章明治時代の部に掲げたるが如し。其他小學校設置に關し、同一學區内に新田古田を以てせしが如き、是皆舊來密接なる關係の存せるものありしに由らずんば、殊に舊幕時代に於ける以上に擧げたる新田なるもの内、五箇島組に屬したるものを除くの外、大方の新田は安治川組と稱して一の新田組を設け、新田總代を置き、以て公務其他の事を處辨せしめしこと、即木津川組な

ど、毫も變る所なかりき。廿二年町村制施行に際しては、之を四箇村に設置せられたれども、後三十年に至り川北村の東南部なる正蓮寺川以南の地は、勝て之を大阪市に編入せられたれば、此變動に對しては更に叙する所あるべしと雖も、安治川北の稱は右の如き關係理由に依り、且如上の地方が都て安治川の北に位せると、加ふるに舊幕時代安治川組の舊稱ありしとに由り、本編叙述の便宜上斯くは假稱せるものと知るべし。

徳川氏以來の管轄沿革譜



備考 助太夫開は大野の沿革に同じければ別に掲げず

## (一) 千船村

川北村の東に隣り、稗島村福村の西に於て神崎支流の舊派流なる大野川を以て叙上二村と接し、而して其形狀一は南北に長く延び、一は北より西南に斜に涉りて恰もイの字形を作れり。明治廿二年四月町村制施行に際し、大和田村大野村百島新田、佃村蒲島新田の參箇村貳箇新田の地を廢し、更に一村を立つるもの本村即是なり。斯くて其村名を千船村と撰定せられしは、彼の萬葉集に大和田の浦曲を詠ぜられたる「濱清み浦うるはしみ神代より千船のはつる大和田のうら」とある古歌の千船といへるを採りて名けられしとぞ。當時役場を大字大和田四百四拾壹番屋敷に置きしが、後廿六年六月廿二日同大字參百參拾貳番地に移轉しぬ。廿一年十月調によれば、大字大和田に於て總反別百五町五反八畝壹歩内田五拾八町八反七畝貳拾七歩畑參拾八町參反貳畝貳拾貳步宅地八町貳反四畝貳拾貳步池沼其他壹反貳畝貳拾歩、大字大野に於て總反別參拾八町參反五畝拾參歩内田貳拾六町五反貳畝貳拾歩畑八町六反拾六步宅地壹町九反九畝拾參歩原野壹町貳反貳畝貳拾四歩、大字百島に於て總反別拾八町四反八畝貳拾參歩内田七町八反七畝拾歩畑九町七反七歩

宅地九反壹畝六歩、大字佃に於て總反別百五拾五町九反七畝貳拾九歩内田八拾町五反參歩畑六拾五町五反四畝貳拾參歩宅地九町五反九畝八歩山林其他參反參畝貳拾五歩、大字蒲島に於て總反別拾町九畝七歩内田參町壹反貳畝九歩畑六町九反貳畝貳拾四歩山林四畝四歩等にして、之を總計すれば其反別參百貳拾八町四反九畝拾參歩を算せり。然るに三十年九月に至り淀川改修工事により、其河川敷地として大字大和田に於て反別壹町七反參畝貳拾四歩、大字大野に於て反別壹町七反參畝五歩、大字百島に於て反別參反六畝拾九歩、大字佃に於て四町八反七畝貳拾七歩、都て八町七反壹畝拾五歩の地を買収せられ、已上の内大字大和田佃の地は飛地なりとす又四十年三月本村内大字大和田及佃の内新淀川以南の土地は傳法町へ編入せらる。村内に四大字の部落ありて、北にあを佃、南にあるを大野百島、中央にあるを大和田とす。而して梅田街道は村の東西を縦斷し、阪神電氣鐵道の停留所は大和田と佃とにありて、交通極めて便なり。而して彼の稗島村と等しく是等發達の映響として、更に幾何の戸數人口の増加を示せるはあれど、去りて未だ著しき變化を見ず。尤も大和田は村の中部なるに加へ、各部落中夥多の戸口を有し、村役場、小學校、其他製造工場等ありて、部落中最も殷賑の地たるを失はず。村内農を以て主要の業となすもの多けれど、漁業を



以て専業となすものも亦鮮からず。又村内に雑品の小賣商行商者等住居し其生活状態の雜然たること、稗島村と敢て變る處なし。

**大字大和田** 大字大野の北、川北村大字出來島の東に隔水して接し、而して東西に短うして南北に長き地なり。この地は古へ田簗郷なりしと云ふ説あれども詳かならず。田簗島を指して田簗郷と云ふか。又本郡十二郷の一なる餘戸郷は、多分此邊ならんと云へり。足利氏の頃は、之を大和田庄と稱したり。同地の産土神住吉神社に於て、天紛れなく斯昔は大河尻に當りて大小の船舶碇泊の地なりしかば、古來最も著名の港津として聞えたりき。又大和田の稱にして最も古く見えたるは、彼の萬葉集の古歌の外、尙其他の和歌にも之ありぬ。即左の如し。

名考 君か代は千船のごまる大和田に、立つ細浪の數も知られず 俊頼

天水 大和田の浦はに今宵船とめて、きよき浪へに月をいさ見ん 具氏

此の如く歌の名所として、大和田の濱、大和田の浦の名あり。又一には和田の泊とも云ひしこと、土佐日記に由て知られぬ。

九日心もごなきにあげぬから船を引つゝ上れども河の水なければ、いざりにのみぞいざる此間に和田の泊のあがれの所といふ所あり米魚などこへば贈りつかくして船引のぼるに清の流を見つゝ行く云々

即是なりとす。抑も大和田の濱は、中世の頃大河尻の西岸にありて大物浦と稱し、平安京の時西海の天津港なりきと云ふ説あれど、按ずるに大物と大和田とは相距ること凡拾町餘もあれば、若し今日の地形より考ふる時は、大物と大和田とは判然其區別ありて混ざるること無し。而して大物が大河尻の西岸に在りとすれば、大和田の濱は其東岸にありしならんとすること適當なれ。去りながら地名は往々其位置を替へし實例もありて、強ち現形にのみ頼り難き場合なきにあらねば、暫く此説に従ふべし。既に然らば難波津衰へて船運北に移り、大和田大物より神崎川を浜ることゝなりしものならんとすれど、江口より大和田大物に移り更に渡邊に轉じ、後世堺浦南に起り、堺衰へて傳法港に代りしものならん。されば大和田の浦は、西海に對し江口に次で最も古き港津なりしこと以て知るべし。

天正中に大和田城と云ふありき。城墟の部参照而して其址は全部落地に互り、今に其名を地字に存す。即北垣内村の北部神崎川堤南沿ひにして、西垣内村の西部神崎川に沿ひ東、南垣内村の南部にあり東西四十、東垣内村の東部善念寺左にあり東、中垣内村の中央光明寺の後にあり東、内八間南北五十五間なり、西垣内西十九間半南北壹町廿六間、中垣内西壹町壹間半南北三十五間等是なり。又大坂冬役の時、此地に西軍の成兵屯し、東軍の敗る所となりぬ。村の東西は神崎川の流派今一流ごなれりを以て環り、且海邊に近くして漁魚を營むもの數多あ

りし由別けても此地の鯉漁は最も有名なるものにして、俗に大和田の鯉攫みと稱し、名所圖會にも、何ごなく鯉は浮けり春の水湘夕と載せて、人をして其快感を偲ばしむるものありき。天保年間の頃は、本村と佃村は大野村、福村、難波村、九條村、野田村五ヶ村の漁業組合外にありて、獨り盛んに河漁をなせしかば、時として其漁區域を犯し、争論を惹起して、遂に出入をなしたることもありたりき。

檢地は延寶五年二月、青山大膳亮の施行せる所なりしが、後又元祿九年十一月、同十一年十一月、延享四年七月、寛延二年十月、寶曆八年七月、同十年六月、天保十三年九月、同十四年九月の數回元祿九年以來の檢地悉く付高ありて、其村高千七拾六石壹斗六合と定まり、徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配地なりき。

本村反別の内田畑拾貳畝、反貳畝拾參歩は、大字佃の内に、同貳拾七町八反九畝貳歩は、稗島村の内に飛びゐたりしが、三十二年淀川改修工事ありしに由り、新淀川の南岸に隔りたる地は、四十年三月都て傳法町に編入せらる。

**大字大野** 元大野村と助太夫開を併せたるもの、本大字即是なり。而して大字大和田と大字百島との中間に介在し、東西は神崎川流域を以て限れり。元高は大野村貳百四拾八石五斗五升七合、助太夫開七拾貳石七斗八升壹合なりき。大野村

の開發時代今確かならず、村内乘願寺の記録に據れば、正保元年小濱民部殿開發の一邑大野村と名くされど、按ずるに小濱民部は、元和の頃より大坂川口船手奉行にして、元和寛永の頃より四貫島村今大坂市西區四貫島町奉行所に在任し、都て、此附近を其所領となせしかば、之が檢地をも行ひ、尙且其役知所に充てられし等の關係ありしにや、遂に之を小濱氏の開發せし如く云ひ做すこととなりしならん。恰も彼の九條村今大坂市西區九條元衛村の開發が、高西哲雲なりし如く云ひ傳へられしかども、寛永年間の古記録九條村の條參照に據れば、其開發者は全く別人にして、哲雲は只其檢地官たりしと云ふに相俦しからんとす。

又この地は口碑の傳ふる所に據れば、播磨國樋口村の人樋口伊兵衛の開發せる所なりと云へり。而してこの伊兵衛に五人の男子ありて、長は家を繼ぎ餘は皆分家し、次男重兵衛は、木字を以て家の印とし、三男彌一兵衛は、甬字を、四男文七は、彗字を、五男甚兵衛は、口字を以て何れも同じく家の印とせり。开は之を繼ぎ合せば、本家たる樋口の姓となればなりと。今も尙村内に樋口の姓あるは、蓋し其子孫なるべしと云へり。又大野村の名は、大なる野原なりしに由り、斯くは呼び做すに至れりと云ふ。

助太夫開は大坂府地誌の管轄沿革中に、延寶五年より徳川氏代官支配とあれば、大野の地に沿ひて成りしものなるが如し。攝津志には介太夫開と書きたれども、住吉社神官助太夫の開拓せし所なりと口碑に傳へ、大坂湊口新田細見圖にも、天保十年の頃百島新田の内助太夫開とありて、其高六拾八石六斗五升この持主大野村百姓惣作と載せられたれば、助太夫を以て正しとすべし。又其増開きに對しては、天保十三年に檢地あり、地字に天保開きの稱あるもの即是に當るなり。因て總高七拾貳石七斗八升壹合を算しぬ。明治十六年四月の頃、大野村に合して一村となる。大野村の檢地は、延寶五年十二月天保三年同十三年同十四年等にあり、而して大野助太夫開共に徳川氏領大坂鈴木町代官の支配地なりき。

**大字百島** 大字大野の南に連接し、川北村大字北西島とは隔水して其南を限られし、元大和田百島又は行徳島と稱せし地なるを、元祿年間大和田村の治郎右衛門なるもの、地代金四百拾五兩を官納して開墾したる所なりと云ふ。元祿十五年三月檢地奉行万年長十郎小野朝之丞の檢地にかゝり、其石高八拾貳石六斗八升九合と註せらる。其後又増開きありしにや、攝河泉和一村別舊領主并石高調には八拾八石九斗貳升八合と記されぬ。天保の頃には其北なる大野村との間にある

助太夫開と併せられしことありしと見え、大坂湊口新田細見圖には、百島の内助太夫開として其高を記せり。然るに明治十六年に至り、助太夫開は大野村に併合せられしこと既述せるが如し。本大字も亦開發以來徳川氏領にして、大坂鈴木町代官所の支配地なりき。

**大字佃** 其東は大字蒲島、南は川北村大字出來島と、神崎川派流なる佃川の流れを隔て、相對し、其西北は川邊郡の尼崎町及小田村と、神崎川の流域なる左門殿川の中心を以て境とせり。本大字の地域は東北より西南に長く延び、環水一畫をなせり。されど總反別の内凡田畑拾八町餘歩は歌島村大字加島御幣島の内に、同貳拾町餘歩は同大字野里御幣島の内に、同拾貳町餘歩は稗島村の内に、同壹反七畝餘歩は大字大和田の内に、同壹町參反餘歩は傳法町元大字申の内に、同貳町壹反餘歩は同北傳法に在り。此内淀川改修により新淀川の南岸に隔りたる地は、傳法町に編入せしめられしこと既記の如し。

本村は往時田養島と云ひたりしを、貞觀中之を佃村と改めし由傳ふれど、古書に佃の稱を書けるもの絶えて見る無し。大坂府誌には、慶長中佃の名起ることあり。地の田養神社々記には、神功皇后の征韓より凱旋の時、暫く此地に着船あらせ玉ひ

しかば土地の海士共白魚を献ぜし由載せられたれども、其事實は頗る信じ難し。古老の口碑に據れば、此所は古へ藪地なりしを凡五百年許前か佃氏林氏渡邊氏森氏神田氏高岡氏芥川氏及仁右衛門伊左衛門儀左衛門孫右衛門など云ふ十七軒のもの協力して開發せし所なりと傳ふ。而して此十七軒を總稱して俗に藪床と云ひし由意は藪どころの義なりとぞ。

慶長年中徳川家康攝州多田廟に詣てしとき、神崎川をば佃村の漁船にて渡しまゐらせしかば、其恩賞に由て播州明石網子室津島などの浦々に於ける海上隱密方を命ぜられ、尙且献魚の役をも勤むるに至りしと云ふ。加之ならず此由緒によりて、慶長十八年八月十日更に海川漁魚御免の證文を付與せられ、爾來毎年十一月より翌年三月までは佃村漁師江戸表に詰切り、献魚の役を勤めむたりしが、斯くては往還の煩ひありて不便多ければと、寛永七年神尾備前守朝倉石見守在役のとき、佃村十七軒のものより江戸鐵砲洲町千馮百間四方の地を、其移住地に願ひ出てしに差許されしかば、是より移住の準備に取掛り、普請萬端全く相整ひて移住したるは當初より拾五箇年後の、實に正保元年二月のことにして、今に東京市京橋區佃島と稱するは即此地なりとす。

佃村は昔時佃千軒と唱へて漁戸の大部落地なりしかど、元祿九年二月三日の夜と云ふに村内の西南に方れる禪門の玄珍なるもの、住宅より火を發し、佃村忽ちにして焦土と化しぬ。後遂に元の如くならず、里人今に至るも猶之を傳へて玄珍燒けと稱す。是より先、延寶五年新檢地あり。後又享保十二年明和二年同八年天保十四年弘化元年安政五年方延元年の數回にも行はれたれども、檢地奉行も其反別も都て詳かならず。舊幕時代は其高千四百拾貳石六斗五合を有し、郡中の大村を以て聞え、徳川氏領にして大坂鈴木町代官所の支配地に屬し、維新前まで更に變る處なかりき。

**参考** 佃魚てんぎょ 西成郡佃村の川にあり漁者四方に網を置廻して捕之、號けて狩網と云ふ。此魚の味其他に勝て宜きを以て多く鮓を作る。○同聚魚しゅうぎょ 同所川下潮境に於て捕之、市店に送る魚細く煮之白し。因て世に白魚とす。○同梭鱈かきま 同所に捕之、梭魚の子に似たるを以て世に梭魚子とも云へり。川邊郡尼崎・矢部郡兵庫津等の浦邊にも網之魚油を煎採て其辛を市店に送り、或は田圃耕作の家に求め、埋之地を肥せり。(攝陽詳談)

佃島 鐵砲洲靈岸島の東なる堆洲にして、標高約二米突、全く江海の間に在り、大川之を挟みて流る。

佃江戶砂子云、佃島は鐵島に並び離島なり。昔攝津國佃村漁獵の者拜領す今に御膳の魚を上り、白魚の名所なり。佃江戶名所圖會云、此島鐵砲洲に傍ひたる孤島也。天正年間攝津國佃村の漁夫が獵船を

こぎ出して東照宮を渡しまいらせ爾後隨從し軍事の密使食膳魚獵等の事に仕へ三十四人江戸へ召され漁川漁獵すべき旨免許を得て寛永年間鐵砲洲の東の千潟百間四方の地を賜り本國佃村の名を採り即佃島と號く此地は殊更白魚に名あり

白魚に價あるこそ恨なれ 芭蕉

(大日本地名辭書)

**大字蒲島** 大字佃の東にあり東西は神崎川を以て挟み環るもご前島と稱せし地なりしを佃村の蒲島屋治郎兵衛即今の大字佃見市乗保の先氏元祿年中に開發せし所なるに因り屋號を采て名とす云ふ一説には佃村の長左衛門なるもの地代金百貳拾兩を官納して開發せし處なりともいへど恐らくは是誤傳なりん天保十年大坂湊口新田細見圖にも其持主は佃村蒲島屋治郎兵衛とあればなり元祿十五年三月市岡泉尾春日出島屋津守中島の各新田等と共に檢地奉行万年長十郎小野朝之丞の檢地せる處にして其高貳拾參石八斗參升參合なりしが後増墾ありて貳拾九石參斗九升九合となれり地字に前洲上前島下前島蒲島上蒲島下蒲島西外島東外島下外島等あり由來無人の地なりしが開發以來徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配地に屬し維新前まで變る處なかりき

(二) 傳法町

稗島村の南に接し大阪市西區四貫島町春日出町秀野町西野町と正蓮寺川又は傳法川を以て界し地形東西に長く中央傳法川を帶べり明治廿二年四月町村制施行の際従來の戸長役場管理區域第參拾五役場の聯合村なりし南傳法村北傳法村申村福村の四箇村中より福村を除き三箇村の境域により新に一村を設立せられしものなり而して福村は又別に南西島新田を加へて一村を立てたれど猶本村と共に組合役場を設置せられ之を大字北傳法百五拾八番地に置きしが後四十年四月に至りて組合役場は解除せられ各別に獨立して町村役場を設くるに至りぬ三十年四月接近町村の大阪市に編入せらるゝや正蓮寺川以南川北村の地及本村大字北傳法の内字東明石島及大字南傳法の内字南十の割堤防を境界とし其敷地及以西の地を大阪市に編入し之と同時に野田村の内中津川を中心とし其以東市に編入ありしかば其殘部なる字赤洲並に川北村の市編入殘部の大字秀野の一部字經ヶ崎等本村に合併せられしが同年九月淀川改修工事のため大字北傳法に於て六畝六歩大字申に於て貳拾貳町六反四畝拾九步字秀野に於て貳町貳反七畝五

歩の地を買収せらる。越て三十六年十一月五日府告示を以て村を町となし、是より傳法町と改稱す。後四十年三月千船村大字大和田及佃の内新淀川以南の飛地を本町に編入し、四十二年十月大字南傳法を改めて南一丁目同二丁目同三丁目とし、大字北傳法を改めて北一丁目此内字赤洲をも含む同二丁目同三丁目同四丁目とし、而して大字申を北五丁目と改めき。

本町は大阪市西區に接近し且水運に富みたれば、夙に會社製造工場の設置あり。蓋し本町は工業の地として最も重要な位置を占めり。されば漸次發展向上の形勢を顯し、其工場としては明治廿五年九月より廣業合資會社、藥品製造、大阪綿線株式會社、(綵綿)内外綿株式會社工場、綿糸綿布製造、帝國製麻株式會社大阪製品工場、麻糸麻織物製出、三重紡績株式會社西成分工場、綿糸紡績、味醂釀造合資會社山中味醂釀造場、岸田本店味醂焼酎の釀造、山中肥料粉砕工場、原起毛捺染工場、井上味醂釀造場、佐々木酒類釀造場、松田酒釀造場、阿部染物工場等あり。最近の調査に據れば、職工數實に貳千數百名に達し、郡中稀有の盛況を示すに至り、町内人家稠密し、商賈亦尠からず。隨て又細民も多く、其間に雜居し、生活狀態の種々様々なる、大坂市中と大差あるを見ず。

傳又傳法の稱は獨り我郡のみならず、靜岡縣富士郡にも亦傳法村あり、又近き和歌山市中にも傳法橋の名あり、其稱の因て起る所詳かならずと雖も、蓋し本傳法町の地は、昔欽明天皇の朝に經卷始めて着岸の處、即法を傳ふの義に取り傳法の村名起れりと云ひ、又一説には、鳥羽上皇覺鑿上人に歸依し玉ひ、高野山傳法院建立のとき、其用材を船積せし港津なりければ、扱こそ傳法村と呼び做せりと云ひ、或は昔傳法寺と云ふ佛院ありしが廢寺となりて後、地名に遺りしものなりと云ひ、或は又地に北四西念寺と云ふ淨土宗の寺院ありて傳法山と號し、寺傳に據れば、白雉五年唐の南山道宣律師の教令に由り、法道仙人我國に渡來し、先づ此地に着きて弘法利生の垂跡地なれば、因て傳法の名起れりと云ふ。按ずるに隣村稗島は古へ媛島の地なりと云ひ、最も早くより其名現はれたれども、其他申福の二村と南傳法に接する四貫島春日出、西野等は都て徳川時代の開發に係り、其以前は渚汀蘆葦の地なりしならん。されば此地北傳法を指すは媛島の洲壤より成りし地にはあらざるか。斯く考ふるときは、鳥羽上皇の傳法院を建立せさせ玉へる緣起に因れるにあらざれば、傳法寺の荒廢後、其名の地名に遺れりと云ふの説稍、眞に近きが如し。

南一・二・三丁目、北一・二・三・四丁目 南三箇丁は舊南傳法村、北の内一丁目より四丁

目までは舊北傳法村の地にして、而して兩傳法村は分合屢せる沿革を有したれども、其來歴としては寧ろ一村たるの關係多きが故に本編には元大字たりし南傳法の區別に由らずして、單に傳法として叙するの便なるに従ふべし。さて延寶年間の舊記によれば、庄屋年寄の村役までも各別によりて南北二箇村に分たれしが、後天明年間より嘉永の頃まで凡六拾年間は、單に傳法村として庄屋一員の一村となりしを、嘉永の頃より南北二村に分ち、明治十年再び合併して一村とし、未だ幾千ならずして又々二箇村となり、即南傳法北傳法と稱するに至れり。本町も傳法口或は傳法港の名あり、而も中津川の海口に濶く所に在りて、豊臣氏の時代に於ける大坂附屬の港津地たりき。港内水深く西國方面より大坂に來往する船舶は多く此所に着船し、更に小舟に乗替へて古川今の逆川を云ふを上り、今の北區富島町古河町の間を遶りて大坂に入れり。されば土地極めて殷賑にして且船舶の出入織るが如く、河港としては蓋し木津川に勝ること萬々なりしかば、元和五年彼の船奉行所の如きも其上手なる四貫島當時未だ此邊開發ならず何に設置ありき。是より先慶長十九年大坂冬役のとき、東軍の船將九鬼守隆、向井忠勝大船十一艘、輕舸五十艘を率ゐ此地を占領し、陸上池田氏の軍と協力して西軍を攻撃せり。

是に由て觀るも、當時本港は何如に重要な地なりしかを窺知し得べし。元和の初松平下總守の大坂に封ぜらるゝや、本町の民其船手加子役を承り、斷えず貳名宛大坂備前島に詰めたりき。同五年下總守の大和郡山に移封せられし後、船奉行旗本小濱民部の支配地に屬し、而して先規に據り、又加子役を勤む。寛永十一年より加子扶持として村に對し年七石の給米ありて、更に收斂のことなかりしに、後寛文十年より其支配を大坂鈴木町代官五味藤九郎の手に移されしかば、初めて年貢米を上納することゝなれり。加子役元の如し然るに本町は爰に圖らずも衰退を現出すべき一大變狀に遭遇せり。并は彼の貞享元年に於ける新堀の掘鑿にして、即今の安其工事の竣成を告るや、同二年四貫島木津川の兩船奉行を一員に減じ、船奉行所をも本田今大阪市西區本田に移せしかば、傳法港の繁盛當時傳法の船數七百餘艘、家は八百餘、人口參千五百餘は遂に新堀即後の安治川に奪はれ、本町に取て實に意外の大打擊なりき。是より一村次第に衰微を來し、天明年間には船數僅に貳百餘艘、人家四百戸、人口千九百餘の半數に減少せり。然れども加子役は依然として變りなく、朝鮮人來朝のとき杯は、必ず村の庄屋年寄出て、加子支配の役を勤めたり。されば加子役に對し給米七石ありしとは云へ、之が爲に多大の失費を餘儀なくし、村狀窮迫を告

ぐるに至り、天明三年拜借米の願出をなせしことあり。是明かに當時の村狀を説明せるものなり。然れども又一方には酒造地として誇るべきものあり、元祿十年の調によれば、酒株參拾七内造株拾壹株貳拾六造高四百九拾參石に及び、後天明年間に至り造株拾七に増加し、又醬油造株も參株ありて甚だ盛なりき。安永四年より初めて醬油冥加銀を徴せられ、其課率造高拾石に付銀五匁なりき。其他に網屋嘉兵衛の鱒網を始めとし、樽屋貳拾六軒運送屋參軒寒天曝屋貳軒燒酎屋四軒籠屋貳軒竹屋貳軒疊屋貳軒家及船大工九軒紺屋四軒實屋四軒寺小屋四軒商人七拾參人醫者四人按摩拾七人社人參人僧尼道心者參拾五人等ありて、工業は殊に發達の兆候を顯し、郡中又他に其比を見ず。猫額大の蕞爾たる地として、是豈盛なりと云はざるを得んや。

初め村内に加子役割付の制あり。村小入用を割付徴收せるの定めにして、加子役員而して費用割賦の方法としては、公事屋敷と唱へたる屋敷の南北兩傳法に百八拾五軒あり、公費を負擔するの屋敷なるを以て此名あり、其間口の奥行の間敷により、役に等位を附せしなり。今其役屋敷の別を記さむに、表口貳間餘裏行五拾九間のもの拾七屋敷、同貳間餘裏行參拾壹間のもの參屋敷、同貳間餘裏行七間より拾五間ま

てのもの四屋敷、表口參間餘裏行五拾九間のもの拾八屋敷、同參間餘裏行貳拾九間のもの九屋敷、同參間餘裏行九間より拾間までのもの貳拾參屋敷、表口四間餘裏行五拾九間のもの拾屋敷、同四間餘裏行七間より拾間までのもの貳拾壹屋敷、同四間餘裏行拾四間より拾九間までのもの貳拾貳屋敷、同四間餘裏行貳拾貳間より參拾壹間までのもの拾壹屋敷、表口五間餘裏行五拾九間のもの七屋敷、同五間餘裏行七間より拾七間までのもの貳拾參屋敷、表口六間餘裏行五拾九間のもの四屋敷、同六間餘裏行七間より拾七間までのもの六屋敷、表口七間餘裏行五拾九間のもの壹屋敷、同七間餘裏行七間より拾七間までのもの五屋敷、表口九間餘裏行拾參間のもの壹屋敷等なり。然るに天明年間の頃に至り、舊來の百八拾五屋敷の役屋敷を改めて町役とせり。即一町何役とし、屋敷に據らざることゝなれり。北傳法上之町參拾五役、同中之町四拾役、同下之町參拾役、南傳法上之町四拾貳役、彌右衛門の内八軒町享保十年上之六役、同下之町拾貳役、五左衛門開町明和元年下之五役、十三軒町拾五役にして都合百八拾五役となれり。是より先、享保八年代官石川傳兵衛のとき、村小入用の割付に付て、村内より訴訟せしものありしかば、其令裁に依りて同時代より村小入用の割付方を改め、六分方を加子役に、四分方を村高



に賦課することゝなれり。

而して村高傳法村百參拾六石壹斗壹升六合内五石六斗貳升參合彌右衛門開拾八石九斗七升五合五左衛門開拾壹石壹斗壹升五合都合百六拾六石貳斗六合の小高にして大坂鈴木町代官所の支配地なりき。

**北五丁目** 舊申村即是なり。北四丁目なる元北傳法の西に續き、稗島村の南に接したれども、一たび新淀川の成りしより其地率ね之に奪はれしかば、太く其地形を變ぜり。而して此地は徳川時代最初の新開發地なれども、其年代今詳かならず。延寶中中島大水道掘鑿にかゝる古記録中には、申新田と見えたり。蓋し申の名は十二支の申年に開發せしと云ふに因みしなるべし。されば寛永九壬申年或は正保元甲申年或は明暦二丙申年かの開發にして、福村大野村杯と同時か又は相前後して成りしものなるや疑ひなきなり。新檢地は延寶五年青山氏の施したる處。降て天保十四年尙付高の檢地ありて、其高都合百拾九石四斗貳升八合と註せらる。徳川幕末の頃該領に歸し、大坂鈴木町代官所の支配地なりき。

(三) 福村

稗島村の南西に在りて、千船村大字大野同百島とは舊大野川を隔て、對す。明治廿二年町村制施行のとき、福村南西島新田の地を廢し、其境域によりて更に設けたるもの即本村にして、其村名は南西島新田の叢爾たる一小新田にして且人住の地にあらざる所より、遂に福村の舊稱を其儘採ることゝなれり。而して傳法村と組合役場となり、其役場は傳法村大字北傳法に置きたりしが、四十年四月一日より其組合役場を解除し、更に村役場を大字福參百拾五番地に置き、尋て翌四十一年八月同參百六拾番地に移轉したり。

元來本村は單に戸口の上のみならず、面積の上よりするも小村なりしが、三十年九月淀川改修工事のため、大字福に於て拾五町參反八畝貳拾四步大字南西島に於て七町六反九畝貳拾九步の地を買收せられしかば、愈其面積を狭小ならしむるに至りぬ。村部落は舊大野川の左岸に葎み、一箇所に集團したれば、耕耘をなすもの少く、殆ど漁魚を以て主要の業となし、之を市に鬻ぐを以て渡世となすもの、或は魚貝類の行商を以て專業となすもの等多く住めり。

**大字福** 稗島村の南に接し、正保元年の開發なり。但其開發者を詳かにせず。雖も、口碑の傳ふる處によれば、隣地舊大野村千船村の開發者樋口伊兵衛の三男に

彌一兵衛と云ふものありて、其二男忠兵衛の開發する處なりと云ふ。而して樋口の家は、代々里正を勤めし舊家にして、文政年間迄は榮えたれども今は絶家となりぬ。又今の産土神なる住吉神社より東北に方り、中島大水道に沿ひて八軒屋橋と云ふ所あり。古へは橋の架りし處なるが、其東南に位して今地字に古屋敷と唱ふる所あり。延寶の初頃迄は甚左衛門庄兵衛四良右衛門喜平治四良兵衛平右衛門庄次郎即信等即信は道心者なり八軒の家ありし所にして、俗に之を八軒家とも稱す。即是此地の起原を作せし所なり。然るに其後に至りて一夜八軒家の西端なる某の家より火を發し、八軒全焼の厄に罹れり。後幾何もなくして延寶中新檢地の沙汰ありしかば、此機會に於て新に神崎川の堤添ひに屋敷替を願出てしに差許されき。爰に於てか他村のもの拾六軒之に加はり、都合貳拾四軒の民家を造るに至る。是即現今の部落にして、舊石高百九拾五石九斗九升七合あり。村名の因て起る處又詳かならず。其神崎川のほとりにありて海濱に接したれば、古へより漁魚を以て業となすもの多し。享和四年正月廿六日大坂町奉行所に上書したる書付の寫によれば、四ツ手網を持つもの貳拾四人、唐網を使用するもの貳拾六人、かり網を使用するもの五人、鯉魚を働くもの六人、門取を使用するもの拾人、鰻魚を主とする

もの六人へうたん網を使用するもの五人にして、網役運上銀年六拾貳匁門取運上銀貳拾壹匁參分を上納す。降て文政十二年の年貢割によるごきは、銀五匁壹分魚小物成銀貳拾壹匁九分拾ヶ年季門取漁運上銀六拾貳匁五分拾ヶ年季網役銀拾六匁五分五ヶ年季間机網運上等を上納し來りたるものにして、而も純然たる漁村なりき。

本村の檢地は正保元年小濱民部旗本船手奉行の施行せし處にして、反別は拾四町九反五畝參歩五厘。後又延寶五年閏十二月更に青山大膳亮の檢地ありて、反別拾六町八反七畝拾六歩高百八拾五石七斗八合を得たりしが、明和元年天保十四年の二回新開の檢地高入を加へ、百九拾五石九斗九升七合となりて、徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配地なりき。

總反別の内八町八反餘歩は稗島村の内に、壹反餘歩は舊申村の内に飛べり。

参考 是は正保元年中此新田開發其以後小濱民部致檢地の儀は明暦二申年宮建立、今度遠吟味は處廿二年以前よりの宮地に以得共、地外川内を築宮建仕儀に付除之。延寶五年閏十二月六日青山大膳亮檢地本帳末尾の記事

(福村北村彌三郎所藏檢地帳)

大字南西島 もと南西島新田と稱し、大字福の南に位しつ、神崎川の流末に點在

せる島嶼の内二箇の猫額大の小島なりしが、今は新淀川の川床となり了んぬ。年代は不詳なれども大坂の人多羅尾七郎右衛門の開墾せる西島新田より分立したるものなり。本西島北西島参照小作慣行調査書中、新田開發由來書中には、西島新田の地は元佃島と稱せし處にして、伏見屋□郎兵衛永野屋久左衛門の二人、御地代金九百參拾五兩を納めて開發し、元祿十五年の檢地西島の高百八拾七石壹斗參升參合とあれども、多羅尾氏の開發せし事實の明確なることは、中島大水道吐口樋門の傍に建設せられし同氏の義俠を讚美せる後藤棧の撰に成れる碑文に見えたれば、伏見屋永野屋の説恐くは誤傳ならん。大坂湊口新田細見圖には、高七拾壹石壹升九合とありて、開發以來徳川氏領大坂鈴木町代官所支配地なりき。

(四) 川北村

西に偏在せる瀬海新田の地にして、其東北は千船村福村傳法町に接す。明治廿二年初めて町村制の施行あるや、春日出南六軒屋秀野恩貴島高屋本西島常吉北西島西野西島矢倉中島布屋出來島西洲の各新田、及四貫島村九條村字西九條等即拾六新田と一村一字の地を廢し、更に其境域に據り設立したるものを本村となす。其村名

は、安治川の北にあるを以て舊幕府時代は此邊を安治川組と稱す川北村と名く、而して村役場を大字春日出三番屋敷に置きたり。

本村は前述の如く拾八大字より成り、隨て其土地の面積極めて廣しと雖も、之と反對に全村殆ど新田なれば戸口は比較的少く、即拾八大字にして漸く他の四五の大字より成る各村と匹敵するに過ぎず。町村制施行當時の戸口は、僅に七百餘戸參千九百餘口なりき。當時は地にホルプ製造の永進社大阪鐵工場あるのみなりしが、廿九年の頃は俄然其面目を一變し、金巾製織株式會社大阪硫曹株式會社大阪晒粉株式會社大阪製壘株式會社東洋セメント株式會社安治川船渠株式會社大阪木管製造所友禪工場丹礬製造の幸英館及林松田両コークス製造所等の設置あるに至り、且人口も聽て壹萬に達し、殊に大阪市接近の箇所は、漸次其状態を市街地と變りなきに至りたれば、同年七月大阪府告示第百八拾五號を以て、三十年四月より村内正蓮寺川以南の地、即大字春日出四貫島六軒屋南恩貴島高屋本西島常吉西野秀野及西九條を割いて大阪市に編入し、之と同時に又大阪府告示第百八拾六號を以て其編入殘部を處分せられ、即大字秀野の字經ヶ崎を傳法村に併せ、其他の大字北西島中島西島出來島布屋西洲矢倉を以て一村を立て、之を川北村と稱するもの、即是現

在の川北村なりとす。而して其村役場は、之を大字中島八百參拾參番地に置き、此年九月淀川改修工事のため、大字北西島に於て貳拾貳町七反八畝拾九步、大字西島に於て八町五反五畝九步、大字矢倉に於て貳拾七町九反六畝貳拾八步の地を買収せられたり。後四十一年十一月に至り、大阪府告示第五百參拾壹號を以て、大字布屋の内字子ノ割丑ノ割を分割し、一大字を新設し、外島とまと稱す。各大字とも概ね部落あり、農を以て主業となすもの多く住し、風俗習慣等別に變る所あるなし。

因に云ふ、大字西九條はもと九條村の地にして、同村の沿革は既に掲げれば其沿革は茲に之を省く。

**大字春日出** 大字四貫島の西隣にありて、大字南恩貴島の東に接す。此地も四貫島浦と云へる蘆葦の叢生地なりしが、元祿十一年大坂の人雜賀屋七兵衛地代金貳千四百拾兩を官納し、以て之を開墾せる處なり。後享保十五年泉州の人食野千代之を讓受け、寶曆十年の頃本新田の南に、幾部の増墾を施し經營する處ありき。

元祿十五年三月、檢地奉行小野朝之丞方年長十郎の檢地あり。後増墾分に對しても猶數回の檢地を経たりき。最初開拓のとき、叢中より突然一頭の鹿躍出てしかば、人夫等之を捕へて撲殺したるに、開拓主七兵衛大に之を慨き、鹿は春日の神使

なりとて其死骸を收め、町畔に之を埋みて高く土を盛り、其所に春日明神を勧請したるを以て、扱こそ春日出の名ありとぞ。尤も元祿十五年檢地のとき、斯く替名の許を受けし由なり。新田舊高四百八拾八石參斗貳升八合にして、五箇島組に屬したる大新田なり。開發以來徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配地なりき。

此新田に、なにおふ八州軒ありき。并は享保の頃、紀州藩祖南龍公より伏見桃山北殿の材を新田主食野氏に給ひければ、爰に移し、建て以て邸としたるものは八州軒にして、即淡路紀伊大和河内和泉播磨山城及攝津八州の風光を收むるを以て此名ありとす。庭園は樹竹を以て掩はれ、溪谷の間陽石陰石紫石眠虎石烏帽子石達磨石蝟石臥牛石朝鮮燈籠など云ふ奇石珍石を以て按排し、御鹿山には春日祠あり、或は騰雲溪あり松陰池あり、或は錦繡堤に架するに鼓琴橋あり、而して錦繡堤は眞澄河に沿ひ東西に延き、四季花の絶ゆることなくして、之を望めば宛ら錦繡の如し、雅麗得て名狀すべからず。然も是津守村白山善五郎の庭園と共に、浪華二名園の一として並稱せらる。明治十六年菊池三溪之が十勝の記を作りてより、其名一層高く著はれぬ。

春日出村莊十勝記

第二編 町村下卷

第七章 安治川北

距大阪府西行里許有一郵落日春日出新田田屬西成郡有村莊爲左海人食野氏別墅後爲大坂人清海氏所  
購求水木清華竹樹幽遠樓屋之結構亭榭之位置以至夫壁畫通額影刻繪之精巧莫弗盡輪奐之美蓋往時  
移豐臣氏伏水桃山城北殿云今歲癸未十月予與友人五十川士深往游焉士深酒間走筆記其景况無復筆可  
下乃異其撰每勝區別作十勝記

春日祠積雪 御鹿山春曙 騰雲溪清風 鼓琴橋落花 春草虛夜雨  
錦繡堤夕陽 眞澄河遊鱗 松陰池浴鳥 分翠路流螢 村雨亭明月

**大字南** 大字春日出の西に位し其南西は安治川口に面す。舊新田高は百四拾參石六斗六升にして安治川組に屬し大坂鈴木町代官所の支配地なりき。

明和年間本郡市岡新田の南忠助屋號を平野屋と云ふ之を開墾したるに由り此名ありとぞ。安永元年に檢地あり同年十一月高入となる。後文政九年大坂玉水町島屋市五郎の所有に歸し尋て天保十一年更に貳拾町壹反拾六歩を増墾し本新田に合せたりき。

**大字四貫島** 正蓮寺川の南に傍ひ大字春日出の東に連る。本村もと衢壤村の支郷にして中釜村と呼びたり。寛永元年衢壤島と俱に開發せられたる地にして開墾者は何人なるや詳かならざれども寛永四年三月高西哲雲の執行せし檢地帳

に記載せる大地主は惣作なるものなれば蓋し彼れの開墾せし所ならんと云ふ。大阪府地誌には延寶初年農新七外六名の土地代銀を官納し開墾せる處と作れるも恐くは是誤なるべし而して寛永元年の開墾地たることは今大阪市西區九條町中島一治所藏寛永四年三月高西哲雲の改めし檢地本帳の現存が而して當時の反別は貳拾七町八反歩にして其石高參百石なりき。寛永七年衢壤村より分れて別に一村を立て中釜村を四貫島村と改む。攝陽群談には所傳詳かならずとあれども俗傳に據れば此島成て後價四貫文を以て之を得たるに由り時人之を四貫島と呼べりと云へり。蜀山人の浪華の旅書には爰は四官と云へる唐人の住める所なれば斯くと云へる。今は四貫と書改めしと云ふ。んどあり。唯り中釜村の名其因て起る所を詳かにせず。

寛永年中始めて檢地ありてより後更に延寶六年正月元祿四年十一月同七年九月享保十二年九月寶曆十二年八月明和五年五月同七年十月安永元年十一月寛政八年十一月天保十四年九月等に檢地高入ありて高參百八拾石八升五合と定まれり。而して五箇島組に屬し開發以來徳川氏領にして大坂鈴木町代官所の支配地となり維新前まで更に變る所なかりき。

参考 大坂府内海邊より怒濤逆流して民家食地を侵して患多し哲雲上訴して計策を上り水利を説く。官家これを許し給ふ故に哲雲大に丁夫を興し砂洲を水口に築き怒濤を防ぐ今の四貫島衢壤洲に

れなり、それより後府内民家成く水害を免る下（攝津名所圖會）

**大字六軒屋** 大阪市北區安治川町の西に接し、以て安治川に傍ひ、大字西野は其北に連りて在り。初此地は安治川の寄洲なりしを、川床清左衛門今何處の人この開發せし處なりと。六軒屋新田とは、最初六軒の民家建ち、六軒屋は一に又川床清左衛門の屋敷なるを採りて名けたりとの所傳ありたるに因て此稱ありとぞ。寶曆年間の末に開發せられ、明和二年十一月同七年十月の兩度に檢地高入あり、其舊高參拾六石五斗六升壹合の地にして、初開以來徳川氏領地大坂鈴木町代官所支配に屬したり。土地細砂を混淆すれども、其質稍美にして作は麥綿に適す。水利の便ありと雖も、早年には逆潮の難を避くる能はず、反別の内田畑參反七畝拾七歩は、大字四貫島西野の間に飛地せり。

**大字秀野** 大字本西島の東に接し、南は正蓮寺川北は傳法川に沿ひ、而して傳法村の西に隣る。もと傳法川海門の寄洲なりしを、明和七年の頃大坂の住人島谷徳兵衛、幕府の允許を受け開發せる處なり。一説には、明和二年の開發なりとも云へり。安永二年十一月同五年五月同七年十月同九年十一月天保十四年九月の數回に檢地高入あり、高五拾四石貳斗四升八合にして、開發以來徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配地に屬したり。反別の内壺町九反壹畝餘歩は傳法川を北に隔て、傳

法村大字申今傳法町に沿ひ飛地せしに、字經ヶ崎即三十年大阪市へ編入のごき、此部分は今傳法村に附屬せしめられしこと、既に傳法町の部に叙せしが如し。

**大字恩貴島** 大字島屋の東に接し、大字春日出の西北に隣れり。もと沖島と云ひし所にして、元祿年間大坂の人、大宮仁左衛門、地代金七百貳拾五兩を幕府に納めて請所ごなし開墾せる處なり。元祿十五年三月檢地奉行万年長十郎小野朝之丞の檢地ありて、其石高百四拾五石七合と註せらる。此年十一月高入、後寶曆二年大坂玉水町島屋市兵衛の有に歸し、同九年正蓮寺川の開墾あり。即本新田の中央より北に偏し、東西に縦斷せらるゝに至りしより、南なるを南恩貴島北なるを北恩貴島と俗稱するに至れり。後明和の頃より天明の頃まで數回の開拓に對し、檢地高入ありて、其石高百九拾壹石八斗六升七合の地となりき。沖島を恩貴島に改めしは、小作慣行調査書に據れば、元祿十五年三月檢地のごき新田名改稱の願出を聞届けられしものなりとあるも、大阪府地誌には、怒濤激浪の屢、堤防を破壊するを以て、島屋市兵衛官に乞ひて之を改め、安永七年より恩貴島新田とすごあり。されど此兩説何れが正しきや判じ難けれど、攝津志には沖島新田と見えたり。開發以來徳川氏領大坂鈴木町代官所支配地なりき。

**大字島屋** 大字南春日出の北に隣り、大字秀野本西島常吉とは正蓮寺川を隔て、其南に對する瀕海の地なり。寶曆の末幕府の勸諭に由り、大坂の人島屋市兵衛の開發せる處なるに因て此名あり。初明和六年までに六拾九町餘歩を開拓し、明和元年八月同二年十一月安永七年十月の三回到に檢地高入を受く。後其子市兵衛父の遺志を繼ぎ、天保十四年までに又四拾八町餘歩を増墾せしかば、之に對し二回の檢地ありて、其高參百五石六斗四升壹合の大新田となり、五箇島組に屬し、開發以來徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配地なりしが、維新後明治四年五月十八日暴風怒濤の堤塘を破壊する所となり、其大部分の地は忽ち海面に變じたれば、八年九月に掛けて復舊の工を起し修築し、以て漸く原狀に復するを得たり。後十年に至りて、大坂の豪商住友吉左衛門の有に歸したりと云ふ。土色白く砂土混合其質悪しく、稍稻粱麥綿の耕作に適したれども、而も産質下等なり。且惡水瀉下の便に乏しく、水害に苦むの地なりとす。

**大字本西島** 大字秀野の西北に接し、大字常吉の東に隣り、北は傳法川を隔て、傳法村大字申に對す。初め單に西島新田と稱せしが、天保の頃ならんに之を三箇新田に分ち、即本西島南西島北西島となすもの是なり。三西島中本西島は、其面積

最も大にして且西島新田の本なれば、本西島と名けしとかや、又本新田は寛文十二年大坂の人多羅尾七郎右衛門幕府の許可を得て開發せる地なりしが、天和の頃案ずるに當時神崎中津の諸川次第に高まり、惡水の排泄瀉下極めて悪しく、北中島貳拾貳ヶ村上下兩郷の地水難頻年起り稼穡を損じ大に困む處ありしかば、之を治むるため新水道掘鑿の議起り、延寶五年幕府の許を経て民費を抛ち完成せしめたるもの、即今の中島大水道普通水利組合の經營せる大水道是なり而して此水道當時の海表樋門申村にありは恰も本新田を以て橋塞し其惡水の瀉下を妨礙し且當時瀉川の下流は木津中津下流傳法川神崎支流の諸川あるのみにして、未だ安治川の掘鑿なき時代なれば、瀉川の水量多くは中津神崎の兩川に收めて之を海に注ぎしか、此兩川口も亦此新田の北に會し瀉下に障礙ありしならん。上郷各村北中島村貳より水利故障を唱へ之を官に訴へしかば、官は終に一旦全新田を改めたれど、貞享元年安治川の掘鑿成りて水利疏通するに至りしかば、更に之を多羅尾氏に還賜せられたるもの、即西島新田にして、元祿十五年三月檢地奉行万年長十郎小野朝之丞の檢地に係り、其高百八拾七石壹斗參升參合と註せられ、同年十一月高入となりしが、爾來又數ヶ度に開墾あり、而して其檢地は寶曆明和安永天保の各年間に六ヶ度ありて、其總高參百四拾六石五斗參升八合此石、舊領主井石高調を得たれども、南北西島と分割の後は貳百參石四斗七升此石、大坂淡口新田細見園に見えたるものなるが南西島の七拾壹石壹升九合北西島の七拾壹石九合を併せて攝河泉和一村別舊領主井石高調に掲げたる參百四拾六石五斗參升八合に比せば壹石餘の差ありなれり。西島の名の所起又詳かならざれども、多分十二支の酉年開と云ふを意味すべし。されば最初の寛文十二年開發とあるは、寛文九己酉年を以て其開發に着

手し、乃ち其年の酉に因みて名けたるならんぞす。開發以來徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配地なりき。

**大字常吉** 大字島屋とは正蓮寺川の流域を隔て、其北に位し、大字本西島の西に連りて海に瀕す。もと本西島新田の寄洲なりしを、嘉永の頃本郡南方村今即西中島村大字南方の農庄左衛門と云へるもの、幕府の許可を経て開墾せし處なり。同六年正月檢地高入ありて、其石高四拾六石八斗貳升四合を算したりき。土色疎白なる砂土より成り土質可ならずと云へども、麥綿西瓜等の作に適す。稻作もなざるにはあらずれども、其米質至て粗悪なり。霖雨すれば悪水瀉下し難く、旱時鹹氣を發し灌溉に苦むの地なり。開發以來徳川氏領にして、大坂鈴木町代官所の支配地に屬したり。

**大字西野** 大字西九條の西北に位し、大字六軒屋は其南に接す。九條村の堤外地なりしを、元祿年間本郡九條村の池山新兵衛、地代金貳百六拾五兩を官納して開發せる處なりき。其本高檢地は元祿十五年三月檢地奉行万年長十郎小野朝之丞の執行にかゝり、高五拾參石壹升四合と註せらる。爾後寛政の頃まで數ヶ度の開墾あり、之に對する檢地は寶永五年寛延二年四月寶曆十二年八月明和七年六月

安永九年十一月寛政十一年十一月の數ヶ度に行はれて高入あり、其石高五拾九石貳斗六升七合の地となり、開發以來徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配地なりき。西野新田と呼べるは、開發者の家より西の方に當る野なりしを以て名けたりとぞ。土地は砂土にして其質可ならず、稍鹹氣を含み、作付綿麥には宜しけれど、稻梁には悪し。水利の便ありと雖も、早年には潮潮に困むの地なり。

**大字北西島** 大字西島と隔水して其東にあり。今全大字殆ど新淀川の河川敷地となりて、河中蘆葦の地となり。南西島新田の北に位せしを以て、扱こそ北西島新田の稱ありき。南西島と共に神崎川派流なる西島川大野川の川口を點塞せる狀をなし、元單に西島新田と稱するもの、一部にして、地は素より三箇所に分ちたりしも、其名を本西島新田南西島新田北西島新田と各別に付せしは、蓋し既説の天保頃なる如し。而して元祿十五年の開發なることは、大阪府地誌の載する處なれども、其高を詳かにせず。西島新田としての檢地は、寶曆明和安永に行はれし事實あれば、此地も亦増墾ありしなるべしと信ぜらる。分割後の高は七拾壹石九合にして、南西島新田とは殆ど同高にありき。開發以來無人の地にして、徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配地に屬したり。



**大字西島** 大字矢倉の東に接し、千船村大字百島の西に位す。元祿年間本郡九條村の池山新兵衛地代金四百貳拾兩を官納して開發せし處なり。元祿十五年三月檢地奉行万年長十郎小野朝之丞の檢地あり、其高八拾參石參斗貳升七合と定まりしが、後元文三年更に拾參町六反六畝歩を開墾し、同年九月檢地高入あり。後又天保十四年嘉永五年の二ヶ度に尙増墾する所ありて、高百五拾八石四斗四升貳合となりぬ。其新田名の起るもの詳かならずと雖も、元祿十一年中山出雲守永井喜右衛門河岡平太夫の三名幕府の命を奉じ、南は勝間浦より北は佃浦まで巡見視察せるこき、九條村の池山新兵衛成小路村の中野三郎兵衛之に隨從せしが、此時佃大和田の對岸に方りて西に島あるを見、三名の官司新兵衛に命じて之を開かしめたるに因て西島の名ありと云ふ。開發以來徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配地なりき。

**大字矢倉** 大字西島の西に接し、大字中島とは神崎川支流の中島川を隔て、對し、南の一小部は海に面す。原是海面の寄洲なりしを、安永五年の頃、京都立賣通り鎌屋大坂湊口新田細見矢倉九右衛門の開發せる處なれば此名あり。其初は八町七反四畝參歩の開發なりしが、之に對して安永七年に檢地あり。後弘化の初に至り、尙

拾七町七反四畝拾五歩の開墾あり、因て又同三年檢地あり十月高入となる。其高都て百四拾四石八斗八升壹合にして、徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配地に屬せり。明治四年五月暴風怒濤のため、新田決潰したりしが、翌々六年之を再修、復舊したりとは雖も、是に由て廿年間の缺下年季を許されたりき。

**大字中島** 大字布屋の東北に接し、出來島の西に隣れり。原これ城島じやうしまと稱せし地なり。元祿元年京都の人丁字屋姓は市兵衛小作慣行調査書には、丁字屋利左衛門に作れるも、附目録には明かに市兵衛とあり地代金貳千貳百拾五兩を幕府に納めて開發せし處にして、乃ち丁字屋の本姓中島を採りて名とす。元祿十五年三月檢地奉行万年長十郎小野朝之丞の檢地ありて、同年十一月高入となる。其初開發の高四百四拾貳石六斗六合なりしが、後寶曆の末若干地を増墾し、明和二年十一月檢地高入あり。茲に於て總高五百八拾壹石六斗六升七合となる。開發以來徳川氏領大坂鈴木町代官所支配地に屬したり。而して本新田の地主は屢轉換し、其年代の主要を記さむに元祿元年より享保三年まで丁字屋市兵衛享保三年より安永二年まで泉州唐金新五衛門安永二年より明治初年まで大坂津田久兵衛明治初年より同十年まで肥前大村純熙の各人を経て、而して明治十九年より終に大阪阿部彦太郎の所有に歸し、以て今日に至れり。

**大字布屋** 大字中島の西南に接し、北は兵庫縣川邊郡尼崎町の内高須新田と神崎川の流域を隔て、對す。もと神崎川流末中島新田に續く寄洲の地なりしを、嘉永六年大坂中の島の人布屋高姓は甚九郎の開發せし處に係り、其屋號を以て新田の名とす。高九拾八石五斗壹升貳合の地にして、徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配に屬せり。明治四年五月暴風怒濤の襲來せる處となり、決潰して滄海に變ぜるの慘狀を呈したりしが、十五年近江國神崎郡長勝寺の人清水莊三郎之が復舊工事を施し、遂に漸くにして舊態に復するを得たり。

**大字出來島** 千船村大字大和田と神崎川支流を挾んで其西に位し、大字中島の東北にあり。元祿元年府下島下郡福井村の人倉橋屋彦姓は四郎兵衛の開發せる處に係り、倉橋屋庄兵衛二名の開發に作れり其能く成功せるに因みて出來島と名くことぞ。彦坂四郎兵衛の墳墓は出來島の東堤防沿ひにあり享保七年十一月歿開發の初、地代金千六百拾兩を幕府に納めて開拓し、第一次に於て元祿十五年三月檢地奉行万年長十郎小野朝之丞の檢地ありて、高貳百參拾壹石四斗五升參合を得しが、猶爾後數回の増墾ありしかば、延享四年七月寛延二年十月寶曆八年四月七月安永七年三月十月にも亦檢地高入ありて、其總高貳百五拾石七斗九升五合となり、開發以來徳川氏領大坂鈴木町代官所の支

配地たりき。

**大字西洲** 大字矢倉の西北に位す。舊高織に拾參石九升壹合の小新田なりき。寶曆八年の頃は葭場の地なりしを、明和年間大坂道修町西村仁右衛門の開發せる處なり。然るに大阪府地誌は此地の開發年代を安永七年に作れども、是恐らくは誤ならん。之を案ずるに中島村大字江口田中貞治郎所藏舊記の示す處によれば、明和五年の檢地なりとせり。左すれば明和二乙酉年の開發なるに因みて、蓋し西洲と名けしなるべし。而して檢地は明和五年十一月高入と天保十四年と弘化元年との三ヶ度に行はれつ。開發以來徳川氏領大坂鈴木町代官所の支配地に屬し、慶應三年の幕末まで變る處なかりき。明治廿一年十月現在調によれば、田畑の反別貳町九反貳拾四歩にして、無人家の地なりとす。

**引用書類** 因伯要紀今宮神社由來記今宮村御繪寫市岡新田檢地帳井上彌兵衛古文書延喜式・四滿寺略縁起 大阪市史大

阪府誌大阪府地誌大阪府統計書大坂湊口新田細見岡大阪名勝圖會大阪府公報大阪府邊應永廿四年難波古岡大和田住吉社古札太田源之助文書大島宗太郎談話海泉寺縁起舊市制記享和二年水害之圖吉向機由來書北大道村自寛永至明治初年免狀寫木津村自元至明治初年免狀木津村明曆以來の檢地帳北宮原村弘化四年村明細帳北村彌三郎古書類國郡沿革考郡内町村大小字調郡内記録文書目錄九條村寛永以來檢地帳久保田鹿十郎談話久保田鹿十郎文書源平盛衰記國史大辭典後鑑記事

小作慣行調査書勝間村金井古文書小松村萬治の檢地帳小松村古書類駒井丹次郎文書高津五郎文書崇禎寺古文書西念寺縁起參考本盛衰記澤田賢次文書續日本紀新猿樂記承徳二年難波古圖聖德皇太子御傳新庄春日神社山緒記十八條村慶長以來の檢地帳十八條村元祿以來の村明細帳十八條村自寛文至明治初年免狀新家村寛水の檢地帳新家村自寛水八至正保三免狀新家村明和四年溜池様子書新在家村古書類下新庄村西組古書類正行寺住職談話白山善五郎文書住吉松葉大記住吉玉出實錄勝間の濫觴水道之古書寫帳瑞光寺古文書攝陽群談攝津志攝津名所圖會攝津鈔攝津名勝記攝河泉和一村別舊領主並石高調攝河泉攝村名控攝津國各村草高帳大日本史太平記大日本地震史料大日本地名辭書大日本人名辭書大日本帝國陸地測量部製圖田寶神社山緒記多羅尾氏壘田碑文楓乃落葉難波舊地考塚木村延寶檢地帳津守村元祿以來の檢地帳天明年間覺書帝國行政區畫便覽傳法村舊記外山久太郎古書類難波芦分船浪速上古圖說浪華奇談浪花土産浪速市中傳聞錄名物浪花のながめ内務省大阪土木出張所書類中在家村慶長檢地帳寫中在家村自寛文十至嘉永元免狀寫中在家村延寶檢地帳中島一治談話日本書紀日本書紀通證日本戰史日本百科大辭典西成郡村誌編纂草稿西成郡村誌西成郡町村分合取調書西成郡統計書西島新田古書類橋守村寶曆十の明細帳富光寺縁起福村延寶の檢地帳福村並正光寺の由來藤鹿之助古文書藤本三之助文書細川兩家記本朝地理志略松野勘四郎談話宮原新家村延寶檢地帳南濱村羽間氏古文書見市乘保談話大和物語倭伊兵衛文書淀川兩岸一覽淀川改良工事略沿革類聚大阪府布達全書和漢三才圖會和名抄諸國郡郷考渡邊麻次郎文書和田高英談話

### 第三編 各種の事業上卷

#### 第壹章 農業

郡の農業は、古來極めて有利なる地位にありしなり。然れども郡の土地たる淀川神崎川中津川の諸流に沿ひ、而して西は海に瀕したれば、時として河水の氾濫乃至海嘯の來襲あり、以て其慘憺たる不慮の災厄に罹れること古來枚擧に遑あらず、而も其都度危険の之に伴はざるはなかりき。然るに元祿の初頃より海岸寄洲の地を開拓し、新田開墾の事業相次て起れり。是當時に於ける幕府の社會政策に基くものなりと説く者あり。或は然らん、然れども亦其目的にして、若し農事に極めて價値ある曠望する處のもの微りせば、如何に其性質が國家的事業たるの故を以て、官の誘掖奨励あるにもせよ、流亡の險を冒し大資を投じてまで、誰か發奮して此業に手を下すものあらんや。況んや爾來慶應の幕末に至るまで百七十又餘年の間、或る時期を除くの外、滋、壘田の事業行はれしをや。畢竟當時は今世の如く各種の事業起らざりし時代なりとは云へ、是單に政府の政策のみに基ける結果なりとも信じ難し。然り

而して其所謂農事上有利なりとする所以のもの一にして足らずと雖も、之を要するに郡は大坂の大都會に接近し、百事都て其影響を被れるもの、確かに其一因なりと信ず。今請ふ之を左に述ん。

先づ第一に肥料の潤澤にして且其價の低廉なりしことは是なり。而して其肥料は主として之を糞尿に仰ぎ、ごもく(塵芥)之に次ぎ、其他ほしか(餅糟)又縮糟とも云ふ等を施用するものなり。去る程に大坂三郷市中に於ける糞尿は、市中に近き攝河泉三箇國三百數十箇村の百姓に由て汲取られ、本郡村々も無論亦其中に加はれり。而して大坂市中に於ける村々百姓の汲取區域は割然として定まれるも、時として其區域を侵すものありて紛擾を惹起し、容易に解決を告げざりし事も一再にして止まらざりき。又村々に於ける百姓の糞尿汲取は、恰も一種の既得權として其家株の如き觀を呈し、後には村内相互に其汲取權利を賣買讓渡するに至れり。是意ふに自家の手にて汲取り之を耕地に施用せば、其價も亦極めて低廉なるのみならず、其施用して剩す處のものは他に轉賣して得る利益も亦鮮少なからざるものあるより、自然に斯る事の行はるゝに至りしものなるべし。舊幕の頃に於ける糞尿は一箇年一人に付、米何程を以て其料となせしか詳かならねど、明治四年頃の定めによれば、一箇年

一人に對して米貳升七合五勺なりしこと、次にごもくの如きは斯る價格もなく、又面倒の定めもなくして、重に畑場砂地などの肥料に適せしより、農家は其入用に應じて勝手に市中の都合良き川筋に船を附け、之にごもくを積載して漕ぎ歸り、以て自作地に施用するを得たり。外に汚汁の肥料となるべきものも亦多かりし。されば農家は自己の勞力さへ厭はずば、いつ何時如何程にても而も容易く其肥料を得られし次第なりき。唯り彼のほしかの如き肥料に至りては、收支の損益上其收利の多きもの、例へば綿作の如き特種のものに限り、之を施用する位に過ぎず。是とて其購入方に就ては他の地方と異なり、便利なりしこと云ふまでもなかりしなり。只夫れ土地柄だけに牛畜の飼料又は田圃の肥料として其効甚だ多き山草の供給なきは、農家の最も不利を感ずる處なりき。第二に、重用物産なる米麥、豆、綿藍の類を賣捌くに最も利便ありとすることは是なり。先づ時價の高低は日々に容易く之を知るを得、周旋人又は仲買との間に立ちて自由に掛引をなすを得たれば、彼等の欺瞞騙術に懸りて意外の損失を招く等のことなくして、而も時機を窺ひ知るの便多く、或は又其産物を市中へ直賣するの便もあり、又之を運送するにしても其道程遠からずして自在に之をなし得るの便利あり。凡是等は皆郡の地位の獨得專有に歸せしも

のにして、他の得て望むべからざる處なり。第三は、蔬菜類の需用に應ずる供給是なりとす。此事たる殆ど郡の村々が獨占せし所なりと云ふも敢て過當ならず。并は正徳の昔より難波村市場堀江市場天満市場に向て、日々夥多しく青物の出荷ありし事實に徴しても之を知り得らるべし。而して其重なるものは蘿蔔牛蒡胡蘿蔔南瓜西瓜胡瓜白瓜茄子冬瓜甜瓜蕪菁水菜葱雜菜の類なりき。就中茄子胡瓜などの早作にかゝる青物は、實に異常の價格を以て市場に歡迎せられ、其收利の莫大なるは、亦他の窺ひ知る能はざる處なりしが如し。第四は、綿作是なり。舊幕の頃に於ける郡の綿作は最も有望なるものに屬したり。されば南は畑場八箇村云ふも更なり、西は新田方面北は今新庄村大字上新庄、又其東なる中島村大字小松江口及大道村の幾部を中心として盛に栽培せられたり。綿作は其肥料に費す處の資金も極めて多額を要したれども、若し其豊年に際會せば其收穫更に甚だ多かりき。殊に又栽培地中、新田方面及中島村大字小松の如きは、現今の地價とも見做すべき田畑の等位下等に屬したれば、隨て石盛の稜米率も亦低く、且貢租免高も之に伴うて輕かりしなり。然るに綿の平年作としては作付壹反歩に付、參本參分半壹本の目方拾貳貫目内外の割合なれども、更に豊年作に至ては四本半乃至五本までを穫られたりとぞ。而して其綿壹本

の價格は常に遙に米壹石の上にありしが如し。例へば明和二年の事實に據て之を觀るに、當時の米壹石の直段は銀六拾七八匁位なりしに、綿壹本の直段は銀百參拾目の倍額を占めし是なり。斯の如くにして其收穫相當にありたりとせば、貢租の輕き村方にては云ふ迄もなく其收利更に一層多くして、而も頗る有望なりしこと推して以て知るを得べし。次に藍作の如きも畑場の産物として盛に作付せられ、是又相當の收利ありし由なれども、併しながら綿作に比しては到底及ばざりしが如し。郡の農業の有利なりし所以のもの、夫れ如上概述する所の如し。去る程に、由來物質上に於ける時代の要求は時々變遷して止まず、之が爲に漸次改善せらるゝものあり、或は又其要求の更新するものあるが如きは、蓋し數の免れざる所にして今之を郡の農産物に就て云へば、明治維新の後社會の進運に伴ひ、歐米文物の専ら我に輸入あるや、蚤くも機械紡績の事業相次いで起り、綿の需用頗る増加し、愈々其盛なるに従ひて倍々其多きを加ふるに至りたれども、内地産のものは外國棉花の價格低廉なるに到底對抗すべくもあらざりしかば、其需用は専ら之を外國産に仰ぐに至れり。而して是獨り紡績使用のみに止まらず、廣く他方面の需用にまでも之を及ぼすに至りしかば、従前差しも有望なりける綿作も、終に次第に衰退するの已むなきに至

りしなり。分けても本郡の如きは米麥に次ての重要物産なりしに、此の如き悲境に陥りたるが故に、遂に全く廢作の止むなきに至り、今日にては殆ど其跡を絶てり。又彼の藍作の如きも染色術の發達と共に、其需用亦次第に減少せしかば、是又綿作と粗同様の運命に陥るに至りしと雖も、然れども彼に比すれば尙未だ多少勝る所なきにあらず。更に又蔬菜類に至ては、其日常食料品丈けに、素より此の如き變化のあべき筈もなしといへど、明治十五年の頃より海運業の發達せるや、其船便に由りて紀伊土佐沖繩等の温暖地より、各種の早作物を續々輸入し來りて、土地の早作物を壓倒するに至りしかば、従來占有せし利益は悉く之を奪ひ去らるゝの大打撃を被りしが、廿七八年の日清役と三十七八年の日露役ありし後に於て、大阪市の其都度向上發展せるもの偉大にして、而も夥多しく戸口の膨脹を來せし結果、日用食品の上に多大なる影響を及ぼし、爾來青物類の需用日々激増の現象を見るに至れり。されど郡の農業は、之を要するに一般の收利上より見て、遺憾ながら又昔日の如く盛大ならずと云ふに歸着すべし。而して左に登載する所のものは、前者は寛政年間代官篠山十兵衛のとき、中島村大字江口江口村の庄屋より同代官に差出せし田畑參町歩を耕作する農家の收支計算書、後者は明治三十四年郡内の或る農家にして、

穀菽類及蔬菜類を耕作するに家族五人ありて、田畑九町餘歩を耕作せるもの、事實による收支計算書なり。素より以て其標準内容俱に一樣ならず、尙且時代状態の異なるものもあれば、直ちに采て兩者を比較し、以て其收利の多寡を判定するの根據となすには足らざれども、又多少參考に資する所なきにしもあらざるべし。

寛政年間に係る收支計算書

収入の部

一米五拾壹石但田作貳町五反半作壹反に付貳石取の積り、一綿九本但綿作四反半作壹反に付貳本吹、一麥貳拾八石五斗但麥作壹町四反半作壹反に付貳石取の積り、一菜種五石七斗七升五合但菜種作五反貳畝半作壹反に付壹石壹斗取の積り、一銀參百拾貳匁七分但藥代米壹反に付九匁參壹反に付參匁、一銀貳百九拾五匁但男女作間手稼賣物代女は木綿織參束代百五拾匁壹反に付五匁男は藥仕事繩簾の工作

右の内年貢其他を差引すべきもの左に、

一米拾九石五斗但年貢米、一麥拾六石四斗五升但男女八人分の夫食、一米參石參斗參升但同夫食右差引殘、米貳拾八石壹斗七升壹石に付六拾五匁替此銀壹貫八百參拾壹匁五厘、麥拾貳石五升壹石に付四拾匁替此銀四百八拾貳匁、綿九本壹本に付八拾匁替此銀七百貳拾匁、菜種五石七斗七升五合壹石に付八拾匁替此銀四百六拾貳匁、藥代及手稼賣物代此銀六百七匁七分、

縮銀四貫百貳匁七分五厘

第三編 各種の事業上卷

第一章 農業

**支出の部** 一銀五百五拾壹匁五分壹厘但諸入用 一銀七百參拾匁但雇人給銀 一銀貳百五拾匁但農具  
品々入用藥代 一銀貳貫七拾七匁六分五厘但肥料 一銀貳百四拾壹匁但農具修覆  
縮銀參貫八百五拾匁壹分六厘

差引殘銀貳百五拾貳匁五分九厘

右之通大抵相記し候得共野道具數々御座候得ば洩候品も可有御座居宅も參町耕作仕候得ば、梁行參間枳  
間六七間位より小家にては難相勤土藏も二箇所入申候事

一作徳の儀は、作人平日心掛厚耕作出精仕候得ば肥も右積減少にて宜敷修理等不行届の時は右積にても  
不足野道具も心掛取扱仕候得ば十年のもの十五年も相保可申、免角作徳の厚薄御田如善惡其身の勤に御  
座候難書上、乍恐御賢察可被下候

右は西成郡惣高凡四萬六千石内五千八百石新田方除、凡壹萬七千石市中續相除殘凡貳萬貳千石除田如積  
り

一田畑參町分耕作割方積り

四反五畝歩木綿作、貳町五反五畝歩稻作、内壹町五反上田壹町五畝下田、此肥料壹貫參百八拾目但木綿作  
壹反に付八拾目田作壹反に付四拾目

壹町四反貳畝拾五歩麥作付四分七厘餘菜種仕付壹分七厘餘此肥料六百九拾七匁六分五厘

右田畑作立人寄男四人女壹人但壹人に付貳反半位水田五反位、此奉公人給銀男壹人に付百六拾目よ  
り百八拾目まで同女壹人に付六拾目より八拾目まで、尤仕着代壹人に付六拾目女百參拾目給銀壹貫貳

百目

野道具一式代壹貫參百八拾目八分、尤壹年に割貳百四拾目壹分此割壹反に付八匁

石盛 上田壹石五斗 中田壹石參斗 下田壹石壹斗

右參反平均壹石參斗に當る、此年貢凡六斗五升免五ツの積り

村小入用銀高壹石に付九匁參分貳厘參毛

但右小入用帳に除有之候高掛銀高壹石に付五匁六分貳厘參毛、是は御國役銀御城中竹繩御鐵炮御入

用御米納請帳御口米銀御傳馬御六尺御藏前入用御年貢五升込米上納掛所入用等也

高掛合拾四匁貳分四厘四毛

但壹反歩高壹石參斗に積り、此掛壹反に拾八匁五分壹厘七毛

(中島村大字江口田中貞治郎所藏舊記)

明治三十四年農家生計の一斑

家族五人ありて内耕作に従事するもの二人半、従事せざるもの二人半耕作田反別は六町五反五畝歩、内壹  
町參反歩は永小作地殘五町貳反五畝歩は永小作の下小作也、如は貳町四反七畝歩、内七畝歩は永小作地  
他は永小作の下小作地、尙自己の所有地は田貳町四反五畝歩なれども之は宛作とし、其他に宅地として  
七畝拾五歩を有せるものごす

**支出の部**

一金百參拾圓貳拾參錢公租其他諸稅土木費等 一金四拾八圓七拾貳錢五厘種苗購入費、一

金貳百圓肥料購入費、一金參拾貳圓貳拾五錢農具購入并に償還金、一金參拾八圓參拾錢家畜家禽飼

養料 一金百參拾七圓農夫給料 但常雇男二人女一人此金額百拾參圓臨時雇男三拾人女三拾人此金額貳拾四圓 一金八百九拾九圓貳拾五錢小作料 一金四百五拾九圓九拾四錢生活費

生活費内譯 金貳百七拾六圓四拾四錢食料費 金五拾圓被服費 金拾參圓備品費 金四拾七圓消

耗品費 金七拾參圓四拾五錢雜費

合計金壹千九百四拾五圓六拾九錢五厘

収入の部

一金壹千參百九拾參圓貳拾五錢玄米百參拾五石七斗賣却代 一金七拾五圓冬瓜賣却代 一

金百四拾圓眞瓜賣却代 一金九拾六圓五拾錢葱賣却代 一金百貳拾八圓胡蘿蔔賣却代 一金五拾參

圓蘿蔔賣却代 一金參拾六圓麥六石賣却代 一金九拾四圓拾六錢雜收入 一金參圓鷄卵賣却代

合計金貳千拾八圓九拾壹錢

差引益金七拾參圓貳拾壹錢五厘

(大阪府誌)

この兩者の計算中、其支出に擧げられしものと其代價を對照するに、觀察上大に異なるものあり。即前者にありては後者の如く別に生活費の如きものまでも載せざりけれ、其支出計上の潤澤なることは到底後者の及ぶべくもあらず。若夫れ之をして平等の判定を下さんには、各其當時の米直段即寛政中のものは銀六拾五匁替、明治三十四年のものは金拾圓貳拾六錢七厘替を以て基準とし之を比較するに如何かじ。而して此例によるべきは、前者の壹反歩當り肥料費消見積り代價の如き後者の

のそれに數倍せり。其他女奉公人の仕着料の如き銀百參拾目と立て、約米貳石の代價即給銀の殆ど倍額を支拂ふものとせしは、是收利上餘裕の多かりしを示せるものにあらずや。已に此二事に由て觀ても、他は多く言ふの要なかるべし。尙又此收支計算の比較に就て觀ても、後者の農事上如何に收利の劣りて而も其變れるものあるかを知るに足らん。然りと雖も三十四年より更に又拾箇年後の今日に至りては、米價の騰貴甚だしく其影響は他の收穫物にも及ぼし、農家の收利額に増加して收支相償ふものあるには至りたれども、這是自ら田畑を有し、尙且其一家を以て全く農事に従事し、敢て他より雇人などを使用せざるもの、謂ひにして、之に反し其耕作は小作にして、而も多くの雇人を使用せざるべからずとせば、其收利上果して見るべきものありや否や。是固より斷ずること能はざるもの、如し。

然り而して郡最近の狀況によれば、多くの土地反別を所有し之を小作に委ねたる所謂地主側に取り、甚だ面白からざる反響あるに至れり。开は何ぞや、小作人の減少せるもの即是なり。抑も此減少の傾向は既に長久しき以前よりの現象にして、而も是都市接近の影響より出てしに外ならずとす。其故如何となれば、彼の小作の如きは縦ひ少額にもせよ幾何かの資金を要するに、農業の性質たるや變化乏しく且儂



倅少なければ、斯る薄利の業に従はんよりは寧ろ他方面に於て、些の資金をも要せざる單一の労働者となるか職工となるか否らざれば小規模なりとも發展の望ある、而も變化の多き彼の商工の業に従事するの遙に勝れるに若かずと云ふの見地より、遂に以て大阪市に出稼轉業する者輩出せるに至りたればなり。されば當局者に於ても太く之を憂慮し、夙に之が補填の道を講ずる所ありと雖も、豫期の如き好結果を見ざりき。且又此小作人供給不足の影響は延いて小作現業者の舉動に及ぼし、而も其態度一變するの憾あるに至れり。例へば、舊來相互に能く徳義を重んじ、兩者の間には權勢の著しき懸隔を存したりと雖も、又一種掬すべき温情の其中に籠れるものありしかば、曾て相互間に些の紛糾をも生ぜしことなかりしかど、今は是等の情誼も次第に地を拂ふに至り、凶歉災異の年は更に云はず、普通作柄の年に於て謂れなく小作料の減額を強求するが如き、而も無法なる申出でをなし、若し之を擯けらるれば、直ちに以て小作田畑の返還に及ぶと云ふ亡狀に出で、地主の苦痛實に察すべきものあり。而して此の如く小作者の不遜なる舉動を顯すに至りしは、只獨り地主の不利とする所なるのみならず、是農事上亦大に憂ふべきの現象なりと云はざるを得ず。然れども顧みて地主たる個人の得失利害に觀れば、亦自ら慰むる

所なきにあらず。夫れ大阪市の膨脹發展と市内外に於ける交通機關の發達とに由り、土地の便否と其他の事情とのため多少の徑庭こそはあれ、概して土地價格の昇騰を見るに至りしかば、隨て數多の田畑を所有せる地主に在ては、其財産上に享く利益の甚だ鮮少ならざるものあり。又之に就ては獨り地主たる資産家のみに限らず、從來僅に壹町歩内外の土地を有し、自作に小作を兼ねたる農家にして其生計餘り裕かならず、去りて又貧困と云ふ程にもあざざる村内中流に位せるものも、土地騰貴の結果として俄然財産家の仲間入をなすに至りしものなきにあらざるなり。併しながら既に述べたる小作人の拂底と、第壹編第五章に叙したる農耕地の次第に減少しつゝある事實との點に於ては、遺憾ながら本郡の農業は、漸次衰運の途にあるものと看做さるべからず。然れども郡の工業は之に代りて次第に發展の地歩を進め、益其盛況を加へつゝあるの狀況なり。是に由て考ふるに種々の状態に依て農事の獎勵と工業の發達とは、全然相背馳するの結果に陥るものと知らざるべからず。之を要するに郡の農事の斯の如く變化せるもの他に多く見ざる處にして、是全く大阪市に联接せる反響の然らしむる處なるに外ならず。而して四十三年末の現在によれば、農業戸數の專業とするもの貳千八百八拾戸、兼業とするもの

の千參百九拾四戸、合計參千五百七拾四戸を數へり。又自作地は田七百拾五町貳反歩畑貳百七拾參町七反歩、小作地田千貳百九拾四町九反歩畑六百九拾八町六反歩にして、計田貳千拾町壹反歩畑九百七拾貳町參反歩、合計貳千九百八拾貳町四反歩を算せり、而して農戸數に就ては最近各年を通じて、精密なる調査の行はれしことあらざれども、一方耕地の減少せると俱に其數も亦減じつゝあるは、正に是掩ふべからざるの事實と斷ずるを憚らざるなり。

以上は郡の農業上に於ける地位及最近にかゝる状態の梗概に過ぎず。是より更に各作付の近況及其他につき叙する處あらん。

最近拾箇年間に於ける穀菽類蔬菜類及特用農産物の作付狀況は、蓋し郡の農事説明上缺くべからざるの要點なりとす。然らば其作付は如何なる景況の下に變遷しつゝあるか、今請ふ其大要を述べん。抑も米の作付は梗米其大部分を占め糯米之に次ぐとはいへど、拾箇年平均梗米の作付反別に對しては其拾四分の壹だにも及ばず。陸米に至ては更により以上の減少あり、即拾箇年平均の壹箇年漸く參拾五町八反歩に過ぎざる是なり。而して米作付の町村は、拾九箇町村中傳法町は之を廢し、鷺洲村中津村豐崎村津守村西中島村大道村千船村神島村川北村は其作付反別を減

じ、北中島村神津村歌島村に至ては之を増加し、豐里村中島村新庄村福村に於ては大差なく、粉濱村今宮村に於ては新に僅少の作付を試むるのみ。斯くて其三十四年總作付反別貳千貳百五拾九町壹反歩に對し、四十三年は千九百八拾六町九反歩となり、差引貳百七拾貳町貳反歩を減少せり。次に麥作は裸麥を第一とし、其拾箇年の平均壹箇年の作付反別は七百六拾五町九反餘歩にして、小麥之に次ぎて同貳拾八町九反餘歩、更に大麥に至ては寔に微々たるものにして、只纔に入町參反餘歩に過ぎざるなり。而して貳拾箇町村中傳法町は既に之を廢作し、豐崎村粉濱村勝間村津守村豐里村大道村中島村新庄村北中島村神津村歌島村千船村神島村川北村に於ては其作付反別を減じ、今宮村西中島村に於ては之を増加し、鷺洲村中津村に於ては敢て大差あるなく、唯り福村のみ僅少なる反別に作付をなすに至れり。之を要するに三十四年總作付反別九百五拾貳町四反餘歩に對し、四十三年は五百四拾五町歩となり、差引四百七町四反歩を減少せり。次に豆類の作付は拾箇年平均の壹箇年蠶豆の參拾七町九反歩を以て第一とし、大豆の貳拾八町貳反餘歩を以て第二とし、豌豆の四町五反餘歩、小豆の壹町四反餘歩之に次げり。而して拾五箇町村中豐崎村津守村は之を廢作し、中津村千船村に於ては其作付反別を減少し、西中島村北中島村

歌島村は之を増加し、鷺洲村豊里村大道村中島村新庄村神津村稗島村川北村は敢て大差を見ず。斯くて三十四年の總作付反別七拾五町五反歩に比し、四十三年は五拾九町五反歩にして、差引拾六町歩の作付を減ぜり。次に又特用農産物の作付に至ては、拾箇年平均の壹箇年菜種の七百九拾町貳反餘歩を以て其最多とし、藍作の六拾八町參反餘歩之に亞ぎ、綿作の拾參町餘歩又之に次ぐの最少なり。雖も、本作付に限り拾箇年前の三十四年には、漸次衰退したり。云へ尙四拾四町餘歩を算せしに、四十三年には只僅に九反歩の衰なる作付とはなりしなり。而して此特産物の作付としては、拾七箇町村中傳法町豊崎村は蚤く之を廢作し、鷺洲村中津村今宮村大道村中島村新庄村歌島村千船村福村川北村は其作付反別を減じ、豊里村稗島村は之を増加し、西中島村北中島村神津村は敢て異動あるなし。斯くて其三十四年總作付反別は、千九拾九町四反歩に比し、四十三年は七百六拾八町七反歩にして、差引參百參拾町七反歩を減少せり。

以上米作麥作豆類特用農産物の四類が、何れも其作付の減少を示せること夫れ既記の如し。而して三十四年の作付反別に對し、拾箇年後の四十三年の作付が如何に減少せしか、之を百分率に覓むれば、麥作最も甚だしく、即百に對し四拾參、特用農産

物之に次て參拾、豆類又其次にして貳拾壹、而して米作は拾貳の割合を示し、悉く皆退歩の現況にあらざるはなし。

然るに只獨り蔬菜類の作付に至ては然らざるものあり。尤も三十四年の蔬菜類總作付延べ反別七百四拾八町歩に對し、拾箇年後の四十三年に於ける同反別は七百參拾六町六反歩にして、差引拾壹町四反歩の減少を現はせり。とは雖も、直ちに之を見て以て如上の穀菽類及特用農産物と同一視するは未可なり。何となれば穀菽類及特用農産物の如きは、率ね漸次年を逐うて其作付を減ぜるの狀態にありたれども、之に反し蔬菜類の作付に至ては彼と大に其趣を異にするものあるに由る。即三十四年より五箇年目の三十八年までは、或は減じ或は増し一弛一弛の狀況にてありしが、翌三十九年には四拾貳町六反歩を増加し、而も七百九拾町六反歩となり、尋て四十二年には八百八町九反歩を算し、明四十三年に至り偶七拾貳町參反歩を減じたるは、只夫れ時に取ての異例のみ。素より云爾すべき現象となすに足らず。而して爾來今日に至るまでの狀勢を通覽するときは、蔬菜類の作付に限り更に退歩の狀なきのみならず、寧ろ隱然たる活力を有するものあり。乞ふ之を最近の收穫金高に見よ、四十年の參拾壹萬七千八百七拾壹圓、四十一年の參拾四萬八千四百拾七圓、

四十二年の參拾九萬八千四百拾圓、四十三年の參拾九萬六千九百九拾九圓を示し、逐次増加するの趨勢なるに非ずや、されば蔬菜類の栽培は、蓋し郡の農事上最も重視すべく、前途極めて有望なりとすべし。

然り而して其拾箇年間に於ける村別作付の状況を見るに、拾八箇村中武拾箇町村中より傳法町福村を津守村神津村に於ては敢て大差なく、豊崎村粉濱村勝間村千船村に於てこそ其反別を減少すれ、爾餘の鷺洲村中津村今宮村西中島村豊里村大道村中島村新庄村北中島村歌島村神島村川北村に於ては悉く之を増加せり、就中今宮村中島村新庄村北中島村の如きは著しく之を増したり。今夫れ三十四年より四十三年に至る蔬菜類の状況につき、特に其一品毎の作付及壹反歩平均收穫金高等、主として參考に資すべき要點に對し更に細言せん、先づ順序として其最も多く作付せらるゝものより叙し、次第に其少きものに及ぼさんとす。

蔬菜類中其作付反別の最も多きものは甘藷即是なり、而して之を粉濱村勝間村津守村今宮村西中島村大道村中島村新庄村北中島村歌島村千船村川北村に産出し、其作付は三十五年の貳百八拾五町貳反歩を以て最多とし、四十三年の百八拾六町六反歩を以て最少とす、其年平均は貳百四拾五町壹反餘歩にして、壹反歩に對する

収入金貳拾壹圓七拾六錢五厘なり、次は蘿蔔にして之を鷺洲村中津村豊崎村粉濱村勝間村津守村今宮村西中島村豊里村大道村中島村新庄村北中島村神津村歌島村千船村神島村川北村に産出し、其作付は三十四年の百四拾八町壹反歩を以て最多とし、四十三年の九拾參町貳反歩を以て最少とす、其年平均は百貳拾四町八反餘歩にして、壹反歩に對する収入金貳拾八圓五錢九厘なり、次は葱にして之を鷺洲村中津村豊崎村粉濱村勝間村津守村今宮村西中島村豊里村北中島村歌島村千船村に産出し、其作付は四十三年の九拾七町五反歩を以て最多とし、三十六年の參拾八町歩を以て最少とす、其年平均は六拾八町七反餘歩にして、壹反歩に對する収入金四拾九圓貳拾九錢七厘なり、次は胡蘿蔔にして之を粉濱村勝間村津守村今宮村豊里村中島村新庄村川北村に産出し、其作付は四十年の七拾七町七反歩を以て最多とし、三十五年の五拾町歩を以て最少とす、其年平均は六拾七町五反餘歩にして、壹反歩に對する収入金八拾貳圓九拾貳錢四厘なり、次は蕪菁にして之を鷺洲村粉濱村勝間村津守村今宮村西中島村豊里村大道村中島村新庄村北中島村歌島村千船村川北村に産出し、其作付は四十二年の八拾九町四反歩を以て最多とし、三十八年の參町七反歩を以て最少とす、其年平均は五拾六町六反餘歩にして、壹反歩に對す

る収入金貳拾八圓貳錢六厘なり。次は水菜にして之を鷺洲村中津村豊崎村粉濱村勝間村今宮村西中島村北中島村神津村歌島村千船村稗島村川北村に産出し其作付は三十四年の五拾九町六反歩を以て最多とし三十七年の拾九町五反歩を以て最少とす其年平均は四拾參町參反餘歩にして壹反歩に對する収入金參拾壹圓五錢貳厘なり。次は茄子にして之を鷺洲村中津村豊崎村粉濱村勝間村今宮村西中島村豊里村大道村中島村新庄村北中島村神津村歌島村千船村川北村に産出し其作付は四十三年の四拾七町歩を以て最多とし三十六年の貳拾參町參反歩を以て最少とす其年平均は四拾壹町貳反餘歩にして壹反歩に對する収入金四拾圓七拾壹錢七厘なり。次は甜瓜にして之を勝間村津守村豊里村大道村中島村新庄村千船村稗島村川北村に産出し其作付は三十六年の參拾町九反歩を以て最多とし四十三年の拾八町九反歩を以て最少とす其年平均は貳拾五町四反餘歩にして壹反歩に對する収入金參拾七圓九拾六錢七厘なり。次は土芋にして之を鷺洲村中津村豊崎村粉濱村勝間村今宮村西中島村豊里村大道村中島村新庄村北中島村に産出し其作付は四十三年の四拾六町歩を以て最多とし三十六年の九町九反歩を以て最少とす其年平均は貳拾貳町六反餘歩にして壹反歩に對する収入金參拾九圓參拾六

錢なり。次は胡瓜にして之を鷺洲村豊崎村粉濱村勝間村西中島村北中島村神津村千船村川北村に産出し其作付は三十五年の拾八町六反歩を以て最多とし三十八年の拾參町五反歩を以て最少とす其年平均は拾五町壹反餘歩にして壹反歩に對する収入金參拾六圓貳拾壹錢八厘なり。次は南瓜にして之を鷺洲村豊崎村粉濱村勝間村中島村新庄村神津村歌島村千船村川北村に産出し其作付は三十四年の貳拾四町壹反歩を以て最多とし三十六年の九町參反歩を以て最少とす其年平均は拾參町八反餘歩にして壹反歩に對する収入金拾九圓六拾六錢なり。次は西瓜にして之を勝間村大道村中島村新庄村北中島村歌島村千船村稗島村川北村に産出し其作付は四十三年の拾七町參反歩を以て最多とし四十年の四町四反歩を以て最少とす、三十六年水害あり收穫皆無なりしか其作付不明也其年平均は八町餘歩にして壹反歩に對する収入金四拾參圓五拾錢八厘なり。次は藪冬にして之を鷺洲村中津村豊崎村神津村に産出し其作付は四十二年の九町九反歩を以て最多とし三十四年の六町壹反歩を以て最少とす其年平均は七町六反餘歩にして壹反歩に對する収入金六拾四圓九拾八錢七厘なり。次は牛蒡にして之を豊崎村豊里村中島村新庄村北中島村歌島村に産出し其作付は三十五年の貳拾四町歩を以て最多とし三十四年の四町歩を以て最

少とす、其年平均は七町壹反餘歩にして、壹反歩に對する收入金四拾參圓七拾四錢七厘なり。次は蕃椒にして之を豊崎村粉濱村に産出し、其作付は三十七年三十八年三十九年の八町歩を以て最多とし、四十二年四十三年の貳町歩を以て最少とす、其年平均は五町八反餘歩にして、壹反歩に對する收入金四拾圓七拾五錢六厘なり。次は越瓜にして之を神津村千船村川北村に産出し、其作付は四十年の七町參反歩を以て最多とし、三十五年の貳町參反歩を以て最少とす、三十六年水害あり收穫皆無なりしか其作付不明也其年平均は四町五反餘歩にして、壹反歩に對する收入金四拾參圓六拾六錢八厘なり。次は三ッ葉にして之を豊崎村に産出し、其作付は年平均壹町五反餘歩にして、壹反歩に對する收入金參拾四圓拾壹錢四厘なり。次は菊菜にして之を豊崎村に産出し、其作付は年平均壹町參反餘歩にして、壹反歩に對する收入金貳拾七圓拾九錢七厘なり。次は蒨草にして之を豊崎村に産出し、其作付は年平均壹町參反歩にして、壹反歩に對する收入金參拾參圓なり。次は馬鈴薯にして之を西中島村神津村歌島村川北村に産出すれども其額極めて僅少なり、其作付は漸く年平均壹町餘歩に過ぎずして、壹反歩に對する收入金も亦纔に拾九圓五拾錢五厘なり。此他尙干瓢冬瓜の類あれど、此作付も矢張り壹町歩内外より貳參町歩に止まりしが、三十七年限り之を廢

作したれども、其代り又新に生薑甘藍葱頭等の作付を試むるに至りしが、其作付未だ見るべきものあるなし。

作付の状況は右の如くなれど、以上蔬菜類貳拾品中漸次其作付の變遷しつゝあるもの鮮少ならず、即其増加するもの所謂著しき變動のなきもの、或は次第に減少するもの、或ある是にして、便ち葱胡蘿蔔燕菁土芋西瓜菘冬越瓜馬鈴薯等は逐次其反別を増加しつゝあるものに屬し、水菜茄子胡瓜牛蒡三ッ葉等は其反別の著しき變動なきものに屬し、甘藷蘿蔔甜瓜南瓜蕃椒菊菜蒨草等は次第に其反別の減少しつゝあるものとす。而して其壹反歩の收入金最も多きものは、即胡蘿蔔にして殆ど八拾參圓に達せんとするが如し、又最も少きは馬鈴薯にして僅に拾九圓五拾錢に過ぎず。去れど其收入金多ければこそ、必ずしも收利あるものとはなし難かるべし。之を要するに其損益如何を定むるは、先づ其肥料に費消したる金額の多寡と、耕作手間の繁閑難易と、成熟期間の長短より生ずる利益の有無と、害虫侵蝕被害の程度とを査察せざるべからざる等の關係ありとす。而して蔬菜類の成熟期間は概して早熟のもの多ければ、他の農産物即穀菽類などとは其耕地利用の上に於て相異なるものあり、旁以て本郡の如き大都市接近地に在ては、其販路廣くして之が需用

殆ど無盡なるものあれば、供給者の地位として其改善發達を圖るは寧ろ當然のごとに屬するが故に、郡の當事者は常に此に留意し、他の重要物産の改良進歩を企圖すると共に、又蔬菜類の振作を奨励し、分けても西洋蔬菜類の栽培を試み其向上進歩を計り、以て時代の嗜好に應じ、而も倍其需用の増加せんことを努めつゝあるの現況にして、郡の農事の他郡と其趨勢を異にせる所以のもの夫れ此に在りて存す。

因に云ふ耕地田畑反別は第壹編第五章の別表と、本章に掲げたる自作小作に係る田畑の反別と符合せざるものあるは調査の根本を異にする結果に外ならず又中島村新庄村は其組合村役場なる關係によりしにや、都て農事に關しては之を分たず、一村として調査せられたるものを引用したれば、本章に於ても不得已其備一村ごせり。

### 農家の副業

凡農業の如く時に隨ひて繁閑の差ある著しきものは、蓋し亦他の業に多く見ざる所なるべし、而して其農閑を利用し主業以外に各種の工作品を製出し、或は養禽養魚獸畜の飼育其他農業上便宜ある餘業を營むもの、或は全く然らずして其農家なる境遇に縁遠き他の商工漁業などを傍ら行ふもの、この二者に區別せらる、乃ち前者に在ては農業を主とし、他の業を副業となすに反し、後者に在ては農を専業とせずして、二業を併有する所謂兼業者なるにあり、而して郡の

農村は大坂三郷を圍繞し、之に接近せる關係よりして副業の外に兼業をなすものも亦極めて多ければ、題して農家の副業と云ふといへど、併せて兼業者の事にも言及せんと欲す。

郡に於ける農家の副業に對しては、古來未だ曾て調査の行はれしことあるを聞かず、されば如何なる事が多く行はれしものか、今其概況さへも之を詳かにする能はずと雖も、唯り僅に攝陽群談元禄年間攝津志の著書也の二書に、其消息の一端を傳へたるものと、各村邑に於て徳川時代の村明細帳中に現はれし事實を散見するものがあるに過ぎず、而して攝陽群談には勝間木綿、葎島の並繩、加島筵などを載せたるが、是當時郡の副業産品中其著名なりしものなるや疑ふべからず、又其説明には、勝間村の産品なる木綿は綿を撰びて絹の如く渡廣く長さ足て世俗の好む處とし、葎島村の産品なる並繩は龜物なるを以て此名あり、並にて強を以て名物たり、之を求めて多く壁簀竹を篇むに用ゆ、世俗倍志末と云ふ所なりとし、加島村の産出なる筵は毎歲臘月の式に用ゐて餅筵とす、菓の穂先を折違て中に織るを以て中繼筵とも云ひしとあり、攝津志には、棉布勝間、福島二村共に名ありとし、尙錢裏濱村に出づとせり、然れども當時濱村は二村ありしに孰れの濱村とも書き分けず、多分は今の中

島村大字濱のごとるべしと考ふ。已上の外、尙蔭島村の産品なりし木綿は其名高く盛に製産せられしが其時代は何頃なるや明かならず。されど村人の傳へて云ふ所によれば、寛政文化の頃最も盛なりしが如し。同品も亦其幅廣く丈長く質堅牢にして好評噴々たりしものなるが後次第に品質を下げ、粗製濫造の悪弊頻りに起りしかば、竟に其聲價を失墜することとなり、差しも盛なりし同品も夫がため全く廢業の已むなきに至れり。又徳川時代の村明細帳に多く見えたるものにも、更に委しきことを載せず。只農家の男女が耕作の間稼をなすものとして、之を男女に區別したるのみなれば、其稼ぎより穫し銀高其産出高賣り先使用の向など素より之を知ることを得ず。一例を挙げれば、橋寺村豊里村大寶曆十長年の村明細帳帳面の表には御公見様指上申候扣ごありの奥に「耕作之間百姓持之譯、男は作間に疋繩、女は木綿賃つむぎ仕候」とある是なり。而して既に本門に叙したる寛政年間の農家に係る收支計算書中、收入の部に掲げたる「男女作間手稼賣物代女は木綿織參束代百五拾匁壹反に付五匁、男は菓仕事繩疋の工作」とあるは、當時本郡内の新田方面ご市中續き村々ごを除きたる、他の村々の状況を總括して調製せられし計算書なれば、其大要を窺知し得べし。按ずるに、徳川時代に於ける農家の副業は、概ね男子は繩疋の製作、女子は木綿の製

織と糸紡ぎを以て専らごせしは事實なるが如し。されど南部に屬する畑場の如きは、其土地柄として、稻の作付なかりしに由り、隨て亦繩疋製作の如き副業の絶えて無りしことは、素より云ふまでもなし。

恁くて維新後に至りても、農業上久しく何等の變化もなかりしかば、其副業の上にも別に異變なかりしが、明治十六七年の交より彼の機械紡績業の次第に盛大を致し、次て又機業白木綿又は金巾の類の發達を來せしかば、糸紡ぎの如き忽ち其打撃を受くるに至り、而も従前百目の糸を紡ぎて八錢の工賃を得しもの、廿二三年の頃には其賃錢大に下落し、従前得たる工賃の三分一にだも及ばざる程となりぬ。又木綿織の如きも同時に廢りて、今は全く其迹を絶つに至れり。然れども唯り繩疋の製作のみは、商工業の益盛に成り行くに隨ひ、其荷作用としての需用大に増加したりければ、其製作高は確かに知り難く、而も今昔の比較こそ見るを得ざれ、舊來よりも幾倍の多さを示すことも、決して衰へしことなきものと云ふを得ん。而して輓近該品を産出するは、西中島村豊里村中島村新庄村北中島村以上大道村繩な等を以て其重なる所となす。此他農家婦女子の手工に成るものにして、燐寸の箱賃貼り、或は婦人用束髮網支那輸出品の賃編みなど行はれしことあれど、是等は時に盛衰あるを以て、一般の景況ご



して論ずるの價値なきのみならず、今は絶えて無きに至れり。

徳川時代に於て兼業者の多きを占めしものは、漁業者と商業者とに在りしが如し。而して漁業を兼ねたるものには、彼の淡水漁に従事せるものもあるべけれど、多くは海面漁を兼業したるにあるは、蓋し海濱近くに住居せる故に外ならず。而して彼の攝津志に郡の土産として載せたるもの、中、勝間浦の海苔野田の鰻魚九條野田の蜆木津難波の蛸文蛤等の採取の如き、多くは是農家の兼業に屬したるべし。又商業を兼ねたる農家は到る所の村々に四五軒ぐらゐづ、ありしことは、村明細帳の舊記に據り窺ひ知らるれど、尙當時の状況より稽考推想するときは、市中續き村々には最も其多きを見たるべし。而して是唯り徳川時代と云はず、明治以後に於ても亦然りしのみならず、現今に於ても尙此傾きあるは事實の明かに示す所なり。又其商業を兼ねるものにも幾多の種類あれど、大抵は先づ米麥豆綿菜種藍の如き産物に對する賣買仲買の周旋を業とするもの、日用品の小賣商、青物の行商等の三類に分れたるべし。尤も是等兼業の種類及其戸數人員等は、現今に於ても精しく調査の遂げられしものなく、曾て大阪府統計書及本郡役所統計書等に其數を掲げし事實はあれど、其如何なる業を兼ねしかは細記せず。只概かに明治廿四廿五年の本郡

役所統計書に、其兼業者として養蠶製茶漁業等を挙げたるものあれど、去りて是のみにして兼業者の説明を盡し得たるものはなし、難く仔細を知るを得ず。之を要するに、郡は市接續の土地柄丈に、兼業を営むもの其多きに居るや無論にして、現に四十三年の調によれば、全農戸數の三割九分は即兼業者を以て充されぬ。

### 新田小作の慣例

新田の小作には、稀に直小作或は永小作或は入小作等なきにあらざれども、概ね受負小作なりとす。而して其年期には長短ありて同じからずと雖も、多くは壹箇年以上五箇年以内にして、其收入せる小作米金の割合は三歩三厘を以て之が法とす。例へば壹石の收穫米ありたりとせば、參斗參升參合を以て都ての公課に充つるものとし、次に參斗參升參合を以て地主の所得となし、而して残り參斗參升參合を以て小作人の作徳とせり。明治十八年頃に行はれし事實に徴すれば、地主の收得せる小作米は、七分方を米三分方を現金として受取るの例なりき、但し現金の米價換算は、何日の相場直段に據るの定めなりしか詳かならず。又其小作米納付の期限は、田畑俱に十一月廿二日前後より十二月廿一日頃までに皆済するを例とせり。尤も時としては翌年一月まで延引して納付せる向もありき。而して若し小作人にして小作米の納付を延引し、遂に之を納入せざるときは、唯單に

其小作地を返戻せしむるに過ぎざる制裁に止まれるのみ。此他夫食種籾の貸付をなしたる事實あり。即各新田の地主は豫て種籾を蓄藏し置き、毎年白露の季節に至り稔熟確實なるを認めて之を小作人中へ分貸するにあり。而して更に其新穀の取入を俟て返還せしむるの慣例にして、而も明治十八年の頃に至り尙此方法の行はれしは、四拾有餘の新田中纔に二三箇新田ありしに過ぎず。又右の如くにして小作期限到来し、小作人猶も引續て小作せんことを希望する場合は、其小作人の平素に鑑み、業に精勵し行ひ實牀のものに限り、更に又小作をなさしめきと雖も、之に反して、若し家業を怠り酒色に耽るなど素行の修まらざるものに對しては、其請求を拒絶し、外に善良なる小作人を撰みて夫れに授けたりき。(小作慣行調 查書大意)

**家畜** 由來郡に於ける農家耕耘の勞役には専ら牛を用ひて馬を使役せしことはなかりき。明治九年一月の調によれば、當時の牛畜壹千六拾參頭を有し、此内には幾何の乳牛を混ぜれども、其大部分は矢張り耕牛なりしこと云ふまでもなし。而して是等の耕牛は、重に但馬因幡伯耆美作備中等の地方に産出せしものを購入し以て之に充用したるに在り。然るに土地全般の風習として、之が繁殖を圖らず、而も其懷妊することを嫌忌せり。蓋し此弊風の因て生じたる根源は、彼の牛馬賣買を以て

渡世とする馬喰の輩が自家の利益を壟斷せられんことを恐れられもなき荒蕪無稽の説を流布して之を妨げしに由るが如し。さればにや其蕃殖を試みるだけでも絶えて行はれしことなかりしかど、明治十七年曾根崎村の福島彌介と云へるもの、雜種牛の繁殖を企圖し、兼て又牛の貸與方を設け、既に二三の某村に貸付なし、ことあれど、其飼育方法の不完全なりしと種々なる弊害の伴ふものありしに由り、經營豫期の如く運ばざりしかば、越て十九年竟に之を廢止するに至れり。尋て又廿一年一月安井村に於て、資本金五萬圓の日本産牛會社新に起り、耕牛貸付を以て専業としたれども、營業其宜しきを得ずして、廿三年頃是又廢業の已むなきに至れり。斯の如くにして牛畜の繁殖及貸付の營業は、而も悉く失敗に終り、一も其成效を告げしものなかりき。廿二年十二月末調によれば、郡内牛畜の種類は、内國種最も多きを占め、雜種之に次ぎ、外國種の如きは僅少にして、其數漸く内國種の總數貳拾分の壹だにも當らざりしかど、爾來廿又餘年後の今日即四十三年の現況事實に徴すれば、全く此状態を顛倒するに至り、外國種却て最大數となり、内國種は其半數にも及ばず、雜種又内國種に次げる有様となれり。凡是等の變革を見るに至りしは、即乳牛の著しく増加したると、牧牛の進歩發達によるものにして、而も是其種族の撰擇

に意を用ひ次第に改善せらるゝ結果に外ならず。  
乳牛は明治維新後新風潮の普及せるに隨ひ、牛乳の飲用次第に盛なるや、郡に於ては明治七年山口村の鹽見茂右衛門谷口彌兵衛の二人相謀り、大弘社と云へる牛乳搾取販賣の組合營業を起したれど、幾何もなくして遂に分離するに至れり。次て十二年河村學之と云へるもの、上福島村に於て和牛貳頭を置き搾乳の業を始む、之を護生社と呼びたり。此時又北野村の手代勝任なるものも亦同業を起し、以て漸く搾乳業の發達を萌芽し、十九年には野田村の久保小右衛門の乳牛拾七頭、今宮村の永井秀次郎の同拾五頭を算し、廿一年四月には今宮村の牧牛及牛乳販賣業資本金拾萬圓の關西牧畜會社、廿二年七月には川崎村の牧牛及牛乳販賣業資本金五萬圓の日本牧牛會社、豊崎村大字本庄田邊五兵衛の乳牛五拾四頭、傳法村七里清助の同四拾四頭を飼養せる等、即搾乳營業者續々現はれ、爾後次第に盛況を加へ、三十四年には貳拾貳箇所の搾乳場を數ふるに至り、又此頃より漸く其繁殖をも圖るものあり。斯くて四十三年の現在數は實に四拾八箇所の多きに達し、而も府下各郡市中、搾乳場數に於ても將又其搾取石高に於ても、本郡は一頭地を抜き其第一位に居れり。次に又屠殺場として稍完全なるもの、起りしは明治廿年六月木津村に設立せる

資本金壹萬圓の大阪屠畜會社は、而も其設立以來年々の牛畜類屠殺數は、即別表に掲げたるが如くにして、府下各屠場に於ける屠殺總數の過半以上に及ぶ頗る盛況を示せり。然るに三十九年四月法律第三十二號を以て、新に屠場法の發布ありし結果、今宮村に於ては之を村の事業として經營するに至りしが、同年六月内務省令第十七號の屠場構造設備標準に基き、遂に棟數凡廿二棟、建坪二百廿三坪、六合の屠場を其村内に新設し、以て四十三年<sup>月日不詳</sup>より屠殺を行ふに至れり。

更に農家の有要動物として見るべきものは、家禽にして、而も多くの農家之を飼育せざるはなし。蓋し是其副業として最も適當なるものに屬すればなり。恁くて郡に於ける家禽は鶏を第一とし、鶩之に次げり、但し稀には鶩又は吐綬鶏を飼養せるものなきにはあらねど、擧げて示すに足るものを見ず。而して又鶏鶩の種類は從來何種に屬せるもの最も多く飼養されしか、今詳かに之を知る由なしと雖も、現在に於て鶏は亞細亞鶏種中コーチン種、鶩は鶩種、鶩の二種、最も多く飼養さるゝが如し。コーチン種は其繁殖迅速にして且粗食に耐へ、尙狹隘の小屋に多數を雜養し得るの利便あるのみならず、其産卵の數も他種類のものに比し頗る多きを見る。又鶩種は世人の普く知るが如く鬭争に長じ、其體質最も強健なるのみならず、其肉味も亦頗

る佳良なるは世既に定評あり、次に鶯も多種あれど、郡に於ては雜種其多きに居るが如し、家禽の最近調査は別表に掲ぐるが如くにして、尤も之を以て其状況を悉く知るをかたしとすれど、今四十三年に於ける飼養の状況は、鷄成壹千羽以上を算するもの、鶯洲村、豊崎村、西中島村、神津村、千船村等にして、五百羽以上を算するもの、中津村、勝間村、大道村、中島村、新庄村、北中島村、稗島村等の各村なり、其他の村々傳法町を除くにては何れも五百羽未満のみ、次に鶯成五百羽以上を算するもの、今宮村、千船村、稗島村の三村にして、爾餘の西中島村、大道村、北中島村、歌島村、福村、川北村等は、孰れも五百羽未満なりとす。

産業組合

産業組合は農村の發達を促進する上に於て、極めて必要にして、缺くべからざる機關なりとす。然るに農家は其業體の性質上、常に内に省みて質素勤儉を旨とし、外に低廉なる物資と低利なる資金とを仰ぎ、以て其資力の充實を計らざるべからず。是蓋し産業組合の起るべき必要なる所以にして、而も其機關の働く所は産業經濟の圓滿なる調和と倍、其健全なる發達を期待するの目的に在るに外ならず。尙其産業組合法なるものは、明治三十三年三月法律第三十四號を以て發布ありしを始とし、後三十九年四月法律第四十五號、及四十二年四月法律第廿七號を

以て再度之を改正せられしなり。悠くて郡に於ては、夙に之が設立を唱道し、當局者銳意以て之が獎勵に努力し、且懇示する處ありしも、彼の遠く都市に隔絶せる邊鄙の農村などは、都て其状態の異なるものありしかば、俄に之を設立するの運びにも至らざりしかど、四十二年五月廿一日に至り有限西中島購買組合始めて設立す。是ど郡に於ける産業組合の嚆矢にして、尋て又四十三年一月廿二日有限十八條信用購買組合、同年二月廿四日有限歌島購買組合、同年三月十五日有限津守購買組合、同年四月四日有限川北信用購買組合、同年七月廿九日無限粉濱信用組合、同年十一月廿四日有限新庄中島信用購買組合の設立を見るに至れり。而して西中島歌島津守の三購買組合は、主として農事及生計に必要な物品を購買し、之を各組合員に賣却するもの、十八條川北新庄中島の三信用購買組合は、組合員に對し産業に必要な資金を貸付け、又貯金の便宜を得せしめ、尙産業及生計に必要な物品を購買し、又之を各組合員に賣却するもの、粉濱信用組合は、組合員に對し産業に必要な資金を貸付け、又貯金の便を得せしむるもの、即是其目的とすにありき。されど設立後日尙淺くして、其購買より生ずる利益の程度、貯金并に貸付金の状況等、今具さに之を知るは難けれど、誠實なる理事者の斡旋と勤儉なる組合員の力行とに賴り、

將來必ずや善良なる發達を遂げ、以て農村の振興に資するもの、蓋し決して鮮少なからざるべきを信ず。

### 農事機關

本郡に於ける農事機關としては、西成郡農會を首とし、鷺洲村中津村、豊崎村、粉濱村、勝間村、津守村、西中島村、豊里村、大道村、中島村、新庄村、北中島村、神津村、歌島村、千船村、稗島村、福村、川北村の村農會あり。抑も本會の創始は、明治廿六年八月二日大阪府に於て、郡町村農會規約標準を制定し之を發表せられしに基き、廿八年に至りて村農會の設立を見るもの、即是なり。尋て又此年十二月郡農會の創立亦成れり。是實に今日に於ける郡村農會なりとす。而して其目的とする所は云ふまでもなく、世の進歩に伴ひ農業の改善發達農村の振興を期するものにして、是農家に取らば須臾も缺くべからざるの機關なりとす。今其細目を擧ぐれば、種畜畜産副業の改良、又は耕地整理灌漑及排水産業組合の發達獎勵、或は農産物調製荷造及貯藏農家の風紀及勤儉貯蓄生産品の販賣、或は肥料農具種苗等の購入斡旋、農事の調査統計等にして、即農事の各方面に渉る必要の事項のみを掌れり。此目的の下に開設せられし郡農會の閱歷に就て、今や其成績如何と問へば、本會の創設夫れ斯の如く疾きに拘はらず、實際其業務に着手せられしは實に明治三十一年度なりき。而して當

時其第一着手として、中津村大字下三番に農事試験場を設置し、以て専ら米麥及蔬菜類の重要物産に關する試験を施行し、以て優良なる種子を各村農會又は有志希望者等に分與することとせり。尋て三十二年時恰も淀川改修工事の起工せらるゝや、本農會の設置せる農事試験場の附近に、改修線内に居住せし移轉者の新に家屋を建築するに至りしかば、夫れがため試験場の光線通風氣温の關係其宜しきを失ふに至り、試験上不適當の地となりしかば、更に之を神津村大字小島に移轉せり。而して爾來今日まで、農事試験を行ひて改良發達に努むる處ありき。是より先三十二年六月法律第百三號を以て、農會法の發布あり、而して明年三月より之を施行せられしが、爾來該法に依りて其組織を改めたるは云ふまでもなしとす。れど、其農事の改良發達を計るの目的に於ては、毫も變りなければ、本會の活動上其實質には、些の影響もなかりき。斯くて三十四年に徙り、更に短期の農事講習員費農事教育獎勵費、村農事試作場補助費、及獸醫費の各科目を豫算に計上し、以て其業務を擴張し、而も牛畜の保護健存にも及ぼし、業務上殆ど遺憾なきを期するに至り、着々發展の實績を現はす經營を施されしが、後三十七年に至り不幸にも日露の戰役起るに遭遇し、其結果一般に地方財政の緊縮を餘儀なくせらるゝに至りしかば、延いて本會の事

業經營上にも亦之が影響を被り、郡獸醫費試作場費の外は全然之を撤廢するの止むなきに至れり。然れども唯り農事の試験のみは最も必要にして、所詮農事上の發達を阻止するの恐あれば、如何にしても之を緩うする能はざるに由り、差向き應急の策として郡内を三方面に分ち、各所の熟練なる老農家に委嘱し、以て各種の試作研究を怠らず、而も其經營を持續したり。されど翌三十八年度に至ては、只獨り獸醫費を存するのみに減少したるが、更に又明年度に至り漸く農事視察員費を加へて計上し、爾來次第に業務の舊態を復興し、以て各事業の振策を施し、四十三年度に及びては試験場費、農事視察費、農事講話會費、小作米品評會費、貯穀害蟲驅除費、郡獸醫費、畜牛種付及去勢費の各科目を増置するに至り、倍以て事業の向上發展を企圖し、而も孜々怠りなく好成績を收めんごしつゝあるの現況なり。然るに彼の大字小島の農事試験場は、其位置の諸方へ交通の便宜しからず、且農事試験上より見て其土壤餘り良好ならざる等の事情あり、旁以て今四十三年之を同じ神津村の大字野中能勢街<sup>能勢街</sup>に移し、事務所物置納屋等を建築し、且場内に種禽レグホーン等の良種を飼養し、其種卵を村農會に分配するあり。其他穀蟲驅除の施行所を郡内八箇所に特置し、以て試験し見たるに何れも其成績を得たりき。

以上の如き指導誘掖の多くは、素より母機關たる郡農會の活動によらざるべからざるは無論なれども、又彼が如き子機關たる村農會の相呼應して、其機能を發揚するの補佐あるなくんば焉ぞ能く其効果を收むるを得んや。されば其成績の擧ること否とは、郡農會と農家の中間に立て雙方の關係を密接ならしむる村農會の行動如何に待つものも亦多大なりとすべし。既に然らば村農會の責任も亦太だ重しと云はざるを得ず。去るにても農事機關の發達に由り、漸次好結果を收めらるゝものあるは寔に喜ばしき現象にぞある。農會法は明治四十三年三月法律第十九號にて改正あり

郡は右に掲げたる農事機關の外、尙其經費を以て農事上の發達進歩を獎勵補助せるもの亦鮮からず、即立毛品評會、種苗の購入、分布産業組合の設立、獎勵害蟲驅除豫防農事功勞者の表彰等是にして、殊に害蟲驅除豫防に就ては三十六年以來引續き施行しつゝあり、而して直接に中間断なく之が實行を督勵して怠らず。又之が督勵の方法としては、毎年十一月末に於て、苗代田の成績優良なるものに對する表彰、及採卵採蛾其他被害莖を拔取りしものへ、嚮に交付したる買收券の現金と引換へをなすと同時に、更に之についての抽籤をなし、以て當籤者へ金員の交付、又買收券の數を算し最も多き三箇村に對して是又金員を交付し、尙小學校兒童の採

卵者に就ては特に勤勞貯蓄心養成の寓意より現金交付を避け郵便切手の贈與をなし以て銳意驅除の目的を達せんとするを怠らす。且又此機會に於て農事に功勞顯著なるものに對しても之が表彰をなすにありとす。

米麥の壹

年別	區別	米			麥		
		作付反別	收穫高	一反歩收穫	作付反別	收穫高	一反歩收穫
十五年		二、八四六、五	六、一四一、〇	二、一四九	一、九七五、〇	三、四、五三、〇	一、七五七
十六年		二、七六八、三	五、四九七、〇	二、〇三三	一、九〇八、〇	三、一、四七、〇	一、七三三
十七年		三、〇八一、四	四、五七〇、〇	一、三二六	一、八三三、七	三、〇、〇〇、〇	一、六六七
十八年		二、八二七、八	四、三三三、〇	一、四二七	一、八四二、三	三、〇、〇〇、〇	一、六三三
十九年		三、四六〇、三	五、三六〇、〇	一、八六〇	一、八四二、一	三、三、三九、〇	一、六三三
二十年		三、一〇一、二	四、四四〇、〇	二、一四四	三、三、三九、〇	三、三、三九、〇	一、六三三
二十一年		三、〇五九、九	六、九七〇、〇	二、〇三三	三、三、三九、〇	三、三、三九、〇	一、六三三
二十二年		三、〇〇五、七	四、六〇〇、〇	一、五三三	二、三、三九、〇	三、三、三九、〇	一、六三三
二十三年		三、一九九、〇	六、〇〇〇、〇	二、四四四	二、三、三九、〇	三、三、三九、〇	一、六三三
二十四年		三、三二七、一	六、四、四四〇、〇	一、九九九	二、三、三九、〇	三、三、三九、〇	一、六三三

米麥の貳

二十五年		三、〇八五、九	七、二、三〇〇、〇	二、三三三	二、七六六、三	四、三、三九、〇	一、五八八
二十六年		三、五七三、九	八、七、五九〇、〇	二、四四八	二、七三三、三	五、〇、〇〇、〇	一、五八八
二十七年		三、〇〇〇、七	九、九、九三〇、〇	二、七三三	二、七三三、三	五、〇、〇〇、〇	一、五八八
二十八年		三、六六八、四	八、八、八一〇、〇	二、三三七	二、七三三、三	五、〇、〇〇、〇	一、五八八
二十九年		三、六〇〇、七	五、五、〇三三、三	一、五三三	二、〇、〇〇、〇	四、八、三三、〇	一、五八八
三十年		二、八九二、五	五、三、三三三、八	一、八六六	二、〇、〇〇、〇	四、八、三三、〇	一、五八八
三十一年		二、九六九、三	八、三、七三三、七	二、八〇〇	二、〇、〇〇、〇	四、八、三三、〇	一、五八八
三十二年		二、一五三、三	三、六、四七九、九	一、六六六	一、九三三、九	三、二、〇〇、〇	一、五八八
三十三年		二、一六六、〇	四、一、六六六、〇	一、六六六	一、〇、九一三、三	三、二、〇〇、〇	一、五八八

年別	區別	米		麥			
		作付反別	收穫高	一反歩收穫	作付反別	收穫高	一反歩收穫
三十四年		一、九九九、三	四、六、八七四、三	二、三三三	二、三三七	六、四四〇、〇	二、七二二
		一、六七七、七	三、四、七五五	二、一五五	一、七、四三三、〇	一、九、九三三、〇	三、〇、〇三三
		九三三、二	一、三、三三〇、〇	一、四三三	五、三、〇二七、〇	一、九、九三三、〇	九、二、二二二
三十五年		一、五九六、八	三、三三〇、〇	一、九三三	一、五、三三三、〇	二、二、五〇〇、〇	一、六三三
		一、六三三、二	二、九六六、〇	一、六〇〇	三、三、三三三、〇	一、七、七六六、〇	一、六三三
		一、六三三、二	一、六三三、〇	一、六三三	五、三、三三三、〇	一、七、七六六、〇	九、二、二二二

年	陸		糯		粳		小	
	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別
四十一年	一、〇八〇、〇〇〇	二、二四一、〇〇〇	一、九六一	三、三三〇、〇〇〇	六、九、三	一、〇二六、〇〇〇	一、七四一	七六、三〇〇
四十二年	一、〇八〇、〇〇〇	二、二四一、〇〇〇	一、九六一	三、三三〇、〇〇〇	六、九、三	一、〇二六、〇〇〇	一、七四一	七六、三〇〇
四十三年	一、〇八〇、〇〇〇	二、二四一、〇〇〇	一、九六一	三、三三〇、〇〇〇	六、九、三	一、〇二六、〇〇〇	一、七四一	七六、三〇〇
三十九年	一、〇八〇、〇〇〇	二、二四一、〇〇〇	一、九六一	三、三三〇、〇〇〇	六、九、三	一、〇二六、〇〇〇	一、七四一	七六、三〇〇
三十八年	一、〇八〇、〇〇〇	二、二四一、〇〇〇	一、九六一	三、三三〇、〇〇〇	六、九、三	一、〇二六、〇〇〇	一、七四一	七六、三〇〇
三十七年	一、〇八〇、〇〇〇	二、二四一、〇〇〇	一、九六一	三、三三〇、〇〇〇	六、九、三	一、〇二六、〇〇〇	一、七四一	七六、三〇〇
三十六年	一、〇八〇、〇〇〇	二、二四一、〇〇〇	一、九六一	三、三三〇、〇〇〇	六、九、三	一、〇二六、〇〇〇	一、七四一	七六、三〇〇
四十年	一、〇八〇、〇〇〇	二、二四一、〇〇〇	一、九六一	三、三三〇、〇〇〇	六、九、三	一、〇二六、〇〇〇	一、七四一	七六、三〇〇

年	陸		糯		粳		小	
	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別
四十一年	一、〇八〇、〇〇〇	二、二四一、〇〇〇	一、九六一	三、三三〇、〇〇〇	六、九、三	一、〇二六、〇〇〇	一、七四一	七六、三〇〇
四十二年	一、〇八〇、〇〇〇	二、二四一、〇〇〇	一、九六一	三、三三〇、〇〇〇	六、九、三	一、〇二六、〇〇〇	一、七四一	七六、三〇〇
四十三年	一、〇八〇、〇〇〇	二、二四一、〇〇〇	一、九六一	三、三三〇、〇〇〇	六、九、三	一、〇二六、〇〇〇	一、七四一	七六、三〇〇

備考 作付反別は反收穫高は斗一反歩收穫は合價額は単位を以て單位とす以下附する處の農事諸表の單位收穫高の斗を石位に改むるの外亦是と同じとす

豆類

年	大		小	
	作付反別	作付反別	作付反別	作付反別
三十四年	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、七〇〇	二、三〇〇
三十五年	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、七〇〇	二、三〇〇
三十六年	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、七〇〇	二、三〇〇
三十七年	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、七〇〇	二、三〇〇
三十八年	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、七〇〇	二、三〇〇
三十九年	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、七〇〇	二、三〇〇
四十年	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、七〇〇	二、三〇〇
四十一年	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、七〇〇	二、三〇〇
四十二年	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、七〇〇	二、三〇〇
四十三年	三、〇〇〇	二、四〇〇	一、七〇〇	二、三〇〇



種 菜	種別			種別
	價	收	作付反別	
豆 小	價	一反歩收穫額	作付反別	三十四年
	收	收穫高		三十五年
	作付反別			三十六年
豆 豌豆	價	一反歩收穫額	作付反別	三十七年
	收	收穫高		三十八年
	作付反別			三十九年
豆 蠶	價	一反歩收穫額	作付反別	四十年
	收	收穫高		四十一年
	作付反別			四十二年
				四十三年

特用農産物

種 菜	種別			種別
	價	收	作付反別	
藍	價	一反歩收穫額	作付反別	三十四年
	收	收穫高		三十五年
	作付反別			三十六年
綿	價	一反歩收穫額	作付反別	三十七年
	收	收穫高		三十八年
	作付反別			三十九年
				四十年
				四十一年
				四十二年
				四十三年

備考 綿藍の收穫高の單位は貫位とす。

町村別作付反別

洲 鷺	町 法 傳		町 年 別
	豆 麥 米	特 麥 米	
洲 鷺	豆 麥 米	特 麥 米	三十四年
			三十五年
			三十六年
	豆 麥 米	特 麥 米	三十七年
			三十八年
			三十九年
	豆 麥 米	特 麥 米	四十年
			四十一年
			四十二年
	豆 麥 米	特 麥 米	四十三年

村里豊	村島中西	村宮今	村守津
特 蔬 豆 麥 米	特 蔬 豆 麥 米	特 蔬 麥 米	蔬 豆 麥 米
三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇	三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇	三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇	三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇

村間時	村濱粉	村崎豊	村津中	村
蔬 麥	蔬 麥 米	特 蔬 豆 麥 米	特 蔬 豆 麥 米	特 蔬
三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇	三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇	三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇	三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇	三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇 三〇、〇

福	村島種				村船千				村島歌				村	
	米	特蔬	豆	麥	米	特蔬	豆	麥	米	特蔬	豆	麥		米
六、九	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
六、三	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
七、三	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
七、三	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
七、四	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
八、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
六、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
六、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇
六、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇

津神	村島中北				村島中新				村道大						
	豆	麥	米	特蔬	豆	麥	米	特蔬	豆	麥	米	特蔬	豆	麥	米
五、一	五、二	五、三	五、四	五、五	六、一	六、二	六、三	六、四	六、五	六、六	六、七	六、八	六、九	七、〇	七、一
八、九	四、一	四、二	四、三	四、四	六、七	六、八	六、九	七、〇	七、一	七、二	七、三	七、四	七、五	七、六	七、七
一〇、〇	四、〇	四、一	四、二	四、三	六、七	六、八	六、九	七、〇	七、一	七、二	七、三	七、四	七、五	七、六	七、七
八、二	四、二	四、三	四、四	四、五	六、七	六、八	六、九	七、〇	七、一	七、二	七、三	七、四	七、五	七、六	七、七
八、七	四、六	四、七	四、八	四、九	六、七	六、八	六、九	七、〇	七、一	七、二	七、三	七、四	七、五	七、六	七、七
八、五	四、四	四、五	四、六	四、七	六、七	六、八	六、九	七、〇	七、一	七、二	七、三	七、四	七、五	七、六	七、七
八、三	四、二	四、三	四、四	四、五	六、七	六、八	六、九	七、〇	七、一	七、二	七、三	七、四	七、五	七、六	七、七
八、三	四、二	四、三	四、四	四、五	六、七	六、八	六、九	七、〇	七、一	七、二	七、三	七、四	七、五	七、六	七、七
八、三	四、二	四、三	四、四	四、五	六、七	六、八	六、九	七、〇	七、一	七、二	七、三	七、四	七、五	七、六	七、七

村	川北村			
	特	蔬	豆	麥
三十四年	六八	一五、九	四、六	一〇、一
三十五年	八〇	一八、〇	四、七	一〇、一
三十六年	七五	一六、八	四、七	一〇、一
三十七年	五、六	一〇、七	四、九	一〇、一
三十八年	三、〇	一三、〇	五、三	九、〇
三十九年	二、七	一三、八	五、七	九、〇
四十年	三、五	一〇、〇	四、八	九、一
四十一年	二、〇	一〇、一	五、三	九、一
四十二年	一、〇	一〇、二	五、〇	九、四
四十三年	七、	一〇、一	六、	九、九

備考 本表中明治四十三年の米作付反別と第一編第五章に附したる町村別土地の壹中田反別とを對照し、米の作付反別の方多きは、畑にして實際は田となりたりしもの、當時未だ畑の田に地目の變更行はれざりし事實に因るもの、又豆とせるは大豆、豌豆、豆、小豆を指し、蔬は蔬菜、特は特用品即菜種、藍の類を指したるもの、ご知るべし、次表亦是と同一。

農作物收穫金高

町法傳	町法傳		町法傳
	米	特	
三十四年	一、三三	三、九	六、八
三十五年	一、五〇	三、九	六、八
三十六年	一、〇一	三、九	六、八
三十七年	一、五〇	三、九	六、八
三十八年	三、〇	三、九	六、八
三十九年	三、五	三、九	六、八
四十年	六、〇	三、九	六、八
四十一年	三、七	三、九	六、八
四十二年	六、〇	三、九	六、八
四十三年	六、六	三、九	六、八

勝	村濱粉		村崎豊		村津中		村洲營	
	麥	米	特	蔬	特	蔬	特	蔬
三十四年	六、八	二〇、六	一、七	一、〇	二、〇	一、〇	二、〇	一、〇
三十五年	七、七	一八、六	一、〇	一、〇	二、〇	一、〇	二、〇	一、〇
三十六年	八、四	一〇、一	一、〇	一、〇	二、〇	一、〇	二、〇	一、〇
三十七年	九、一	七、一	九、一	一、〇	二、〇	一、〇	二、〇	一、〇
三十八年	七、二	七、一	八、一	一、〇	二、〇	一、〇	二、〇	一、〇
三十九年	七、五	七、一	九、一	一、〇	二、〇	一、〇	二、〇	一、〇
四十年	八、一	八、一	一〇、一	一、〇	二、〇	一、〇	二、〇	一、〇
四十一年	〇、〇	三、七	一〇、一	一、〇	二、〇	一、〇	二、〇	一、〇
四十二年	五、一	九、八	八、一	一、〇	二、〇	一、〇	二、〇	一、〇
四十三年	五、一	一〇、一	三、一	一、〇	二、〇	一、〇	二、〇	一、〇



村 島 津		村 島 歌		村 船 千		村 島 種	
特	産	特	産	特	産	特	産
九、七〇〇	九、七〇〇	九、八七六	九、八七六	九、四七三	九、四七三	六、〇〇〇	六、〇〇〇
九、七〇〇	九、七〇〇	九、八七六	九、八七六	九、四七三	九、四七三	六、〇〇〇	六、〇〇〇
九、七〇〇	九、七〇〇	九、八七六	九、八七六	九、四七三	九、四七三	六、〇〇〇	六、〇〇〇
九、七〇〇	九、七〇〇	九、八七六	九、八七六	九、四七三	九、四七三	六、〇〇〇	六、〇〇〇
九、七〇〇	九、七〇〇	九、八七六	九、八七六	九、四七三	九、四七三	六、〇〇〇	六、〇〇〇
九、七〇〇	九、七〇〇	九、八七六	九、八七六	九、四七三	九、四七三	六、〇〇〇	六、〇〇〇
九、七〇〇	九、七〇〇	九、八七六	九、八七六	九、四七三	九、四七三	六、〇〇〇	六、〇〇〇
九、七〇〇	九、七〇〇	九、八七六	九、八七六	九、四七三	九、四七三	六、〇〇〇	六、〇〇〇
九、七〇〇	九、七〇〇	九、八七六	九、八七六	九、四七三	九、四七三	六、〇〇〇	六、〇〇〇
九、七〇〇	九、七〇〇	九、八七六	九、八七六	九、四七三	九、四七三	六、〇〇〇	六、〇〇〇

村 北 川		村 福	
特	産	特	産
一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇
一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇

牛・馬・豚頭數

年 別	牛		馬		豚	
	内 種	外 種	計	内 種	外 種	計
二十二年	八三六	二七	八六三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
二十三年	九〇七	五	九一二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
二十四年	八五九	七	八六六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
二十五年	八五〇	一	八五一	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
二十六年	七九五	一	七九六	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇

年	推取高	價額	年	推取高	價額
二十七年	五五三	二	三十一年	四七六	一五
二十八年	五七五	二	三十二年	四九一	一五
二十九年	六四三	六	三十三年	六〇	一三
三十年	四四〇	六	三十四年	六五五	一三
三十一年	四七六	六	三十五年	五〇六	一三
三十二年	六六六	六	三十六年	五〇〇	一三
三十三年	五五五	六	三十七年	六〇四	一三
三十四年	六六六	一〇	三十八年	六〇六	一三
三十五年	五〇六	一〇	三十九年	六〇二	一三
三十六年	五〇〇	一〇	四十年	五五二	一三
三十七年	六〇四	一〇	四十一年	五五〇	一三
三十八年	六〇六	一〇	四十二年	五五〇	一三
三十九年	六〇二	一〇	四十三年	五五〇	一三
四十年	五五二	一〇			
四十一年	五五〇	一〇			
四十二年	五五〇	一〇			
四十三年	五五〇	一〇			

備考 已上の外時として山羊飼育の事實あるも擧て云ふに足らず〇馬は殆ど内種を占め豚は雜種最も多しとなす

牛乳搾取高

年	推取高	價額	年	推取高	價額
二十四年	一、四三三	二、〇〇五	二十八年	三、四三九	六、三二五
二十五年	一、九三三	三、四九四	二十九年	三、〇六八	六、二〇〇
二十六年	一、四三三	三、四九四	三十年	一、三〇三	三、三七八
二十七年	不詳	不詳	三十一年	一、二九	三、〇〇五
二十八年	三、四三九	六、三二五	三十二年	不詳	不詳
二十九年	三、〇六八	六、二〇〇	三十三年	一、四三三	四、九六五
三十年	一、三〇三	三、三七八			
三十一年	一、二九	三、〇〇五			
三十二年	不詳	不詳			
三十三年	一、四三三	四、九六五			

屠殺

年別	牛			豚		
	別	計	價額	別	計	價額
二十二年	牝	七、三二七		牝		
二十三年	牝	五、四四六		牝		
二十四年	牝	七、五五二		牝		
二十五年	牝	七、一三六		牝		
二十六年	牝	八、〇三三		牝		
二十七年	牝	九、九三三		牝		
二十八年	牝	一〇、〇四〇		牝		
二十九年	牝	二、五五九		牝		
三十年	牝	三、五〇〇		牝		
三十一年	牝	三、五〇〇		牝		
三十二年	牝	三、五〇〇		牝		
三十三年	牝	三、五〇〇		牝		
三十四年	牝	三、五〇〇		牝		
三十五年	牝	三、五〇〇		牝		
三十六年	牝	三、五〇〇		牝		
三十七年	牝	三、五〇〇		牝		
三十八年	牝	三、五〇〇		牝		
三十九年	牝	三、五〇〇		牝		
四十年	牝	三、五〇〇		牝		
四十一年	牝	三、五〇〇		牝		
四十二年	牝	三、五〇〇		牝		
四十三年	牝	三、五〇〇		牝		

年	飼養	戸數	成禽	雛	價額	産數	價額	價額計
二十八	二,五七〇	四,九三三	一七,三三三	一五,五九六	九六	一八三	一七,三三三	一,六四三
二十九	三,四七六	六,三〇四	二,三三六,四〇九	二,七一一,三三〇	一七	九六	二,三三六,四〇九	三,一三三
三十	三,三三三	六,七三三	二,七六〇,二〇三	二,八三九,九三三	二〇	一八三	二,七六〇,二〇三	三,一三三
三十一	三,三三三	六,七三三	二,八三三,一七三	三,七一一,五五五	二〇	一八三	二,八三三,一七三	三,一三三
三十二	三,三三三	六,七三三	三,〇〇九,九〇〇	三,九〇九,九〇〇	二〇	一八三	三,〇〇九,九〇〇	三,一三三
三十三	三,三三三	六,七三三	三,一八〇,一三三	四,〇〇七,三三三	二〇	一八三	三,一八〇,一三三	三,一三三
三十四	三,三三三	六,七三三	三,三三三,三三三	四,一三三,三三三	二〇	一八三	三,三三三,三三三	三,一三三
三十五	三,三三三	六,七三三	三,四六六,六六六	四,二六六,六六六	二〇	一八三	三,四六六,六六六	三,一三三
三十六	三,三三三	六,七三三	三,六〇〇,〇〇〇	四,四〇〇,〇〇〇	二〇	一八三	三,六〇〇,〇〇〇	三,一三三
三十七	三,三三三	六,七三三	三,七三三,三三三	四,五三三,三三三	二〇	一八三	三,七三三,三三三	三,一三三
三十八	三,三三三	六,七三三	三,八六六,六六六	四,六六六,六六六	二〇	一八三	三,八六六,六六六	三,一三三
三十九	三,三三三	六,七三三	四,〇〇〇,〇〇〇	四,八〇〇,〇〇〇	二〇	一八三	四,〇〇〇,〇〇〇	三,一三三
四十	三,三三三	六,七三三	四,一三三,三三三	四,九三三,三三三	二〇	一八三	四,一三三,三三三	三,一三三
四十一	三,三三三	六,七三三	四,二六六,六六六	五,〇六六,六六六	二〇	一八三	四,二六六,六六六	三,一三三
四十二	三,三三三	六,七三三	四,四〇〇,〇〇〇	五,二〇〇,〇〇〇	二〇	一八三	四,四〇〇,〇〇〇	三,一三三
四十三	三,三三三	六,七三三	四,五三三,三三三	五,三三三,三三三	二〇	一八三	四,五三三,三三三	三,一三三

備考 牛は成牛大部分を占め、少數の積あるも之を分たず。

家禽

年	飼養			戸數			成禽			雛			價額			價額計
	十羽未滿	十羽以上	百羽未滿	百羽以上	成禽	雛	價額	産數	價額	價額計						
三十八	八三	一五	一	三	二	一,二四六	五,〇〇八	一六,三三三	八,〇三三	二,七三三	二,七三三	二,七三三	二,七三三	二,七三三		
三十九	一,四〇〇	三	一	三	二	一,五〇,三三三	三,七三三	一七,三三三	七,三三三	二,六〇〇,〇〇〇	一六,三三三	一六,三三三	一六,三三三	一六,三三三		
四十	一,四〇〇	三	一	三	二	一,五〇,三三三	三,七三三	一七,三三三	七,三三三	二,六〇〇,〇〇〇	一六,三三三	一六,三三三	一六,三三三	一六,三三三		
四十一	一,四〇〇	三	一	三	二	一,五〇,三三三	三,七三三	一七,三三三	七,三三三	二,六〇〇,〇〇〇	一六,三三三	一六,三三三	一六,三三三	一六,三三三		
四十二	一,四〇〇	三	一	三	二	一,五〇,三三三	三,七三三	一七,三三三	七,三三三	二,六〇〇,〇〇〇	一六,三三三	一六,三三三	一六,三三三	一六,三三三		





又今宮村は後冷泉院の御宇以前より既に禁裏御厨子所供御人たりしこと同村沿革の部にも叙せり。即日々のおものみにへを奉りしと云ふ是なり。而して之に關し文永十一年正月廿五日正安二年十月弘治三年四月十日等に賜はりし古文書あり。此古例は足利氏の季世より廢りたれども、每歲正月十三日鮮魚調進の式だけは依然として嚴存し、近く明治維新前まで絶えず行はれしとぞ。尙又今日大阪市南區惠美須町に屬する舊今宮村の淨土宗海泉寺縁記にも、元暦の頃天王寺の邊津江村宮今舊名に海傳作太夫と云へる漁人ありて、他の多くの漁夫と共に引く網にかゝりし觀世音の尊像を得しより發心し、法然上人の弟子となりて名を海泉房と改めし由載せたり。是亦事實の如何は暫く措き、其漁人の住みし地なること丈は、因て以て推知し得らるゝにあらずや。

次に野田村は天文二年八月九日、本願寺十世光教の佐々木六角彈正定頼及日蓮黨の聯合軍を石山に邀へ戦ひしが、終に敗れて野田村に走り、更に轉じて和泉の方へ遁るゝに當り、野田村のもの座船を漁船に仕立てたりと傳ふ。此他粉濱村は萬葉集に「住吉乃粉濱乃蜆安介毛見須」の古歌ありて、小蛤の採取せられし古地なるを偲はしむ以上叙したる如く魚撈の地なりしことは、既に久しき往時より現はれしもの

にして、舊幕の頃には更に其漁業一層盛に行はれしが如し。元祿十四年の著書攝陽群談にも、佃村の聚魚あま、鯿魚あま、大和田村の鯿、野田村の鯿等を其産物として登載せり。又寶曆の頃より寛政の頃にかけては、傳法村野田村に於て鰯網を使用せしことあり。此網のことは舊記にも見え、其幅五百尋餘網丈八尋三尺、而して之を使用するには、貳拾五人乗りの網船貳艘と、外に小船五艘とを要したり。其漁區は尾崎沖水尾札より南は泉州堺大和川口沖手凡六里程の間にして、漁期は六月下旬より十月頃までなりしと云ふ。

斯くて漁業の滋盛なるに隨ひ、甲乙の間に於て其漁區の争ひを生じ、幾多の紛糾を重ねしこともありしが、文化の頃より五箇村組合を結び、文政の頃に至て雙方の漁區域を定め、相互に之を侵害せざることを約定せり。是れ漁業に關する組合規約の初て見はれたるものにして、左に掲ぐるもの即然り。

漁業申合書

一 御法度之場所に立入漁業致間敷事

一 御國役堤防柳柵等相損候様之漁業皆不成候事

一 堤防刺柳柵拔取り、又は柳枝伐取候儀決て致間敷事

第三編 各種の事業上卷 第二章 漁業

一 田畑用悪水種又者農通ひ橋等流有之候共、蝦に拾ひ取候儀、決て致間敷候事。  
 一 漁師仲間之中は勿論其他何船によらず難船等及見候節者早速漕寄せ相互に救助可致候尤難船荷物又  
 は船具等拾揚候は、早速荷主之者へ相渡可申候若其儀不至持歸候は、早速漁惣代方へ可申出候事。  
 一 漁業働場所に於て喧嘩口論等決て致間敷候若不當之漁業致候者有之候は、其次第を漁惣代へ申出可  
 受取締申候事。

一 漁惣代より漁業の儀に付申渡有之候は、何事によらず屹度相儀可申候私一己之計方決て致間敷事。  
 一 漁業の儀に付諸入費之爲、一ヶ年に六度の出網を致し、仕拂可致に、付銘々成丈付漁業に出精可致候事。  
 但總代に於ては成丈諸費相減候儀取計致し、精算帳壹ヶ年一度宛小前を寄せ置聞せ候事。  
 右條々堅相守可申候若相背候者有之候は、漁業差止漁舟棒杓へ縛置可申候依之中合約定一札漁業之者  
 一同連印仕候依て如件。

以上の約定に依り、以來毎年正月十五日を以て漁師の集會を開き、誓約の證文に調  
 印するを例とせり、而して其組合は大野村福村難波村九條村野田村にして而も之  
 を五箇村組合と稱したり。然るに何故なりしにや大和田村佃村は以上の五箇村組  
 合に加盟せず、其以外に立ちて漁業をなしむたりしが、天保九年三月此二箇村と五  
 箇村組合とが圖らずも一場の衝突を惹起し、紛擾又紛擾を重ね、遂に之を大坂町奉  
 行所へ持出し、相互に爭論して下らざりし事實あり、其内容及結局の如何になりし

かは今知り難けれど、其紛争の起りし處の原因は、其一方が淀川筋三ツ須今の淀川筋に  
 ずらと云へる所より上流に出て、漁撈しむたるに、他の一方に於ては自分等の漁  
 區を侵害されたりとしたりありき、而して其訴狀の五箇村側より提出せられし  
 一節には、彼此相關する處の事情を明かにするものあれば、今之を茲に抄出す、此度  
 私共五箇村之儀は、往古より御運上奉納、海表は大和川落口より尼崎水尾杓まで、  
 川内は神崎川通り淀川通り中津川通り大坂川々へ罷出相稼申候書付之寫先達奉  
 差上候通り、追々新田出來漁師共相増し、當五箇村漁場手狭に相成難澁候に付、是迄  
 仕來りの譯を以て御運上奉納、右場所奉請申上候儀に御座候。然る處安永六酉年  
 風祭甚三郎様御支配之節、百姓通船之外同じ船不相成趣、御奉行様にて被爲仰渡候  
 處、右前々より仕來りの譯を以て、御支配御役所より御掛合被爲成下、其節三郷川内  
 へ稼に罷出候漁師、野田村四拾七人九條村貳拾六人難波村貳拾五人者共へ、御目印  
 御鑑札被爲下置、其後御代官様御代り度々先御鑑札と御引替被爲成罷在候。其節大  
 野村福村三郷川内へ魚漁に罷出不申候に付、其段奉申上候得共、近頃魚漁に寄間々  
 罷出候に付、此段天保四巳年大原吉左衛門様御支配之節、奉願上候處、御奉行様へ御  
 掛合被成下、両村へ御鑑札參拾枚ッ、被爲下置罷在候云々とあるもの即是なり。然

るに一説には大和田村佃村天保町も右に掲げたる規約の組合仲間なりきと云ふ。されど是恐らくは誤見なるべし。何となれば大和田村佃村が右組合仲間にあらずる證跡には、既に如上の出入を生ぜし事實に見て明かなればなり。更に天保町に至ては後世同組合仲間に加えしものならば知らず。天保九年の當時に在ては、其組合仲間は即五箇村にして、而も天保町は未だ加盟せざりしこと疑ひを容れず。況んや右規約の成立せる文政の頃は、其土地すら未だ開發せられざりし時代なるに於てをや。加之ならず天保町は開發以來、大坂町奉行の所管に屬したる關係もあれば、縦しや後世にもせよ、其組合仲間に加えしこの説には如何にしても従ひ難し。去るにても舊幕時代に於ける郡の漁業は大坂の都會を控へたる關係より、淡水漁海面漁俱に相當の收利ありて、而も盛に行はれたり。されど徳川氏の季世稍、濫漁の弊を生じたるは、事實掩ふべからざるが如し。

次で維新後に至りては、海面の漁業漸く衰退不振の狀を現はし、漁人中には既に農業に従事する者あるに至り、漁業の如きは寧ろ其兼業となり、又は其副業とも見るべき状態とはなれり。是其原因の別に存するもの尙他に之あるや知るべからず。雖も、蓋し木津川尻無川安治川六軒屋川正蓮寺川傳法川及神崎派流の諸川より、沿

海面に向て年々歳々土砂を流出し、以て自然に海底を埋めて次第に淺からしめ、且漁船を始め其他船舶の大坂川口に出入するもの漸次頻繁となり、其航走の響音は頗て魚族を驅逐し、其生息の區域を一變するに至りしもの、是其近因の一なるや疑ひを容れず。此の如くにして其漁獲を減少するの已むなきに至りしのみならず、明治十六七年の交より諸物價一般に下落するや、其影響魚價にも及べる打撃少からず。此場合に於て尙漁業に従事するときは、一切の漁具に要する費用及其修覆費等を積算し、之を農小作に従事するものに比せば、其遙に巨多の資金を要する嫌ひあり、旁以て彼が如く轉業をなすに至りしなるべし。顧みれば維新前に在ては、各浦皆其地先を以て漁區の境界となしたり。沖合は其漁區の、定限なきが如し。然るに維新の世變に際し、國家極めて多事にして諸般の事務未だ整はざりしかば、素より漁業の如き其取締行届かず、殆ど放任の姿を現はし、其境界全く亂れて甲乙丙丁等の入會ひ濫漁の弊に陥り、之がため紛糾葛藤常に絶えざりしかば、官は明治八年二月第貳拾參號及同年十二月第百九拾九號を以て、海面を使用せんとするものは其旨出願許可を受くべしと布告せられたれども、當時民智の一般に未だ進まざるものあり、取分け漁人の如きは其智識尙更幼稚にして、而も布告の趣旨を解するもの、甚だ乏しかりしかば、遂

に其出願の手續をなすに至らず。殊に甚しきは自村地先の漁事さへも放棄して顧みざるが如き奇觀を呈せり。是等の現象も亦確かに漁業衰微の一因と見て可なり。斯くて明治十年大阪府は第貳拾號を以て、捕魚採藻業者に鑑札を下附し、其獲得高に對して歩一金を徴收するの令を發せられ、爾來之に對し漸次保護獎勵の途を講ぜらるゝに至りしが、後廿七年十二月大阪府令第九十六號を以て、更に漁業取締規則を發布せられ、之に依て漁業者等は一般に其取締を受くることゝなりしが、三十四年四月法律第三十四號を以て、更に漁業法の新に發布あり、尋て又四十三年四月法律第五十八號を以て之を改正せられたれども、未だ其施行を見るの時期に至らず。

然るに觀て最近に於ける漁業の状態を見るに、概して萎微振はざるの状態あり、而して淡水漁殊に然りとなす。是果して何が故ぞ、今乞ふ其原因の一二を舉示せむ。抑も淡水漁の上に著しき打撃を蒙れるものは、時代の趨勢に伴ふ諸工業の發達即其一因にして、而も製造工場と河水とは由來離るべからざる關係を有し、到る處の製造工場は其結構規模の大小に論なく、必ずや水邊に發達するもの他なし、即運輸に操業に最も多くの河水を利用するに由ればなり、されば河水は製造工場生命と

する處なるに反し、其運輸と操業の頻繁なる丈け夫丈け漁業者に取ては打撃となるのみならず、數多の製造工場に於ては魚族の生息に、直接間接に被害ある油を始め、其他の流動物を河川溝渠に排泄放流するが故に、一には其繁殖力を殺ぎ、二には其成育を妨げ、且其美味をも減ずるものあるは正に掩ふべからざるの事實なるが如し。殊に又彼の木綿莫大小類の晒業者及友禪染其他染色業者が、直接河水に菴みて藥品の洗滌をなすが如きは、痛く漁族に障害を與ふるものにして、淡水漁者の地位より見れば寔に是寒心に堪へざる所なり。蓋し淡水漁業の衰退不振全く此にあらん歟。加旃淀川改修工事の行はれし結果、其附近なる河川溝渠の形狀著しく變更せる影響を蒙れるものも、亦其一因たるを失はざるべし。即中津川は新淀川の川敷又は廢川地となり、下流幾何の處のみ舊形の儘を存すと雖も、其容るゝ處の水量は僅に長柄運河の小一線にして容量極めて少く、殊に彼の傳法川の如きは中津支川中最も河身の太なるものに屬したれど、今は其流尾に閘門を設け常通不斷の水流を遮りたれば、水は停滯して恰も池水の如く、纔に正蓮寺川より小流するものあるのみ。又神崎川は其上流なる淀川よりの分水點を斷ち、樋門に代へられたため河水著しく減退し、只獨り安威川猪名川等の小流を容るゝに過ぎず。夫れ中津川と云ひ、

神崎川と云ひ、皆此の如き結果に陥りしかば、即魚族の棲息を妨げ自然其數を減少するに至る。尤も新淀川の開かれたるはあれど、其河身に曲折なく一直線に流れ、而も其兩岸の地は洪水時に於ける通水地にして、又其水邊に木竹岸杭の如き流水瀉下の支障となるべきもの一もあらざれば、是亦魚族の繁殖に適せざるを見て可なり。尤も此點に就ては未だ専門家の研究を遂げられしものあるを聽かざれど、決して其繁殖に故障なしとは云ひ難かるべし。されば淡水漁は斯る現狀に鑑みて、將來之に對する何等かの經營なき限り、前途殆ど絶望に邇からんことす。而して既に右の如き變化の映響に由り、彼の攝津名所圖會にも見えたる世に有名なる大和田の鯉獲みの如き、今は全く其痕を絶つて已むなきに至りぬ。

次に海面漁は其漁業區大阪灣の一部分に屬し、而も淡水漁の如き變化は認められざれど、今日の如く海運業の發達に由る諸船舶の航走頻繁なるもの、蓋し又魚族の數を減ずること尠からざるべし。果して然らば此方面に於ける漁獲も亦既に有望を缺くものと見ざるべからず。而して現狀を推し將來を忖度するに、恐らくは今日より以上に著しき發達を見るは到底至難なるべし。何となれば多數の漁業者は、常に新鮮の食魚を渴望する大阪市と云ふ大阪路を有するに、僅ひ少量の漁獲にも

せよ、即之に向て新鮮漁刺たる鱒族を供給するに於ては、彼の遠洋漁業者の如く時として大收利あるの僥倖こそはなけれ、比較的危険少く并せて又大資金を要するなく、且容易く相當の利潤を得るの安全なるに若かずとする。眞に小規模なる漁獲に甘んじ居ればなり。されば其漁具の如きも今日尙舊の儘なるものを用ゐ、更に之が改良を圖ることもなく、無論進んで遠洋漁業を企圖するもの殆ど一人もなきは、蓋し其資力に乏しき所あるにも由るべけれど、誠は主として如上の状態が然らしむるものにして、而も是其發展進歩を見ざる所以なるべし。

抑も本郡の漁業は淡水漁と云ひ海面漁と云ひ、古へより種々の由緒を有し、漁戸亦尠からざりしに、三十年大阪市接近町村の市編入に依り著しく其數を減じ、爾後尙傳法町粉濱村勝間村等も殆ど之を營むもの其跡を絶つに至り、今僅に千船村福村のみ依然之を營むものあるに過ぎず。又何れも漁業組合規約を設けて濫漁の弊を避け、或は遭難を救恤して相互に保護の實を擧げ、其圓滿なる交際間に各自均等の利益を得るを期待す。而して其組合規約は何れのものも、殆ど同主旨に由り設定せられたれば、参考のため千船村漁業組合規約の全文のみを左に列記せむ。

以上の外尙水産養殖魚<sup>金</sup>の勝間村に行はるゝものあれど、其年産額の如き之を金高

に見て僅に數百圓に止まり、擧て云ふに足るものあるなし。又水産製造品としては、布海苔荒布三島海苔の各種あり。而して三島海苔は角寒天を細末として製造するものにして、安政中今の三島郡太田村の彌助と云へるもの、傳法村に於て寒天製造を傳へしに胚胎す。其他布海苔も亦此頃より製造あり、荒布も嘉永年間に同じく傳法村に於て始めて産出せられしを、最近に於ては荒布の豊崎村に、布海苔の傳法町に産出するのみにして、稗島村にも多少の製造はありたれど、今は之を廢するに至れり。

千船村漁業組合規約

第一章 總則

- 第一條 本組合ハ漁業權ヲ享有及行使シ組合員共同ノ利益ヲ圖ルヲ以テ目的トス
  - 第二條 本組合ハ千船村漁業組合ト稱ス
  - 第三條 本組合事務所ハ大阪府西成郡千船村大字大和田七拾壹番屋敷ニ置ク
  - 第四條 本組合ノ地區ハ大阪府西成郡千船村ノ區域ニ依ル
  - 第五條 本組合ニ於テ使用スル印章左ノ如シ (印章畧ス)
  - 第六條 本組合ノ享有スル漁業權左ノ如シ (印章畧ス)
- 一 慣行ニ依ル水面專用漁業權 (福村漁業組合ト共同)

白魚刺網漁業、鰯曳網漁業、鰯籠抄網漁業、四ツ手網漁業、追込四ツ手網漁業、鰯笠漁業、鰯筒方言言メンホ漁業、鰯振漁業、蛤漁業、鰻漁業

- 第七條 本組合ニ於テ施設スル事業左ノ如シ
- 一 遭難救恤

第二章 組合員

- 第八條 本組合ノ地區内ニ住所ヲ有スル漁業者ハ組合員タルコトヲ得
- 第九條 組合ニ加入セントスル者ハ加入金トシテ金五圓ヲ添ヘ其旨ヲ組合ニ申込ム可シ
- 組長前項ノ申込ヲ受ケタルトキハ加入金領收ノ上組合員名簿ニ其氏名ヲ記載シ左ノ証票ヲ交付スベシ (証票畧ス)
- 証票ハ出漁ノ際携帯スベシ
- 第十條 組合員ハ組合經費ヲ負擔スルノ義務アルモノトス
- 第十一條 組合員脱退セントスルトキハ証票ヲ添ヘ其旨ヲ組長ニ申込ム可シ
- 組長前項ノ申込ヲ受ケタルトキハ組合員名簿ニ脱退年月日ヲ記入シ其氏名ヲ抹消スベシ

第三章 理事監事及事務員

- 第十二條 本組合ニ理事三名監事一名ヲ置ク理事ハ組長一名ヲ互選ス
- 組長ハ組合一切ノ事務ヲ總理シ組合ヲ代表ス
- 第十三條 理事監事ハ總代会ニ於テ一ヶ年以上本組合ノ地區内ニ住所ヲ有スル組合員中ヨリ之ヲ選舉ス

第三編 各種の事業上卷

第二章 漁業

ス

第十四條 理事ノ任期ハ三ヶ年トシ監事ノ任期ハ二年トス但再選ヲ妨グズ

補欠選舉ニ依リ就任シタル理事監事ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

監事任期ノ滿了ニ依リ退任シタルトキハ後任者ノ就任ニ至ルマテ尙其職務ヲ行フ

第十五條 本組合員ハ正當ノ事由ナクシテ役員ノ當選ヲ辭シ又ハ其職ヲ辭スルコトヲ得ズ

第十六條 理事及監事ハ名譽職トス但勤務ニ相當スル報酬ヲ受クルコトヲ得

第十七條 本組合ニ書記一名ヲ置キ組長之ヲ任免ス

書記ハ役員ノ指揮ヲ受ケ庶務ニ従事ス書記ノ給料額ハ組長之ヲ定ム

第四章 會議

第十八條 會議ハ總會及總代會ノ二種トス

第十九條 總會ハ組合員ヲ以テ組織シ左ノ場合ニ之ヲ開ク

一 漁業組合規則第三十五條第三項ノ決議事項及總代解任ノトキ、二 理事ガ必要ト認メタルトキ、

三 監事ガ漁業組合規則第二十四條ニ依リ必要ト認メタルトキ、四 組合員五分ノ一以上ヨリ會議ノ

目的及其招集ノ理由ヲ示シテ請求シタルトキ、

第二十條 總代會ハ總代ヲ以テ組織ス總代ノ員數ヲ拾貳名トシ左ノ區域ニ依リ各組合員ニ於テ其組合

員中ヨリ之ヲ選舉ス  
第一區千船村大字大和田北部四名、第二區千船村大字大和田南部四名、第三區千船村大字大野及

百島四名

第二十一條 總代ノ任期ハ三ヶ年トス但再選ヲ妨グズ

總代ニ欠員ヲ生ジタルトキハ補欠員ヲ選出ス補欠員ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第二十二條 總代ハ總會ノ決議ニ依リ何時ニテモ之ヲ解任スルコトヲ得

第二十三條 總代ノ選舉ニ關スル細則ハ理事ノ定ムル處ニ依ル

第二十四條 總代會ヲ分テ通常臨時ノ二種トス通常總代會ハ毎年二回六月一月之ヲ開ク臨時總代會ハ

第十九條第一項第二號及第三號ノ場合又ハ總代五分ノ一以上ヨリ會議ノ目的及其招集ノ事由ヲ示

シテ請求シタルトキ

第二十五條 總代會ハ第十九條第一項第一號ノ決議事項ヲ除ク外總會ニ代リ總テノ事項ヲ決議スルコ

トヲ得

第二十六條 會議ハ規約變更ノ決議解散ノ決議及漁業組合規則第十九條ニ掲ゲタル事項ノ決議ヲ爲ス

場合ヲ除ク外通知以外ノ事項ト雖モ之ヲ議決スルコトヲ得

第二十七條 會議ヲ招集スルニハ少クとも會日ノ三日前ニ通知ヲ發スベシ

第二十八條 總會ハ組合員三分ノ一以上總代會ハ總代三分ノ二以上出席スルニ非ラザレバ開會スルコ

トヲ得ズ但同一ノ事項ニ付キ再度招集シタル場合ハ此限リニアラズ

前項ノ規定ハ漁業組合規則第三十三條第三十七條及第五十六條ノ場合ニ適用セズ

第二十九條 會議ノ決議ハ漁業組合規則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外出席員ノ過半數ニ依ル可否同

第三編 各種の事業上卷

第二章 漁業

四九七



數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第三十條 會議ノ議長ハ組長之ニ當ル組長事故アルトキハ理事ノ一人之ニ代ル理事事故アルトキハ出席員中ヨリ互選スルコトヲ得

第三十一條 會議ニ於テハ決議條ヲ作り議長及出席員三名以上之ニ記名捺印スルモノトス

第三十二條 會議ノ議事ニ關スル細則ハ各其會議ニ於テ之ヲ定ム

第五章 會計

第三十三條 本組合ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル

第三十四條 金五拾圓以上ノ現金ハ會議ニ於テ定メタル銀行ニ預ケ入ルルモノトス

第三十五條 毎年度ノ剩餘金ハ左ノ範圍内ニ於テ總代會ノ議決ヲ經テ之ヲ處分ス

一 基金ノ積立 剩餘金ノ百分ノ二十以上、一 遭難救恤資金ノ積立 剩餘金ノ百分ノ五以上、一 翌年度繰越金 剩餘金ノ百分ノ七十五以下、

第六章 漁業權ノ行使并ニ組合員漁業ノ方法

第三十六條 本組合ノ享有スル漁業權ノ行使方法左ノ如シ

一 慣行ニ依ル水面專用漁業權ニ依ル漁業ハ各自ニ又ハ共同シテ之ヲ爲スモノトス

第三十七條 本組合ノ享有スル漁業權ニ對スル組合員ノ漁業ノ方法ヲ定ムルコト左ノ如シ

一 白魚刺網籠籠漁業者ハ漁期ノ初メニ於テ漁場ノ順位ヲ定メ希望者ノ抽籤ヲ以テ定メタル順位ニ依リ毎日輪番交代シ漁業ヲ爲スモノトス

二 鱈曳網籠籠抄網漁業者ハ毎日抽籤ヲ以テ漁場ノ場割ヲ定メ五ニ二丁ノ距離ヲ保テ漁業ヲ爲スモノトス

三 四ツ手網追込四ツ手網漁業者ハ五ニ網先二丁ノ距離ヲ保テ漁業ヲ爲スモノトス

四 其他ノ漁業ハ組合員互ニ相衝突セザル様漁業ヲ爲スモノトス

第七章 組合員ノ遭難救恤

第三十八條 本組合員ノ遭難救恤ニ充ツル爲メ遭難救恤資金ヲ積立ツルモノトス

前項ノ資金ハ總額金參百圓ニ達スルトキハ其積立ヲ停止スルモノトス

第三十九條 遭難救恤金ハ總代會ノ決議ニ依リ別ニ定メタル規定ニ從ヒ左ノ費途ニ之ヲ支出スルモノトス

一 水難其他ノ變災ニ遭遇シ漁具漁船ヲ喪失若クハ毀損シタルトキハ其新調費又ハ修繕費ノ補助

二 遭難ニ依リ負傷若クハ疾病ニ罹リタル者ノ醫療費ノ補助

三 漂流者歸郷旅費ノ補助

四 遭難者ノ家族扶助料

五 遭難者ヲ救助シタル者ニ對スル賞與金又ハ謝金

第四十條 前條ノ支出ヲナシタルトキハ其事由金額及受領者ノ氏名ヲ事務所ニ揭示スベシ

第四十一條 遭難ノ場合ニ於テハ組合員互ニ救助ヲ爲スベシ

第四十二條 遭難ノ救助ヲ受ケ又ハ救助ヲ爲シタル者ハ遲滞ナク其事實ヲ組合ニ申出ヅベシ

第三編 各種ノ事業上卷

第二章 漁業

第八章 違約者處分法

第四十三條 第三十七條ノ規定又ハ組合會議ニ於テ決シタル事項ニ違背セシ者ハ三圓以上五圓以下ノ

過怠金ヲ課ス但同一事項ニ付キ違背スルコト三回以上ニ及ブモノハ會議ノ決議ヲ經テ除名ス

第四十四條 經費納付ノ通告ヲ受ケ其納付ヲ怠ルコト十日以上ニ及ブトキハ督促狀ヲ發シ手数料トシ

テ每一通ニ付キ金貳拾錢ヲ徴收ス

督促三回ニ及ビ尙納付セザル者ハ除名處分ヲ爲スコトアルベシ

第四十五條 過怠金ハ處分ノ日ヨリ五日以内ニ納付セシムルモノトス

(西成郡役所漁業組合規約書綴)

明治廿二年末現在の漁戸其他

町區別	戸數	人員	専業		兼業		間稼	網船	網船	網船	十人	網船	網船	四ツ手	雜船	計
			男	女	男	女										
粉濱村	三〇	三〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇										三〇
勝間村	三三	三三〇	一〇	一〇	一〇	一〇										三三
雞波村	二〇	二〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇										二〇
九條村	二二	二二〇	一〇	一〇	一〇	一〇										二二
川南村	三三	三三〇	一〇	一〇	一〇	一〇										三三
天保町	三三	三三〇	一〇	一〇	一〇	一〇										三三
計	一〇一	一〇一〇	三〇	三〇	三〇	三〇										一〇一

町區別	戸數	人員	専業		兼業		間稼	網船	網船	網船	十人	網船	網船	四ツ手	雜船	計
			男	女	男	女										
野田村	一五	一五〇	五	五	五	五										一五
千船村	一五	一五〇	五	五	五	五										一五
福計	三〇	三〇〇	一〇	一〇	一〇	一〇										三〇
計	四五	四五〇	一五	一五	一五	一五										四五

漁船

參問未滿のもののみなり

町區別	三十四年	三十五年	三十六年	三十七年	三十八年	三十九年	四十年	四十一年	四十二年	四十三年
傳法町	一三	一七	一〇	一五	一〇	一五	一〇	一五	一〇	一五
勝間村	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
千船村	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
福計	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三	三三
計	五一	五二	四一	五三	四一	五三	四一	五三	四一	五三

備考 四十三年中外に津守村に漁船五艘あれど僅なれば表中に之を掲げず

漁獲高

魚貝	年別	数量		價額	
		數量	價額	數量	價額
白魚	三十四年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	三十五年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	三十六年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	三十七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	三十八年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	三十九年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	四十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	四十一年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	四十二年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
	四十三年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

計	鳥 貝	蛤	赤 貝	計	鯉 魚	沙 魚	鱒	鯛	鯉	
									價額	數量
八、九四八	二、四四九	三、一三三	八、四四五	三、四三三	二、五〇〇	三、一三〇	一、九二五	三、〇〇〇	一、四〇〇	
三六、六五	九、三〇〇	一六、四四〇	七、五三五	二、二七五	二、二〇〇	二、五〇〇	一、八〇〇	三、五〇〇	一、〇〇〇	
三三、九六九	八、三三三	九、六六四	六、六七五	二、五七〇	二、二〇〇	二、七〇〇	一、七三三	二、三〇〇	一、〇〇〇	
二五、六一	九、六六六	二、五九六	一、六七五	三、〇三七	二、二〇〇	三、八〇〇	二、三三三	三、〇〇〇	一、〇〇〇	
二、三三四	八、六三三	九、九六六	一、六七五	三、〇三七	二、二〇〇	三、八〇〇	二、三三三	三、〇〇〇	一、〇〇〇	
二四、七五〇	一一、九七五	一三、八五〇	一、六七五	四、三六〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	二、六〇〇	三、〇〇〇	一、一五〇	
一七、〇〇〇	七、九四四	一三、三三三	七、八五五	七、七〇〇	七、〇〇〇	七、〇〇〇	五、五〇〇	六、〇〇〇	一、四〇〇	
三三、七五〇	一一、九七五	一三、八五〇	七、八五五	八、〇〇〇	七、〇〇〇	八、〇〇〇	五、五〇〇	六、〇〇〇	一、四〇〇	
一三、五五〇	六、一六〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇	六、五〇〇	六、〇〇〇	七、〇〇〇	四、九〇〇	五、〇〇〇	一、〇〇〇	
六四、三三三	七、一四四	八、一六六	五、三三三	九、三三三	九、三三三	九、三三三	四、九三三	五、〇〇〇	一、〇〇〇	

合 計	計	規	計	鰻	鮎	鮪	鯉	鯉	
								價額	數量
一六、九六六			二、三三〇	一、八五五	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、二二六	二、二二六	
二五、〇三三	六〇	六〇	二、六〇七	一、八五〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、二二六	二、二二六	
二七、八八九	六〇	六〇	八、四三三	六、四五五	七、四三三	五、八四五	二、二二六	二、二二六	
三三、四七五	六〇	六〇	六、七九九	五、〇〇〇	五、九一一	四、四三三	二、二二六	二、二二六	
三三、四〇八	六〇	六〇	八、八七三	六、四〇〇	八、一八三	六、一七〇	二、二二六	二、二二六	
二四、三二二	六〇	六〇	六、三三五	四、三三三	五、三三三	四、三三三	二、二二六	二、二二六	
一八、九九九			二、四四〇	一、六〇〇	一、五〇〇	一、四〇〇	二、二二六	二、二二六	
三三、三三三			二、三〇五	一、五五〇	一、四八五	一、三三三	二、二二六	二、二二六	
一五、三三三			一、七九九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	八六六	二、二二六	二、二二六	
二九、八七九			八、四八八	五、〇三三	六、二二二	三、四三三	二、二二六	二、二二六	

備考 單位數量は買目價額は單位とす。  
 第三編 各種の事業上巻 第二章 漁業

